

広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会

増田 修（企画編集責任者）・以下（共同研究者）

居石正和・紺谷浩司・矢野達雄

（アイウエオ順）

## 目次

### 一 はじめに

### 二 松山における陪審公判一覧表

### 三 「刑事統計年表」から見た陪審裁判

① 松山地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

② 広島地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

③ 鳥取地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

### 四 新聞報道に見る陪審公判

#### 1 陪審法施行前後の状況

#### 2 陪審公判に関する新聞報道

① 放火被告事件昭和4年10月31日判決

② 殺人及殺人未遂被告事件昭和4年12月26日判決

- ③ 殺人未遂被告事件昭和7年1月25日判決
- ④ 殺人未遂被告事昭和7年3月19日判決
- ⑤ 放火被告事件昭和8年3月13日判決
- ⑥ 放火被告事件昭和8年3月22日判決

### 五 刑事判決書

② 殺人及殺人未遂被告事件昭和4年12月26日判決

② 殺人及傷害上告事件昭和5年4月8日判決

③ 殺人未遂被告事件昭和7年1月25日判決

④ 殺人未遂被告事昭和7年3月19日判決

⑤ 放火被告事件昭和8年3月13日判決

⑥ 放火被告事件昭和8年3月22日判決

### 六 陪審公判を担当した判検事・弁護士の履歴

#### 1 判事

① 小林右太郎 ② 黒田俊一 ③ 荻原竹儀 ④ 宮脇幸治 ⑤ 森加重登

⑥ 有地平三 ⑦ 高松精二 ⑧ 波多野義熊 ⑨ 永山嘉宏 ⑩ 松村禎彦

#### 2 検事

⑪ 帯刀吉五郎 ⑫ 松井善太郎 ⑬ 松野平一

#### 3 弁護士

⑭ 清家俊三 ⑮ 山本芳三郎 ⑯ 高橋榮吉 ⑰ 佐藤義道 ⑱ 大隅吉廣

⑲ 佐海直隆 ⑳ 檜垣喜太郎 ㉑ 井上源一 ㉒ 宇和川濱藏

## 一 はじめに

本稿は、広島控訴院管内の広島、山口、岡山、松江、鳥取、松山の各地方裁判所で行われた、陪審裁判に関する資料を紹介する中の最後の松山に関するもので、すでに発表した広島、山口、岡山、松江、鳥取における陪審裁判に続くものである。

(注1) これまでに発表した陪審裁判に関する資料は、次の通りである。これらは、国立情報学研究所のウェブ・サイト「論文情報ナビゲータ (CINII)」において、PDF形式で読むことができる。

① 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判——昭和初期の芸術日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判——」『修道法学』第二九卷第二号・二〇〇七年二月)

② 緑大輔・増田修・加藤高・紺谷浩司・共編「広島における陪審裁判(二)——昭和初期の芸術日日新聞・中国新聞の報道ならびに刑事判決原本を中心にして見る陪審裁判——」『修道法学』第三〇卷第一号・二〇〇七年九月)

③ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(1)——予審終結決定書・陪審公判始末簿および刑事判決書を中心に見る陪審裁判——」『修道法学』第三二卷第一号・二〇〇八年九月)

④ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「山口における陪審裁判(2)——防長新聞・関門日日新聞および馬関毎日新聞を中心に見る陪審裁判——」『修道法学』第三三卷第一号・二〇〇九年九月)

⑤ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「岡山における陪審裁判——陪審公判始末簿・説示・問書・上告審判決ならびに新聞

(報道を中心に見る陪審裁判——」『修道法学』第三三卷第一号・二〇一〇年九月)

⑥ 居石正和・加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「松江における陪審裁判——陪審公判始末簿・刑事判決書ならびに松陽新報・山陰新聞の報道を中心に見る陪審裁判——」『修道法学』第三三卷第二号・二〇一一年二月)

⑦ 増田修「広島における陪審裁判(三) 補遺——問書・説示・陪審制度実施の感想および司法省陪審宣伝各地法況から見る陪審裁判」『修道法学』第三四号第一号・二〇一一年九月)

⑧ 加藤高・紺谷浩司・増田修・矢野達雄・共編「鳥取における陪審裁判——因伯時報・鳥取新報・大阪朝日新聞ならびに予審終結決定書・説示・刑事判決書に見る陪審裁判——」『修道法学』第三四卷第二号・二〇一二年九月)

(注2) 広島控訴院管内の陪審裁判は、広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会の調査・研究課題の一つであるが、増田修(広島弁護士会所属弁護士)が中心となり、同会を構成する次のメンバーが共同して調査・研究を行っている。加藤高(広島修道大学名誉教授(民法)、紺谷浩司(広島大学名誉教授(民事訴訟法)、緑大輔(北海道大学大学院法学研究科准教授(刑事訴訟法)、矢野達雄(広島修道大学法学部教授(日本法制史)、居石正和(島根大学法文学部教授(日本法制史)、山崎俊恵(広島修道大学法学部准教授(刑事訴訟法))

陪審公判を復元する資料としては、(1) 陪審公判始末簿、(2) 予審終結決定書、(3) 陪審説示集・問書集、(4) 刑事判決書、(5) 新聞報道などがある。

そのうち、刑事判決書は松山地方検察庁に保存されているが、陪審公判始末簿、予審終結決定書は松山地方裁判所に残されていない。また、陪審説示集・問書集には、松山地方裁判所におけるものは収録されていない。陪審裁判に関する新聞報道は、海南新聞、伊予新報、愛媛新聞および大阪朝日新聞(香川愛媛版・愛媛版)などに掲載されているものを収録した。

## 二 松山における陪審公判一覧表

松山地方裁判所では、六回陪審公判が開かれたが、収集した新聞報道、刑事判決書などの資料によると、その概要は次の通りである。

判決日	公訴罪名	判決(求刑)	被告人(年齢)	裁判官	検察官	弁護士
昭和4年10月31日	放火	無罪	MK金次 (60)	小林右太郎 黒田俊一 荻原竹儀	帯刀吉五郎	清家俊三
昭和4年12月26日	殺人・殺人未遂	殺人・傷害 懲役10年 (懲役12年)	UTM覺善 土木請負業 (42)	宮脇幸治 森加重登 黒田俊一	松井善太郎	山本芳三郎 高橋英吉 佐藤義道 大隅吉廣 佐海直隆
昭和7年1月25日	殺人未遂	傷害 懲役3年 未決勾留90日算入 (懲役4年)	AS茂 牛車挽(22)	宮脇幸治 有地平三 高松精二	松野平一	檜垣喜太郎
昭和7年3月19日	殺人未遂	傷害 懲役6月 執行猶予3年	FT幸雄 下駄商(26)	宮脇幸治 波多野義熊	松野平一	井上源一

		(懲役8月)	高松精二			
昭和8年3月13日	放火	放火 懲役7年 未決勾留150日算入 (懲役7年)	OM鬼義 農業(31)	宮脇幸治 永山嘉宏 松村禎彦	松野平一	宇和川濱藏
昭和8年3月22日	放火	放火 懲役5年 未決勾留150日算入 (懲役6年)	KT千吉 荷馬車挽 (43)	宮脇幸治 永山嘉宏 松村禎彦	松野平一	宇和川濱藏

(注1) ②事件は、殺人に対しては、主問2「然り」と答申があり、殺人と認定された。一方、殺人未遂は、補問第1が「然り」で傷害罪となり、別問2「被告人の行為は、HD峰一及びKZ要吉の共同の急迫なる暴行をさけるため、自己の生命身体を防御するに必要な限度を超へたるものなるや」に対し「然り」の答申があり、過剰防衛と認定された。

(注2) ②事件は、上告(弁護士宇和川濱藏、佐海直隆、高野金重)したが、昭和5年4月8日大審院は上告を棄却した。

## 三 「刑事統計年表」から見た陪審裁判

松山地方裁判所には、陪審公判始末簿、刑事第一審公判始末簿が保存されていない。『刑事統計年表』には、「裁判所別 陪審事件刑法犯ノ件数、人員、科刑其他」と題する「一覧表」が掲載されている。その「一覧表」には、旧受理、新受理、自白、陪審公判、公訴棄却、未終局事件などの件数・人数が記載されている。

そこで、「松山地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表」は、前記「一覧表」に基

づいて作成した。

司法書記官潮道佐「陪審所感」『法曹会雑誌』第7巻第10号、一九二九年一〇月）は、陪審法実施の一年間に於て色々感じた点の一つとして、「陪審事件が意外に少ない。これは勿論法定陪審事件では被告人が辞退し、請求陪審事件では請求を為さないからの事である。尤も辞退する者の大部分は同時に自白もして居る様である。」という。

なお、広島地方裁判所および鳥取地方裁判所でも、陪審公判始末簿、刑事第一審公判始末簿が保存されていないため、「陪審事件処理状況一覧表」を作成していなかったが、本項において『刑事統計年表』に基づき作成したものを補充しておいた。

① 松山地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3		3 (3)	1 (1)	1 (1)		
4	1 (1)	29 (29)	7 (7)	19 (19)	2 (2)	
5	2 (2)	37 (41)	12 (12)	20 (24)		
6	7 (7)	41 (47)	26 (26)	20 (26)		
7	2 (2)	46 (48)	20 (20)	15 (16)	2 (3)	1 (1)
8	9 (10)	34 (38)	25 (25)	16 (21)	2 (2)	
9		49 (50)	17 (17)	30 (31)		
10	2 (2)	44 (51)	17 (17)	20 (27)		1 (1)

昭和(年)	旧受理
11	8 (8)
12	2 (2)
13	
14	
15	2 (2)
16	1 (1)
17	
18	

新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
48 (51)	16 (16)	38 (41)		
38 (38)	19 (19)	21 (21)		
32 (32)	9 (9)	23 (23)		
37 (37)	14 (14)	21 (21)		
33 (33)	16 (16)	18 (18)		

〔注1〕『刑事統計年表』の「裁判所別 陪審事件刑法犯ノ件数、人員、科刑其他」と題する「一覧表」では、自白と辞退の各人員数は掲載されているが、自白と辞退の各件数の内訳は出ていない。本表では、自白の件数と人数は同数と仮定して処理したので、自白と辞退の件数は実数とは多少異なることがある。括弧内の数字は人数である。

なお、『刑事統計年表』の昭和一六年以降分には、この「一覧表」は掲載されていない。

〔注2〕「新受理」は、その年に受付けた事件数である。「旧受理」は、前年以前に受付けた未済事件で、次の年に繰越された事件数である。

〔注3〕受理された事件の処理は、次の通り表示した。「自白」欄は、自白事件が通常手続きで審理された回数である。「辞退」欄は、陪審公判を辞退した事件が通常手続きで審理された事件数である。「陪審公判」欄は、陪審法により陪審の評議に附された事件数である。「公訴棄却」欄は、被告人死亡の場合（刑法365条）に決定で公訴棄却された事件数である。なお、陪審公判で公訴棄却されるのは、放火で起訴されたが器物損壊（告訴取下）と認定された場合などである。

② 広島地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

昭和(年)	旧受理
3	
4	
5	9 (9)
6	8 (10)
7	12 (16)
8	8 (11)
9	5 (5)
10	1 (1)

新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
3 (3)		1 (1)	2 (2)	
54 (56)	24 (24)	16 (18)	5 (5)	
46 (50)	20 (20)	26 (28)	1 (1)	
51 (60)	32 (32)	13 (20)	2 (2)	
56 (69)	32 (32)	28 (42)		
39 (42)	34 (34)	8 (14)		
30 (32)	17 (17)	16 (18)	1 (1)	
29 (29)	22 (22)	6 (6)		

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11	2 (2)	28 (28)	20 (20)	8 (8)		
12	2 (2)	16 (16)	7 (7)	11 (11)		
13		43 (45)	17 (17)	24 (26)		
14	2 (2)	37 (38)	14 (14)	24 (25)		
15	1 (1)	31 (31)	10 (10)	20 (20)	1 (1)	
16	1 (1)					
17						
18						

③鳥取地方裁判所における陪審事件処理状況一覧表

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退
3		2 (4)		2 (4)
4		13 (13)	1 (1)	9 (9)
5		7 (8)	1 (1)	3 (4)
6		16 (17)	2 (2)	11 (12)
7	1 (1)	19 (19)	2 (2)	16 (16)
8	1 (1)	22 (23)	3 (3)	19 (20)
9	1 (1)	18 (18)	1 (1)	18 (18)
10		12 (12)		12 (12)

陪審公判	公訴棄却
3 (3)	
2 (2)	
2 (2)	
1 (1)	

昭和(年)	旧受理	新受理	自白	辞退	陪審公判	公訴棄却
11		14 (14)	1 (1)	11 (11)	1 (1)	
12	1 (1)	12 (13)	1 (1)	12 (13)		
13		8 (8)		8 (8)		
14		7 (9)		5 (5)		
15	2 (4)	7 (7)	1 (1)	7 (9)		
16	1 (1)					
17						
18						

(注) 昭和3年「辞退」覧「2(4)」の内「1(3)」は請求陪審の「取下」である。また、昭和5年「辞退」覧「3(4)」の内「1(1)」も請求陪審の「取下」である。

(追補) 鳥取地方裁判所の陪審公判始末簿は、後に発見されたので、「鳥取における陪審裁判」『修道法学』第3巻第1号・二〇二二年九月の二「鳥取における陪審公判」覧表」に「追補」した。(平成三〇年七月二四日・増田修記)

#### 四 新聞報道に見る陪審公判

ここには、「海南新聞」、「伊予新報」、「愛媛新聞」および「大阪朝日新聞」(香川愛媛版・愛媛版)に報道された、松山における陪審公判についての記事を収録した。それに加えて、

松山地方裁判所陪審法廷の完成式、陪審法実施に先だつ模擬陪審裁判、昭和三年一〇月一日の司法記念日に天皇が東京地方裁判所へ行幸した状況、司法大臣、松山地方裁判所長などの陪審法施行に関する談話、司法記念日行事、ならびにその後の陪審法の実施状況に関する報道も収録した。

(注1) 陪審裁判に関する報道には、欠号があるため、全公判期日の記事には収集できないものもある。

(注2) 本資料紹介では、朝刊と夕刊の区別を表示しなかった。当時、夕刊は、紙面上段欄外に表示された日付の前日に発行され、翌日の朝刊と一緒に配送された。したがって、同一日付でも、夕刊の報道が朝刊よりも時間的に早い記事となっている。

(注3) 新聞記事は、旧漢字は常用漢字に置換ええたが、仮名遣いは原文通りとし、句読点を付加して読み易くした。

## 1 陪審法施行前後の状況

● 「海南新聞」昭和三年四月一三日

陪審法廷は五月に竣工する

一般に内部の観覧を許す

松山市の西堀端から一番町に至る道路幅員拡張に支障を生ぜしめた、松山地方裁判所の陪審法廷は、前年度すなはち三月中に竣成するはずであったが、遅延し五月初旬乃至中旬までには竣工することになったが、陪審裁判は既報の如く本年十月勅令によつて実施することになるので、それまでは陪審法廷は竣成しても使用されないのであるが、裁判所とし

ては竣工後は一般の希望によつて内部を観覧せしむることになってゐる。しかして、陪審制度そのものに対する一般の理解を与ふるため、前年度すでに活動写真とか講演、新聞紙等によつて宣伝を行ったが、なほ本年度において宣伝に関する予算が来れば、更に一層徹底をはかるべく宣伝を行ふはずである。

● 「愛媛新報」昭和三年八月二〇日

陪審法運用研究の殺人事件模擬裁判

実際そのまゝに公判

十月一日から実施される陪審法の運用方法研究に資するため、松山地方裁判所、同検事局、松山弁護士会が協同し、十九日午前九時から、新装成れる松山地方裁判所陪審法廷に於て、白井一郎に係る殺人事件の模擬裁判が開かれた。傍聴人は、松山市附近の陪審員候補者であつて、係官としては、小林裁判長、満田、數馬両判事陪席、帯刀検事立会、宇和川、松本(清)両弁護士出廷、村上書記被告白井一郎となり出廷した。当日は裁判所側よりも、境澤裁判所長以下各判事、検事も傍聴した。先づ、定刻抽籤により陪審員十二名及補充陪審員二名を決定し、裁判長より陪審員に対する諸注意を諭告し、宣誓を命じ、被告の訊問に移り、型の如く住所氏名の訊問があり、検事は公訴事実として、被告白井一郎は温泉郡北条町大本席芸妓照次事大田ハナとなじみを重ねてゐたが、ハナには内縁の夫があり、二人して晴れて夫婦にもなれず、二人して松山市榎町安田旅館に投宿中、宿泊料の督促を受け遂に金に窮し悲観の結果、無理心中を企て、ハナの咽喉部を小刀で以て突き刺し殺害

した、時は大正十四年二月四日午前三時である旨を述べ、それより被告に対し、裁判長より事実の訊問があり、被告は無理心中に非ずして合意上の情死である旨を陳述、それより証人調べに移り、証人としては裁判所書記が、大本建太郎やハナの夫小野秀一、ハナの父太田梅之助其の他の証人となり出廷し、満田判事より証人訊問があり、終つて検事の論告、弁護士の弁論、裁判長より陪審員に対する論告があり、実際其の儘の模擬裁判であつた。

●「伊予新報」昭和三年八月二〇日

馴染女殺しは合意か無理か

松山の模擬陪審裁判

各関係者が真剣になつて研究す

松山地方裁判所では、十九日午前九時から新築陪審法廷に於て、殺人事件の模擬陪審裁判が開かれた。その想定は、大正十四年松山市千舟町久保田旅館で行はれた芸妓殺しから取つたもので、即ち、

白井一郎(二九)が、馴染の北条芸妓照次事大田ハナ(三〇)と夫婦約束でしたが、ハナには小野秀一(四二)といふ内縁の夫と貰ひ子信一(九三)があるのと、一郎も商業資金を費消し到底夫婦になれぬとて、大正十三年一月十一日北条から松山へ来て、榎町保田旅館に投宿中一月三十日情死を決し、二月四日午前三時頃先づ猫いらずを嚙下したが、二人とも一度吐き出し、その後男は短刀で女の咽喉をつき差して殺し、自分も咽喉をついたが死にきれず、そのまゝ宿屋を出て車で高浜へ行き、海に投身して自殺せんとした処を捕はれた

といふものであるが、

裁判長は新任の小林部長で、陪席は満田、數馬両判事で、帯刀検事干与し、弁護士は松本、宇和川両氏が着席し、その他裁判所長、検事正全部陪席、被告及び五名の模擬証人は全部裁判所の書記及雇員で、陪審員十四名着席、傍聴席には陪審員候補者其他各関係者五、六十名着席し、型の如く犯罪調、証人調、検事の論告あり、両弁護人の弁論があつて、小林裁判長より事件の内容及び被告に対する証拠、証言の不利、有利な点、その他を説明し、陪審員は「女が承諾して殺されたものか、又は無理に殺されたものか」という事を評議して、午後二時頃閉廷した。

●「法曹会雑誌」第六卷第一〇号・昭和三年九月一日

松山地方裁判所に於ける模擬陪審裁判

松山地方裁判所に於ては、所長、検事正、弁護士会長協議の上、陪審法実施準備と其運用方法研究の爲め、実際と変りなき模擬陪審裁判を開催することとなり、去る八月十九日(日曜)午前九時より、新築の陪審法廷において、左記構成により当庁に於ける数年前の既済殺人事件を材料として、総ての関係人氏名を変更し模擬裁判を開き、被告人、証人等は裁判所職員、弁護人は弁護士会長、同副会長、之に当り、陪審員は陪審員候補者中此計画に賛し参集したる者列席、聴者は所長、検事正以下判事、検事、裁判所書記、弁護士、選に洩れたる陪審員候補者等にて、極めて静粛、緊張裡に進行し、犯罪構成要素に関する事実上、法律上の点に付、検事、弁護人の弁論、陪審員に対する裁判長の説示、裁判員の

評議、答申、総て法に従ひ、最後に刑の量定に関する検事、弁護人の弁論あり、閉廷したるは午後三時半なりき、右終つて会議室に於て所長より、陪審員候補者一同に対し、一場の挨拶あり、頗る好結果を得たり。

(裁判長) 部長判事小林右太郎、(陪席) 判事満田清四郎、同敷馬伊三郎、(検事) 次席検事帯刀吉五郎、(書記) 書記島村正賢、同高橋義夫、(弁護士) 弁護士宇和川濱藏、同松本清三、(被告人) 書記村上幸四郎、(証人) 書記奥村國恒、同齋川順信、同森貞助、同宇都宮一郎、雇佐賀アヤ子、(陪審員) 織維工業藤村需三(三三)、農耕重松瀧五郎(五二)、飲食店片岡藤五郎(四八)、其他の自由業三神清兵衛(五二)、官吏廣江方正(五七)、同渡部寛語(四〇)、農作今村祐四郎(三二)、農作仙波友太郎(四七)、其他の自由業古川榮一(六五)、飲食料品製造川田馬太郎(六八)、織維工業松本一郎(三五)、農作關谷清五郎(五五)、(補充陪審員) 物品販売業永木虎一(三四)、農作堀内淺五郎(六七)

●「海南新聞」昭和三年九月四日

陪審会議

全国から百二十六名出席して

陪審裁判が愈十月一日から実施されるので、全国地方裁判所の陪審裁判官、検事等百二十六名は、三日司法省に参集、午前九時から会議。同日、原法相より一場の挨拶を試み、泉二局長出席、判事検事に指示を試み、法律の制定とその解釈並びに實際に対して種々差し障りある点を研究する処あつた。当日の席上には、特に牧野大審院長、小山検事総長、

和仁控訴院長、林大審院次席検事等出席、係検事と研究事項を協議した。

●「海南新聞」昭和三年九月四日

模擬陪審裁判

宇和島で開く

十月一日より陪審法実施に付き、宇和島区裁判所及び弁護士団は、十五日午後三時より市役所市会議事堂において、模擬陪審裁判を開くはず。

●「海南新聞」昭和三年九月一六日

司法官弁護士協議会

十五日から

松山地方裁判所では、十月一日から陪審法実施につき、その準備のため、十五日午後一時から会議室において、司法官、弁護士の協議会を開催した。なほ、十月一日の全国司法記念日の催しについては、松山では或ひは講演会が催されるかも知れぬが、まだ確定はしてゐない。

●「海南新聞」昭和三年九月一六日

陪審漫筆



陪審法の実施が差迫って、その下稽古でとんだお茶版をしでかすことなどもあるそうだが、ともかくも、この法の実施で、まづ民衆政治の体裁が一通り国の各機関に行渡って整ったわけだ。

イギリスでは、陪審制から代議制が脱化したのだが、わが国では代議制の後ち四十年たらずで陪審制が生れた。一たい制度といふものは、実際におはれながら、適當の順序をふんでなるのが大筋さ。この意味から言えば、わが国の陪審制と代議制は順序が逆になった。だから、運用を誤れば、その流毒は、今の代議制運用のそれよりも恐ろしいことになりかねない。何といつても、司法権は国権の基本で、それにゆがみが出来ては、国礎は傾かざるを得ないからだ。

□ 陪審制度の運用上、第一に懸念されることは、この制度が階級裁判の悪い方面に墮しは仕ないかといふことである。

この制度が「フリーマンはフリーマンに、ヴィレーンはヴィレーンにさばかれる」。うへつ方はうへつ方、下司は下司」といふ階級意識を呼び起して、面白からぬ世相を打開したことは、この制度の先進国で、その初期に多少はなめないもの無、にがい経験だ。

□ 当今のやうに、階級闘争などいふ切迫した悪思想の横流してゐる際に、右様の階級意識が司法寛内に燃えあがったら、由々しい大事ではないか。

□ 次に懸念されることは、陪審員がよく濁流に押流されないうで居られるかとふことだ。司

法省では、折角陪審員の缶詰設備を念入にしたさうだが、濁流は、どんな缶でも腐しよくしてしみ入るものだから、劍呑だ。

□ 十四世紀の中ごろ、イギリスで陪審員が腐敗して有力者が被告になると、賄賂や威迫に動かされて裁判が乱脈になったことは、有名な話だが、そんな古い引合を出さないでも、つい去年の暮、アメリカで例のフォール・シンクレア事件で、陪審員が賄賂を取ったとてヂストリクト、オブ、コロムビア刑事裁判所は、裁判の審理に不正があつたと宣言するし、贈賄者に逮捕状を発する、裁判をやり直すなどの騒ぎが起つた。陪審員とて、時代の空気から懸け離れて、真空内に棲息し得られる生物ではないから、今の社会一般の風紀から考へると、安心はできない。

□ いはゆる「実弾射撃」は、代議制度の運用上、曲事と考へられない今の社会に、陪審制度だけが、よくこの射撃の危険から保障されるかどうか、制度の実施が差迫って、また一つの苦勞の種がふえた訳だ。

● 「海南新聞」昭和三年九月二一日

陪審員の旅費日当

止宿料規程……◇勅令で公布さる

陪審法実施に伴ひ、陪審員の旅費日当及び止宿料の規程は、十九日勅令を以て、左の如く公布された。

陪審員旅費日当及止宿料規則

第一条 陪審員の旅費は鉄道又は汽船を通ずる水路にありては二等旅客運賃、運賃の等級を二階級に区分するものに在りては上級の運賃、其の等級を設けざるものに在りては其の乗車又は乗船に要する運賃に依り、汽船を通ぜざる水路に在りては一海里毎に十五銭以内、其の他に在りては一里毎に九十銭以内に於て裁判所の定むる額とす但し一海里未満又は一里未満の端数は之を切捨つ

第二条 陪審員の日当は公判の審理に關与したる日に付ては一日につき五円、其の他の日に付ては一日に付二円五十銭とす

第三条 陪審員の止宿料は陪審宿舍に止宿したる場合に於ては一夜に付二円五十銭、其の他の場合に於ては一夜に付五円とす

第四条 陪審員の旅費、日当及止宿料は判決前に請求するに非ざれば之れを給せず

附則

本令は昭和三年十月一日より之を施行す

●「海南新聞」昭和三年九月二日

陪審員資格名簿の閲覽

十月一日から

松山市の昭和四年度の陪審員資格名簿は、九月一日現在で調査ををったので、十月一日から八日まで（日曜を省く）、市役所で閲覽に供すると。異議の申立者は、縦覧期間及

次の一週間以内に申立をなすべしと。

●「海南新聞」昭和三年九月二三日

大阪の共産党事件公判

陪審にかげず

さきに予審決定有罪、裁判に付せられた大阪における日本共産党事件の被告九十九名にかゝる公判は、来る十一月廿一日より十二月一日までブツ通で、大阪地方裁判所柴田裁判長かゝり金子検事立会の下に開廷される事に決定して、同事件は司法省の方針通り陪審にかげない事になった。

●「海南新聞」昭和三年九月二五日

陪審員資格者名簿縦覧

十月一日から

本年九月一日現在によつて調製した陪審員資格者名簿は、昭和三年十月一日から八日までの午前九時から午後四時の間に、松山市役所内で縦覧に供することとなった。

●「海南新聞」昭和三年九月二六日

十月一日から陪審法廷開放

参観に供する

陪審法は愈十月一日から実施されるが、松山地方裁判所では、一般の参考に資するため一日から三日間、毎日午前九時から午後三時まで、所内の陪審法廷を開放して、一般市民の参観に供するはず。

●「海南新聞」昭和三年九月二十九日

陪審員資格者調査終了

総数二千余名

松山市では陪審員資格者の調査中であつたが、二十八日を以て完了した。その総数二千百九十六名で、昨年より九十名の減少である。これ旧市街と合併旧四村に比較すると、四村は資格者が減少し市街は増を加してゐる。従つて、結局九十名の減少が旧四村に著しき減少を示し、農村の疲弊をこれに依つても物語つてをるやうである。

●「海南新聞」昭和三年一〇月二日

けふ意義深き記念日、聖上司法部に行幸

原法相の御先導で各部へ親しく

玉歩を印させ給ふ

十月一日、今日でわが国司法史上に特筆すべき、陪審法の施行せられる司法記念日である。天皇陛下には、此の記念すべき日、特にわが裁判所構成の様を御覧あらせられるため、東京地方裁判所へと意義深き行幸をあそばさる。此日の行幸の御順序を拝するに、陸軍通常礼装に大勲位略綬を佩ばせられ、珍田侍従長御陪乗の略式自動車鹵簿に召されて、一木宮相、奈良武官長その他供奉の上、午前十時宮城御出門、同十時五分東京地方裁判所御車寄着御、原法相以下小原、濱田両次官、磯部参与官、泉二行刑局長以下各局長、裁判所側より牧野大審院長、小山検事総長、和仁控訴院長、三木検事長、田中東京地方裁判所長、鹽野検事正の六長官以下高等官約三百名の奉迎を受けさせられ、原法相の御先導にて三階大審院長室の仮御座所に入らせられ御少憩の後、原法相以下全判任官に拝謁を賜はり、次いで原法相の御先導で、陳列室の参考書類、判決書並びに中野刑務所以下各刑務所における囚人の製作品などを御覧あらせられ、十一時廿分から原法相の御先導にて、大審院第一号法廷に臨御、此処で牧野院長の説明を御聴取あらせられ、それより控訴院第三号法廷に御成り、判任官約三百名列立拝謁を賜はり、次いで此の日の行幸眼目である陪審法廷に成らせられ、同法廷並びに陪審員評議室における田中裁判所長の御説明を御聴取あそばされ、更に予審廷を順次御巡覧、御少憩の後、同十一時四十分還幸あらせられた。(東京電話)

●「海南新聞」昭和三年一〇月二日

勅語を賜ふ

天皇陛下には、本日裁判所行幸の際司法部に対し、左の如き優渥なる勅語を賜った。

勅語

司法裁判ハ社会ノ秩序ヲ維持シ国民ノ権利(注、ミツ)ヲ保全シ国家ノ休戚之ニ係(注、ミツ)ル今ヤ陪審法施行ノ期ニ会シ(注、ミツ)一層恪勤奮励セヨ

君恩の厚きを思ふ

陪審法実施に際し

田中首相の談

国民が多年期待してゐた陪審法は、今日即ち昭和三年十月一日より実施される事となつた。この日天皇陛下には、親しく大審院に臨幸あらせられ、司法事務の實際を御親閲あらせらるるの、誠に有難き思召と拝察し、お互に国民の責任の甚だ大なるを覚えるのである。陪審制度とは、一口に云へば、国民が直接司法手続に参加することである。即ち、裁判の手続は、従来専門の裁判官のみで行はれてゐたものを、国民が之に参加して円満完全なる裁判を行ふと云ふことであつて、そこに大なる意義がなくてはならぬ。我々国民は、既に議會に於て立法に参加し、地方自治に於て行政に参加し、今また陪審法によつて司法に参加することになった。既に茲に三権に各々に参加することによつて、いよく立憲国民たるの実を挙げ得るやうになつた事は、我々日本国民の誇りであるとともに、重大なる責任觀念を喚起するは勿論、益々自重精励して、君恩の厚きに酬ひねばならぬと信ずるのである。

●「海南新聞」昭和三年一〇月二日

有終の美を濟せ

陪審法実施に臨んで

原法相の談

多年国民翹望の的となつて居た、陪審法が愈々本日を以つて実施せらるゝことゝなつたことは、我々国民として大いに祝福慶賀せねばならぬ一大盛事である。言ふまでもなく、陪審裁判なるものは、従来裁判を専門とする官吏則ち判事が単独に行ひ來つた刑事の裁判に、一般民衆の意思即ち民意を加味せしむることを基調とし精神とする、いはゆる国民裁判を指すのである。本来立憲治下にありては、其の立法たると司法たると行政たるを問はず、苟くも国務の遂行運用に當つては、之れに民意を加味せしめ、国民をして国民の政治は国民自ら之れを行ふのであるとの觀念をいだかしめねばならぬのである。然るに、我が国に於ては、今日まで立法行政の両方面に於ては、選挙の方法により代表されたる人民の意思が、国政遂行の上に表現されて居つたけれども、独り司法裁判の上には、国民意思の反映と認むべき何物も加味されて居らず、裁判事務を常職とする官吏のみが、刑事の裁判則ち国民の犯罪有無の判断を為し來つたのであるから、立憲政治の本筋からいふても、従来の制度は、未だ其の完きを得ない感を免れなかつたのである。尤も、外国に於ては、為政者の暴虐に対し、国民の生命財産の安全を保護する趣旨に於て、陪審制度を採用した処もあつたが、我が国に於ては古来より全国的に(一地方の藩主等には多少あつた)暴虐僭恣の為政者があつて、勝手次第に人民をタイ捕、監禁、審問、懲罰したり、或ひは苛斂誅求を事とした実例はないのであるから、彼の外国に於ける如く、従来の官吏裁判では国民

の生命財産の安全は望まれないといふ国民感情があつたことはないのであるが、多数の国民中には、官吏たる警察官や検事が取扱つて来た事件を、更らに官吏たる裁判官が判断するのであるから、司法権は独立とはいふものゝ絶対公平を望むことは出来ないと思へる者があつて、従来の裁判制度に不満を感じることを免れ難いのである。而して、国民が裁判制度に不満といふことは、現在の法律生活に不満といふことであつて、国民の治安に非常に悪い影響を及ぼすことになるのであるから、国民をして真に法律生活に満足せしむるには、いやが上にも裁判制度に対する信頼の念を深からしめなければならぬ。従つて、国民をして裁判所をあくまで人権擁護の機関、正義発揚の機関であると信ぜしむるには、如何にしても従来の官吏のみによる裁判制度に変更を加へ、国民をして罪の有無は自分等の同輩同僚たる人民に依り決せられるとの安心を得せしむることが必要となつて来るのである。之れが、即ち我が国に於いて、陪審法を設くるに至つた根本である。斯くの如く、我が国の陪審制度採用は、諸外国のそれとはやゝその事情を異にしてゐるのである。之れを再言すれば、外国に於けるが如く暴虐政治の反動として此の制度が生れて来たのではなく、大多数国民は従来の裁判制度に信頼してゐることは疑はないのであるが、假令極めて少数の者でも従来の裁判制度に不満なものがあるならば、新制度により陪審員たる専門裁判官にあらざる普通国民、則ち何等捉はれざる同胞の判断に依り罪の有無を定めしむることが、一層人権擁護の精神を明かにし、裁判に対する国民の信頼を深からしむる所以である、と云ふことが此の新制度採用の本旨である。従つて、其の内容に於いても、外国の陪審法とは大いに其の趣きを異にし、現行裁判制度に不満なもののみが陪審員の判断を受くると云ふ所謂任意陪審制度となつて居るのである。斯くの如く、陪審制度則ち国民裁判

制度の実施により、我が立憲政治も始めて立法、行政、司法共に民意を加味するに至り、茲に完璧に達したと云つても誤りなしと信ずる。之れを要するに、陪審法の実施は、啻にわが刑制史上曾て見ざる一大革新たるのみでなく、実に我が立憲政治史上に一大時期を画したるものと云はねばならぬ。然しながら、法は死物である、其の運用の如何によりては善法も悪法と化するのであるから、不幸にして一度その運用を誤るが如きことあるに於ては、折角の善法良則を死文徒法に終らしむるのみに止まらず、却つて害悪を国家社会に流し、悔を千歳に遺すこととなるのであるから、選ばれて陪審の任に当る陪審員諸君は勿論、一般国民就中証人、鑑定人等として事件に関与する人々は、充分に新法の精神を了得し、陪審裁判は国民が親ら同胞の罪の有無を定むる真の国民裁判であつて、曾てなき人権擁護の良制度である趣旨を充分に理解し、自己の同胞に対する照魔鏡即ち「正義を与ふる機関である」との誇りと識見とを以て、此の制度の運用にあたり、万遺算なきを期せられたい。東洋の刑制史上曾て見ざる人権擁護の制度たる、陪審法実施の劈頭に立ち、私は同法の運用に一般国民の協力を希望すると同時に、これが有終済美を希ふて止まぬものである。

●「愛媛新報」昭和三年一〇月三日

五殿下お揃ひで

東京裁判所御成り

聖上陛下の親臨あらせられた翌二日午前十時、伏見大将宮、梨本大将宮、李王大佐宮、東伏見宮大妃、朝香宮五殿下御揃ひにて、東京地方裁判所に御成り遊ばされた。之より先

き、裁判所にては牧野大審院長御出迎え申し上げ、各殿下には休憩の後、

大審院三階参考図書室に陳列せる参考図書、公判記録等、原法相より詳細に御説明申上げた所、各宮殿下には、此の珍しい書類を興味深く御覧遊ばされ、中にも故江藤新平が壮年時代罪あつて拘引状を発せられた書類を特に興味深く御覧あり、終つて原法相の御先導にて、大審院大法庭、控訴院第三刑事部大法庭を御覧遊ばされるが、

特に控訴院大法庭では、宮城裁判長、佐々並検事係りで甲府の殺人未遂事件の岩上義夫の公判開廷中の事とて、各宮殿下には原法相、小原次官、關屋宮内次官其の他司法大臣らと共に特別傍聴席に入り、宮城裁判長の訊問に対し深く御耳を傾け給ふた。終つて階下陪審法廷を御視察遊ばされ、我国司法の恩人ボアソナード氏の胸像に就いて、法相から我国に渡来したボ氏の努力によつて、法典の一部が編纂された事を御説明申上げ、十一時四十五分御帰還遊ばされた。(東京電話)

●「海南新聞」昭和三年一〇月一六日

まづ殺人事件を俎上に、国民の裁き小手調べ

決定してゐるのは全国で僅か二つ

生ひ立つ陪審制度

司法省では、各地でいよく陪審裁判が開かれるので、事実どんな事件が陪審にかけられ、どんな経過をとるかを知るため、各地方裁判所から報告を取り纏めやうといふ議が起つたが、何しろ初めての試みであり、どの程度(例えば法定陪審として公判にかけるため

準備手続きを行ふことになつたといふが如きこと)をもつて報告材料としてよいかどうか  
が問題なので、公判終了後の出来ばえについての報告を取るのには別問題とし、それ以前のことについては、本省から報告を要求せず、各裁判所の自由にまかせることになつた。従つて、どここの裁判所が如何なる事件をもつて陪審裁判の皮切りをやるかよくわからないが、地方は事件少く手続きも簡単だから案外はやく開くだらうと見られ、目下のところきまつてゐるのは、盛岡地方裁判所が来る二十三日に開く殺人事件の準備公判及び名古屋地方裁判所が来月一日に公判を開く同市中区□□町□丁目YS清次郎方株式会社店員HSG丈(二七七)の殺人事件などである。法定陪審にあつては、準備手続中に犯罪事実を認めるか、犯罪は否認しても陪審にかけられることを辞退するか、また請求陪審にあつても一旦請求してもこれを取消さぬとも限らず、そんなものは陪審裁判にはかからぬから、まだく本場の陪審裁判がどこで開かれるか見極めはつかぬ、それだけ興味は深い訳である。

法定陪審にかかる犯罪

放火殺人等を始めとして

なほ、請求陪審は別問題として、法定陪審として裁判にかけられる犯罪は、△通貨偽造(無期又は懲役三年以上) △文書偽造(主として大権文書)(無期又は懲役三年以上) △強姦または猥褻による致死又は致傷(無期又は三年以上) △放火(死刑、無期又は五年以上) △溢水(人命を死傷するもの)(死刑、無期又は三年以上) △往来妨害(人命の死傷を致すもの)(無期又は三年以上) △飲料水(水道に毒物を混入など人命に死傷を致した

もの) (死刑、無期又は五年以上) △殺人(死刑又は無期又は三年以上) △傷害、致死(直系尊属に対するもの) (無期又は三年以上) △強盗殺人(死刑又は無期) △強盗傷人(無期又は七年以上) などであるが、そのうち殺人、強盗殺人又は傷人、放火、強姦、わいせつ等の致死致傷、通貨偽造等が先づ事実上公判にかけられることになるだらうと。

●「海南新聞」昭和三年一〇月二四日

初の陪審員に選ばれた人々

今治市で抽籤の結果

今治市では、千百余名の陪審員候補者中から、本年度の陪審員候補者八十五名を選ぶため、二十二日午前十時から、古川助役、市会議員等が立会の上で、市公会堂において抽選会を行ひ、初の陪審員に左の人々が当籤した。

大西虎藏、富田弘一、菊川市五郎、上田藤吉、正岡七重、藤本鬼三郎、阿部喜一郎、田窪虎吉、曾我嘉一、今岡好太郎、渡邊芳次郎、高橋清吉、矢野勝之、渡邊直一、村上順造、種橋金吾、瀬野重一、秋山泰平、青野豊三郎、砂田喜勢治、越智音五郎、井戸友三郎、渡邊米一、藤田唯一、田頭寅一、吉原元吉、中村藤吉、小池喜佐吉、河野竹一、廣川力藏、阿部重吉、菅正義、橋駕一、壺内廣市、福永源治、長野赤造、矢野万吉、田窪薫、矢野近市、來島芳太郎、大塚利平、山本勝太郎、達川善藏、野間信治、宇高儀三郎、竹谷晴市、渡邊頼太郎、土岐鬼三一、武田松太郎、三笠原岩治、山本政雄、佐多賀幸左衛門、藤井鬼勢太郎、白石利吉、田中金太郎、渡邊政茂、西井岩吉、青葉米吉、吉田輝一、渡邊寛一、

谷田喜佐治、田窪政太郎、森□太郎、前神福太郎、曾我部宏忠、中村□太郎、田窪幸太郎、守屋利平、

●「海南新聞」昭和三年一〇月二八日

最初の陪審裁判どうか有罪に

従来の公正を裏書に

裁判所側の力こぶ

陪審法実施後やがて一ヶ月、各地方とも準備が出来て、本公判の目鼻がついてもよかりさうなものだが、僅かに大分地方裁判所で実施されたのが一つといふ有様。各地とも段取りがきはめておそい。それにこの陪審については、在朝在野の法曹がことなつた悩みを抱いてゐる。すなはち、司法当局としては、陪審実施以前の裁判が大体において公正に行はれてゐたことを裏書するやうな意味で、まづ最初の陪審事件は無罪でなく有罪であらしめたい、無罪々々といふことになる、これまでのことまで疑はれる、これがなやみの一つ。ところが弁護士連としては、人気取りや陪審を設けた意味合ひから、先づ無罪であつてほしい、これが裁判所の思つてゐるやうにといふと語弊があるが、これも有罪、あれも有罪といふことになる、陪審員は偶像同様で、陪審裁判などどうでもよいではないかといふ議論が起る、この辺がまた一つのなやみで、司法当局も被告も弁護士連も、実はいまのところ、この陪審をば腫物にでもさはるやうに恐がつてゐるかのやうに見受けられる。この被告としては、一審で結審といふぬきさしの出来ないことが非常な不安をよび起すことに

もなつて、どうも気がすすまぬ模様である。そこでこの際、帝都の裁判所が、先づ模範を示すといふことでなくては、面白くないといふ声が各方面から聞かれる。

●「海南新聞」昭和三年一〇月二九日

陪審員候補

温泉郡久米村・同郡南吉井村・北宇和郡

温泉郡久米村では、既報の如く、二十七日午前十時から同村役場において、陪審員候補の抽籤を施行、左記十八名が当籤した。

中村磯次郎、三好爲一、安井忠次、堀内吉太郎、宮内守約、大西虎市、武智誠一郎、武智秀俊、津野安太郎、中須賀常太郎、栗田傳次郎、安永峰藏、中村藤吉、平松定義、久保田重松、三好政、森山章、安井左太郎

同郡南吉井村 二十七日午前九時から、南吉井村陪審員の抽籤を同村役場において、立会人三名の下に抽籤を施行した結果、当選者左の如くである。

大字田窪・水田幸八、高須賀良太郎、渡部廉造、渡部富平、大西彌三郎、大字牛淵・八木忠衛、大西徳四郎、暮原勘市、村上傳五郎、大字南野田・束村縫治郎、大川門太郎、高橋竹次郎の十二名

北宇和三浦村 北宇和郡三浦村では、二十六日午前九時から同村役場において木下三吉、田中勝治、三瀬岩吉の三氏立会にて、陪審員候補者抽籤の結果、左の二人が当籤確定した。西村喜惣、増田繁治

●「海南新聞」昭和四年一月一日

陪審の確立

本年度の大事として

松山地方裁判所長 境澤彌太郎

曠古の御大典の御即位式も滞りなく終らせられ、こゝに昭和第四年を迎へるに到つたことは、誠に御同慶に耐へざる次第である。

昨年度は、吾国裁判上に一新紀元を画くすべき、陪審法の実施された年で、誠に吾国裁判史上記念すべき年であつた。陪審法実施の昨年十月から、各地方裁判所を通じて陪審裁判の行はれたものは、十一月三十日までで十三件（内殺人十一件、放火二件）であつて、必ずしも数の上では多いとはいへなかつた。松山地方裁判所では、陪審事件に属するものもなかつたではないが、既に本人の自白があつたり、又は陪審を辞退したため、昨年度中には遂に当裁判所においては、陪審裁判を見ずに終つたが、陪審裁判の一般の成績としては、既に予想外の好成績を示したるものと思われる。今日までの陪審裁判について見るも、何処の陪審員も、最も真面目で熱心なことは何よりも心強く思ふ処である。陪審裁判の中には、数日に渉るものあり、そのため陪審員は、余儀なく宿舎に泊る様な場合も、何等の不平等も漏らさず、国家のため誠心誠意その職務を務めて来てゐる。

広島島の陪審員が宿舎に泊つた時など、裁判所では晩酌は飲んでもいいといつたが、自分達は晩酌は飲みつけてはゐるが、かくの如き重大なる国家の職務に携はつてゐる今日、晩



酌は断然御辞退するといつて、一滴も酒を口にしなかつたといふ話を聞いた。又近くは、東京の初陪審、山藤寒子にかゝる放火未遂の陪審中にも、陪審員は四日間に涉り宿舎に泊らせられたが、然もその最後の晩の如きは、七時になつて裁判長が食事のため休憩をはかつたにも拘らず、陪審員はそれをも辞退して、九時弁護士弁論の終結まで席をはなれなかつたといふ例の如き、如何に陪審員が熱心なるかを示すものである。

当裁判所においても、多分本年は陪審裁判を見ることと思ふが、その時は此意気をもつて、陪審に当られるものとみて大に喜んでゐる次第である。

なほ、本年は十月より新民事訴訟法が実施さるるはずであるが、之は要するに訴訟の迅速なる落着を旨としたもので、そのため裁判所では、場合によつては裁権を以て証拠調べもすることになり、従来の民事訴訟の延滞を少くすることになると思ふ。

●「海南新聞」昭和四年二月二八日

陪審法改正案けふ枢府で可決

直ちに議會へ提出

枢密院定例本會議は、二十七日午前十時半から宮中東溜間に開會、倉富、平沼正副議長以下各顧問官、二上書記官長、政府側よりは田中首相、原法相、久原蔵相、前田法制局長官、小原司法次官、桑山通信次官、吉田外務次官、その他關係官出席、天皇陛下御親臨あらせられるや、倉富議長開會を宣し、左記御諮詢案二件を上程した。

大正十二年法律第五十号陪審法中改正法律案（治安維持法違反の罪を陪審裁判に附せざ

ることに決定し、これを同法中に挿入するもの）

日本と香港郵便政庁間の改訂郵便条約（御批准第三号に依る同小包郵便物交換約定を今回新たに改訂するもの）

右につき、先づ田中首相兼外相より、両案の改訂主旨につき説明する所あり、二上書記官長より審査の経緯並びに結果を報告し、審議に入り二、三顧問官より質疑あり、政府側之れに応答し、原案通り満場一致可決、天皇陛下には入場あらせられ、同十一時三十分散會した。政府は右の御下渡を待ち、陪審法中改正法律案は直ちに議會提出の手續きを取つた。（東京電話）

●「海南新聞」昭和四年五月一二日

裁判の民衆化

それがもつと必要だ

東京から帰つた川副検事正談

全国司法官會議出席のため上京中であつた、松山地方裁判所川副検事正は、十日夜帰松したが、氏は語る、「本日三日から八日まで、司法省で開かれた所長と検事正で又はその上に弁護士会長の加はつた合同協議会等に全部出席した。十月から実施する改正民事訴訟法については、検事正は余り關係しないものであつたが、陪審法については手續きやその他に改良すべき点が多々あるので、色々協議した。しかし、具体的にいち／＼確定したものはなかつた。事務上のことでは、大審院長、検事総長からそれ／＼訓示があり、又相談

的な協議会も開かれて種々打合せをした。私が今度の出席によって特に感じたことは、私は前任地では努力して来たのであるが、いはゆる裁判の民衆化の現はれとして、陪審裁判が行はれるやうになったのだと思つてゐる。しかしながら、此の当然の結果として、言葉が多少矯激ではあるが、私は裁判は今少し民衆化さねばならぬと思うふ。そして、いま一段一般民衆は、裁判所や検事局に親しみを持ち、コワイとか恐ろしいと言ふ考へを捨て、了はねばならぬと思ふ。勿論こうした考へを、職員が一般に抱かせるやうになったことについては、私は充分責任を感じてゐる。一般人に、裁判所を正解し諒解して貰ひ、必要の場合には進んで出廷して貰つて、裁判所や検事局の何ういふものかを周知して貰ひたい。今度の会議でも、十月一日を司法記念日として、一般民衆と裁判所、検事局の親しみを増すために、諸種の催物をするといふ話があつたが、私は此の日を機会に、裁判の民衆化について講演か何かをして、一般に徹底せしめたいと思つてゐる。」

●「海南新聞」昭和四年五月二二日

陪審裁判の成績はよい方だ

陪審員の出席歩合もよい

来松した南谷検事長の談

西条区裁判所落成式に参列した、広島控訴院検事長南谷知悌氏は、続いて管内巡視のため、二十一日午後二時四十五分松山駅着列車で来松、直ちに松山地方裁判所に入って、判検事一同に訓示を与へ、終つて三番町きどや旅館に入った。氏は語る、「別に言ふほどの

用もないが、西条区裁判所の落成式に来たものだから、ちよつと巡視に来たまでだ。全く三年ぶりだが、此処（松山地裁）の所員もすっかり変つてしまつた。陪審裁判は、全国で五十一地方裁判所の中まだ開かない処が、十七ヶ所残つて居るから、批評も出来ないが、成績はいゝ方だ。陪審員には、法律の素養の無い者が多く、裁判所や検事の法律観念と素人の頭と一致しないために、相当骨が折れると思ふ、殺人罪の場合等も斯うした場合、斯うした手段、斯うした兇器で殺人したと説いて見ても、突発的な事件である場合には、証拠が確實であつても、「あの仲のよい者が殺すものか」といふ風にわれ／＼が殺人を認定しても、陪審員は傷害とする場合が多い。それは、医師が精神病者と鑑定しても、一見してわれ／＼の社会通念が認めねば、認容し難いといふのと同じだ。然し、国民の義務として忠実であるのには、全く意外な感がする。殊に、出席歩合などは、全国ともに非常によい。」

●「海南新聞」昭和四年六月二七日

陪審に対する理解の不足か

被告の陪審取下げ

費用が第一原因

松江地方裁判所宇和島支部予審で審理した事件の中、今まで陪審裁判に附すべきものでも、被告側の陪審取下げにより、未だ一件も陪審裁判に附せられてゐないが、これは未だ一般にその理解がないので、陪審裁判が通常公判にくらべていかに好成绩を挙げるかは、

未だ疑問視されてゐるのと、一つは多額の費用を要する所から、内心陪審裁判を請求したくても止むなく取り下げるに至るのである。

●「海南新聞」昭和四年八月一八日

まだ陪審裁判が、本県にないのは不思議

宮崎では成績は極めてよい

福田新任裁判所長語る

新任福田松山地方裁判所長は、前任地の宮崎地方裁判所では、既に陪審裁判を四回も手がけて来た、新司法制度に通暁してゐる所長であるが、前任地における陪審裁判の成績その他について、左の如く語った。

当裁判所にまだ一回も陪審裁判がないのは、どうしたことかと、実は不思議に思つてゐる。前任地では、既に四回陪審裁判が開かれ、何れも好成绩であつたが、第一に目についたのは、陪審員の出席率の大変いゝことであつた。法廷における態度も至極よく、第一回の陪審事件は、昨年開いたが陪審員の評議は一時間と五十分かゝり、きはめて慎重の態度をのぞんだ。第二回は、陪審員が評議の際、記録を見せてもらひ度いと申出た程、これも熱心な態度は推賞に値する。

本県では、陪審を辞退するものが多いが、これは全国的一般の現象で、これには何か共通の原因があるかどうかは、私の口からはいへない。前任地の陪審では、人違ひなりとするやうな全部的な否認はなく、事実の大体は認めるものだった。従つて、中には民間選出の陪審員に、事件の漏れるのをいくらか恥ぢるといふので、陪審を辞退したのが二、三あつた。その外、陪審にかけると控訴が出来ないのも、辞退する一つの原因であらう。陪審裁判を受けることが、利益であるか不利益であるかは、何人も断定し難いところで、法曹界の権威といへども、これは予断しがたいことであらう。

陪審裁判が成功する条件としては、陪審員が白紙の状態で出頭することで、この点証人の出廷とは大分違ふ。呼出状では、陪審員に対しては単に場所と時日とだけしか明示してないが、証人の呼出状には、被告人の名前も被告事件も明示してあるが、これは証人には過去に経験した事実を陳述せしめるため、当時の事実を思出さしめる為めである。然し、陪審員は全然何も知らぬのが理想である。

これが充分であれば、八、九分通りは成功したと言つていゝ。陪審員が出頭前、他人の評判や新聞よつて、頭を作ると失敗になる、それさへなければいゝ。前任地の陪審裁判の四件の中二件は、公訴事実の通りで、検事の要求通りとなつたが、あとの二件の中一件は殺人は傷害致死となり、一件の殺人未遂は傷害罪になつた。何れも、陪審員の評議が採用されて、判決になつてゐる。当裁判所にも、その中陪審裁判が現はれると思ふが、陪審員は成るべく誠実に、その義務を尽すことを心得ておいて貰ひ度い。(写真はけさ登庁せんとする福田さん)

●「伊予新報」昭和四年一〇月一日

十月一日は司法記念日

国民の司法参与と民訴法の改正

畏くも今上陛下には、昭和三年十月一日東京の法庁に臨幸あらせられ、

司法裁判ハ社会ノ秩序ヲ維持シ国民ノ権義ヲ保全シ国家ノ休戚之ニ繫ル今ヤ陪審法施行ノ期ニ際ス一層恪勤奮励セヨ

と勅語を賜りました。私共朝野法曹は、恐懼感激の至に堪へませぬ。此の日を永く司法記念日と為し、一意専心司法の為に尽瘁し、聖旨に副ひ奉らんことを期してゐるのであります。昨年はこの日に、陪審法の実施ありて、国民は司法参与の権利を与へられ、立憲国民の完域に入りました。今年は又この尊むべき記念日に於て、民事訴訟法の改正法律が実施となりました。

陪審法の実施後、陪審裁判の行はれた事件数は多くはありませぬが、賢明なる国民は陪審法の運用に就ては、相当に好成绩を示してゐます。各地とも、陪審員不参者の少きこと、陪審員が公判廷に於て審理に熱心なること、呼出を受けた証人の不参者も亦極めて稀なること等、斯法運用に就ての国民の態度の一斑を知り得るのであります。

さて、本年実施の民事訴訟法に対する国民の態度は、果して如何でありませうか。民事の訴訟は、その数において、陪審事件に比して幾百千倍多いので、民事訴訟法は日々此の多数の事件に適用せられます。その運用の当局者は、裁判官と訴訟の当事者及訴訟代理人とであります。一般国民も亦同法運用に就き重大なる用意が必要であります。此の事は、陪審法が裁判官、陪審員のみでは、完全に運用に能はぬと同様なのであります。改正民事訴訟法は、従来の民事訴せうが、その終結までに長年月を要し、延いては裁判の当否及び

その実行の結果にまで累を及ぼす危険あるを慮り、斯かる弊害を一掃せんがために、殆ど根本的ともいふべき程度に、旧法を改正したのであります。即ち改正法は、訴訟の促進と裁判の適正とを図る為に、全々その面目を一新して、今日其の一步を踏み出したのです。改正民事訴訟法は、其の使命を果さんがために、第一、民事訴訟は其口頭弁論の前に先づ準備手続を必要とすと言つてゐます。第二、民事訴訟に於てはたとひ当事者双方の合意があつても裁判官が必要を認めぬ限りは準備手続の期日も口頭弁論の期日も変更延期を許さぬといつてゐます。第三、闕席判決の制度は之を廃止する一方、闕席でも対席として判決する、従て故障は許さぬ、上訴の外に不服申立の方法はないといつてゐます。尚ほ、此の外にも、せせう促進、裁判適正の目標の下に、打建てられた鉄則が多いのです。固より、裁判官は、心機を一新して、此の新法規の励行に当るは当然の事でありませぬ。民事訴訟の準備手続は、一人の受命判事が双方の総べての争点を整理し、之に伴ふ立証方法をも整理して、当事者をして正々堂々と口頭弁論戦を闘はしめんとするのであります。夫れ故に、準備手続に提示しなかつた事実主張は、口頭弁論に於て主張を許しませぬ、ツマリ暗打や伏兵といふ戦略を禁じて居ます。従て、従来の如く、弁護士に訴せう委任をしたことのみで、十分だと安心してゐるのは甚だ危険です。弁護士に訴せう委任をするのは、甚だ有益であります。同時に其の弁護士に、一切の事実内情を正直誠実に打明けて委任するのが最も肝要であります。然らざれば、弁護士と雖も準備手続に於て有益なる主張応答が出来ませぬ。準備手続に於て主張せぬ事実を、口頭弁論で主張するとも、時機に後れたものとの理由で、公判裁判官は之を却下するであります。即ち、勝つべき人が敗訴の憂目を見ぬとも限りませぬ。正直誠実が処世に必要なが如く、訴せうにも必要であります。私は、

右の如く、訴訟当事者として正々堂々と争ふべきこと、正直誠実なるべきことを申しました。之と同時に、全国民に対しても、正直誠実なるべきを希望せざるを得ませぬ。之即ち、新民事訴せう法運用の為に緊要不可欠であります。正直誠実は、即ち正義尊重の觀念と同一と信じます。私は、国民が陪審法運用につき好成績を示されてゐるのは、畢竟するに正義尊重觀念の表徴だと確信します。新民事訴せう法の運用についても、ばい審法と同様に国民の覺悟を要求するのであります。従来、民事訴せうにつき、呼出される証人の出頭率は、甚だ不成績を示してゐます、又幸に出頭しても、法廷に於ては右顧左眄して、逡巡躊躇するといふ態度を見ることが少くありません。甚しきに至つて、虚言を弄して恥ぢぬ人さへあるのは、甚だ悲しむべき現象であります。訴せうの延滞、裁判の誤判は、かかる事に因つて生ずる事例が最も多いのであります。故に証人としては、正義尊重のために、進みて裁判所に出頭せねばなりません。正直誠実の陳述をせねばなりません。一般国民は、故なく不参する証人を責め、虚言を吐く証人を責めねばなりません。之れ実に、正義の爲めであるからであります。民事訴せう法運用に依つて、訴せうの促進、裁判の適正の目的を達成し得るや否や、其最大責任は裁判官の双肩にかかつてゐる事は、いまさら申す迄もありません。裁判官は、固より其職責に鑑みまして、十分に訴せうの指揮をいたします。現代に於ける裁判官は、法律及裁判の民衆化なる意義を解せぬものではありません。親切叮嚀を旨として、訴せうの指揮を為すべきことも亦勿論であります。決して国民の依頼に背かぬ覺悟を以てゐるのであります。

新民事訴訟法の手続きは、到底紙上に述べ尽せませぬ、亦此の拙文の目的でもありません。唯私は、司法記念日に当りまして、自ら記念の爲めに、所感の一端を述べて国民に訴ふるに止まるのであります。

●「伊予新報」昭和四年一〇月一日

裁判の民衆化と民衆の裁判化

松山地方裁判所検事正 川副安一氏談

昨年十月一日は、我国多年の懸案たりし陪審法の実施せられた日でありまして、この日に、畏くも天皇陛下には、帝都の裁判所に行幸遊ばされ、親しく裁判事務の実況を御覧じ給ひ、司法部職員一同に対して優渥なる勅語を下し賜へる、最も記念すべき日でありませぬ。従て、我司法部においては、毎十月一日を以て司法記念日と定めて居ります。私は、この機会に少しく裁判所といふものについて、一般国民の理解を求めたいと思ひます。

陪審法の実施が、司法裁判制度の上に一大変革を來した事は、申す迄も無いことであります。普通の裁判手続に依りますと、裁判は本職の裁判官のみに依りて行はれ、裁判に民意を取入れたるといふことは全然無いのであります。陪審法が実施されてからは、陪審に付すべき事件には、国民より挙げられたる陪審員が、国家の刑事裁判に参与することになり、公判の審理に立会ひ、犯罪事実の有無を判断するのであります。裁判所は陪審の判断を基礎として裁判の言渡を為すのであります。欧米諸国に於ては、疾にこの制度を採用し、特に英国に於ては、既に今より約八百年前の昔、陪審制度の種子が播かれ、其れが漸次發育して立派な花が咲き、今日に於ては立派な実を結んで居るのであります。我国に於ては、昨年より始めて此制度を実施することになつたのであります。我国にも今より

五十数年前、参座と称して陪審に似て非なる制度があつたのでありますけれども、国民即ち一般民衆が裁判事務に参与して、犯罪事実の有無を判断すると云ふ真の意味に於ける陪審制度は、今回が始めての試みであります。従て、世人は陪審法の実施を以て、裁判の民衆化と称へるのであります。私は、裁判の民衆化を喜ぶと同時に、此際世人に対して民衆の裁判化を希望して止まないであります。

世間の人は、裁判所と云ふ所は大変恐ろしい所だ怖い所だと思ふて居り、裁判所の門を潜ぐる事を非常に不名誉の様に考へて居られる方が多いのである。成程悪事を働いて裁判所に行く事は、不名誉に相違ありませんが、そうでない限り、何も不名誉の事はありません。裁判所は、正義を維持する殿堂でありまして、裁判所程大切な国務を司る所は無い。金を借りて返さない者に対して金を返せと命じ、窃盗や詐欺を働いた者に懲役を科するも、皆正義の維持である。それを繰り返して、正義の維持に務める所が、裁判所でもあります。どうか世人は、少し能く裁判所を理解し、裁判所に親みを持ち、証人として呼出を受けた際には、進んで出る心持になつて貰ひたい。そうして、真実を述べる覚悟を持つて貰ひたいのである。裁判が民衆化して来たに拘らず、民衆が裁判化することなければ、陪審制度が実施されても、其実績を挙ぐることは困難であります。陪審員が公平誠実に、私情に泥まず、感情に囚れず、純真なる自己の良心に従て、事実の判断をなさねばならぬ事は勿論であります。一般民衆が裁判所に親しみがなく、裁判所に出る事を嫌ふ風があり、又は出ても虚言をつく事を罪悪と思はない様では、其結果は終に陪審の事実判断を誤らしめ、延いては裁判の適正を失はしめ、正義の維持といふ事が困難になります。此際民衆が裁判化するといふ事は、非常に大事になつて来たのであります。

又改正民事訴訟法は、本日より実施せらるゝことになりましたが、昨日まで行はれてゐた民事訴訟法(今から申さば旧民事訴訟法)は、実施以来四十年に近い年月を閲しました。そうして其齎した成果は、大きかつたが完全なるものではなかつた。即ち、大きな遺憾の事があつた、其れは訴訟の遅延である、即ち旧民事訴訟法時代に於ては、訴訟の進行が甚だ緩慢であつて、其完結までに多大の日子を要したのであります。世間の人は、民事の裁判が手間取るのには、ほとく閉口されてゐた事と思ひます。今度民事訴訟の改正は、実は此弊を除くために企てられた様なものであります。改正の大眼目は、訴訟の速進を計るのに在ります。其他幾多改正せられた点がありますが、今日は其改正事項を一々説明するのが目的でありませぬから申しませぬが、法は死物でありますから、此等の改正は運用の衝に当る裁判官、弁護士に俟たなければ、効果を収める事の困難なる事は勿論であります。一般民衆が此れ迄の様に、裁判所に対する理解を欠ぎて居ては、到底充分の成果は得られないのであります。此れ迄訴訟の遅延して居た原因は、いろくあります。其主たる原因は、一般民衆が裁判所と云ふものを理解せぬ事に在ります。先にも述べた通り、証人として呼出を受けた場合にも出ることを嫌ひ、裁判所に再三呼出の人数をかけて漸く出ると云ふ有様で、随分裁判所に迷惑をかける、又裁判所に出ても、原告若くは被告の一方の当事者の為めに、平気で虚言をつく、其れが為め裁判所は事実の真相を捉へるのに多大の努力を空費する、夫等が訴訟遅延の主なる原因を為して居るのであります。云はゞ民衆が裁判化せざる為めであり、訴訟遅延の責任の大半は一般民衆に在ると申して差支ない位であります。序に申しますが、刑事々件たると民事事件たるとを問はず、裁判所に出る証人として陳述する場合に、虚偽の陳述をすると云ふ事は、刑法にも偽証罪とし

て三月以上十年以下の懲役に処する重き規定を設けてありまして、私の方針としては、偽証の罪はいろくゝの理由にて厳罰主義を執らねばならぬと考へて居り、今後は一層此主義を励行する積りであります。私は、民事訴訟革新の機会に際会して、県民の反省を促し、民衆の裁判化を希望して止まない次第であります。

●「伊予新報」昭和四年一〇月一日

勅語奉読式と祝賀会

あす松山地方裁判所で催す

十月一日は、陪審法が実施されてから満一年、本年は又改正民事訴訟法の実施される日である。松山地方裁判所では、此司法記念日に当り、裁判所に国旗を掲揚するのは勿論、所長及検事正官舎に迄国旗を掲揚して祝意を表し、正庁においては午前十一時から庁員、弁護士等司法関係者参集して、昨年十月一日下賜の勅語奉読式を挙行し、次いで質素なる祝杯を挙げる事となつてゐる。尚午後は、公判を開廷せず、刑事判決の言渡をもせず、午後一時から四時迄は、一般民衆に裁判所内を縦覧せしめ、多数の参観者ある時は、随時庁員で講話などもする計画になつてゐる。以上の外、卅日迄には、各市町村に司法記念ポスターを配布した。

●「愛媛新報」昭和四年一〇月二七日

三津浜町の陪審員

三十八名当選

温泉郡三津浜町の陪審員の資格者は、四百三十一名なるが、二十四日午後一時より、窪田福三郎、岡田茂太郎、立川友五郎の三氏立会にて、同候補者の抽籤会を行ひたるが、当選者三十八名、其の氏名は、

西本徳太郎、岡田大吉、吉田菊次郎、辻誠一、森本周作、渡部佐一郎、戸田多喜次、大西甚三郎、鼓龜藏、關谷長次郎、岡部織三郎、芳野太三郎、青木明計、菊池壽恵吉、豊田徳太郎、近藤貞次郎、鳥谷藤太郎、丸井新一郎、田中正三郎、赤松宇太郎、五百木常次郎

●「海南新聞」昭和六年一月一七日

一度も開かぬ陪審法廷全国に三つ

堂々たる建物があくび

法律改正意見出る

陪審法実施後すでに満三年四ヶ月を閲してゐるが、その国民の期待にそはず、陪審裁判の成績とかく不振を極め、司法部内一部では、すでに改正意見があり、検事の陪審指定起訴等といふのも有力なる一意見で、ひたすら陪審裁判の増加するを待望するといふ状況であるが、司法当局としては、むしろ陪審裁判の成績不振は、専門家のみの従来の普通裁判が公正で絶対的に信頼を払はれてゐる証左であると見てゐるが、実施以来今日までの全国裁判所の陪審公判実績表は、大阪廿六、東京廿二、大分十六、千葉、名古屋、岡山各十、

大津、浦和、前橋、甲府、和歌山、徳島、愛知、福井、長崎、那覇、福島、山形、函館、愛媛、樺太各一で、松江、青森、富山の三裁判所のごときは、満三年を経過するも未だ一回も開廷されないほどで、莫大なる経費と設備を施した法廷、陪審宿舍が徒らに立くされの観あり、係員も全く持て余してゐるほどである。

●「大阪朝日愛媛版」昭和七年五月一日

陪審法に継る者が少ない

松山裁判所では創設以来

適用はたゞ四件

昭和三年十月、陪審法実施以来司法部の宣伝にも拘らず、同法は一向利用されず、むしろ年々適用件数が減少してゐる状態であるが、松山地方裁判所においては、

	受理	公判数
三年	二	一
四年	二九	二
五年	三七	一
六年	四一	一
七年(三月末)	一五	二

で、陪審法適用事件は多いが、陪審を請求する者が非常にすくなく、右陪審事件の被告数も、現在までに百三十三名に達しながら、法の適用された者は、僅かに四件内無罪一名に

止まつてをり、事件の増加と法の適用は逆比例をとつてゐる。なほ、これが原因と見られるのは、無罪になる場合を除いて、多額にのぼる陪審費用の負担に被告が堪へられないためである。

●「海南新聞」昭和八年一月五日

陪審裁判で国民へ希望 塚崎直義

皇紀二五九三年の新春！過去幾世紀にわたつて、内治に外交に暗澹たるいばらの道を苦闘しつゝ行進して来た、日本の国が満州国承認を契機に、世界の国といふ国を向ふに廻して、国際政局の桧舞台に自主外交の大旗を高く掲げて邁進する、この第二維新の日本は、熱血たぎり希望に輝いてゐる。神人を裁くならばともかく、人人を裁く裁判に誰が一点の過誤なしと断言出来るものがあらうか。そこに、人権蹂躪、誘導訊問、冤罪に泣く人々が跡を絶たないわけである。被告、裁判官、検事、弁護士、この従来の構成にオプザーバーを加え、本来厳正なるべき裁判をして、よりよき厳正さを保たすべく、ここに陪審法が生れた。裁判に民衆の参加することは、畢竟官民協力による裁判の完成である。裁判の公正化は、飛躍一を遂げ、裁判への民衆の関心は、裁判の民衆化を更に徹底せしむるに役立つた。斯の如き重大な役目をもって誕生した陪審法も、今年で既に六ヶ年目の新春を迎えたが、過去一年間の成績を見る時、如何に黎明期であるとはいえ、民衆の陪審に対する無関心の状態に付て転た嘆息を洩らさざるを得ない。陪審それは正に選挙権と同じく、民衆の絶対の権利である。国家繁栄の消長に重大関係があるを知る時、「今年こそは陪審の発達



の為に」といふ鞭の音を心臓深く犇々と感ずるのである。外にあつては、極東平和の盟主として復活すべき九三年、内にあつては、更によりよき裁判の公正裁判の民衆化を促進して、民衆の幸福を増進し、民衆の飛躍を企図すべきではあるまいか。

## 2 陪審公判に関する新聞報道

### ①放火被告事件昭和4年10月31日判決

●「大阪朝日香川愛媛版」昭和四年一〇月一六日

松山では始めての陪審裁判

□□の放火が附せられる

松山地方裁判所陪審法廷では、開設以来被告の辞退または自白により、未だ一回も陪審公判は開かれなかつたが、十四日午後一時陪審準備裁判により、西宇和郡□□村MK金治(六十)(注、「金次」の表記の方が多数)にかゝる放火事件が、はじめて陪審裁判に附されることに決定した。同人は、同村Eかめ方に去る二月八日夜放火したもので、原因は、かめに対し百円の金を貸し、その抵当として住宅ならびに土地を記入してあったのを、かめがいつの間にか住宅を抹消したのを恨んだ結果であるが、金治は右放火につき犯行を否認してゐるので、陪審裁判に附されることになったもので、弁護士は清家俊三氏である。

●「伊予新報」昭和四年一〇月一六日

松山最初の陪審公判

陪審員三十六名へ通知状発送

本月下旬ごろに開廷の予定

MK金次の放火事件

陪審法が実施されてから満一年、松山地方裁判所では、四十余件に亘る陪審事件があつたに拘らず、或は被告の自白、或は辞退等によつてお流れとなり、未だ一回の陪審公判の開廷を見るに至らなかつたが、十四日午前、午後を通じた同裁判所の陪審準備により、放火事件のMK金次が辞退もせず、自白もせぬので、愈々この事件が松山で初めての陪審公判に附せらるゝこととなり、十五日には三十六名の陪審員に夫々通知状が發送された模様である。公判の期日その他について、同裁判所では極秘に附してゐるので知る由もないが、声聞する所によると本月下旬に開廷、裁判長は小林判事部長、最初の弁護士は清家弁護士と決定したらしい。なほ、陪審公判開廷に関し、福田裁判所長を訪ふと、愈々陪審公判を開廷するが、総ての事は裁判所の申合せで発表が出来ない、何れ開廷期日が近づいたならば、その前に自分からいふ事にしやう、と何事も語らなかつた。

●「大阪朝日香川愛媛版」昭和四年一〇月二〇日

松山最初の陪審裁判

三十日頃開く

松山地方裁判所における最初の陪審裁判として、一般の注目をひいてゐる、西宇和郡□村MK金治(六七)にかゝる放火被疑事件の公判は、三十日ごろ開廷の様で、立会陪審員資格者三十六名中抽籤により十二名を選ぶことになつてゐる。

●「伊予新報」昭和四年一〇月二三日

本県最初の陪審裁判、三十日に開廷と決定

三十六名の陪審員を選定し

全判検事を招集す

陪審法が実施されて満一年一ヶ月ぶりに、松山地方裁判所では、西宇和郡のMK金次の放火事件が陪審公判に附せらるゝこととなつたのは既報の通りであるが、此公判はいよ／＼三十日に開廷と決定した模様である。裁判長は小林部長、弁護人は清家弁護士で、当日は管内の各判検事全部を招集し傍聴させる筈である。同裁判所では、陪審公判開廷については何事も語らないが、法規によると全陪審員中から所長が三十六名を書記立会の上抽籤により選出し此三十六名を呼び出し、公判の際は又裁判長が三十六名中から十二名を抽籤、正陪審員として公判に列せしむるもので、尚必要ある場合は補充陪審員一、二名を選出することになつてをり、既に裁判所では之れが準備を整へてゐるらしい。

●「大阪朝日香川愛媛版」昭和四年一〇月三〇日

けふ陪審裁判

老人の放火被疑事件

松山地方裁判所で開廷

愛媛県最初の陪審裁判事件として、一般の興味を集めてゐる、西宇和郡□村MK金治(六二)にかゝる放火被疑事件の陪審裁判公判は、三十日午前九時から松山地方裁判所陪審法廷で開廷されるが、陪審員三十六名中から抽籤により決定してゐる十二名は、当日午前九時呼出すことになつてゐる。なほ、特別傍聴者として市村知事ほか警察部長および警察部各課長、管内判検事弁護士などが傍聴するので、一般の傍聴者は座席が少ないため、県巡査教習所その他から申込みのあつた団体傍聴は一切拒絶して、当日午前九時二十分抽籤により約四十名を許すことになつた。

●「愛媛新報」昭和四年一〇月三〇日

あすいよ／＼本県最初の陪審公判

特別傍聴人として市村知事

各判検事連と弁護士連

西宇和郡□村MK金次(六〇)に係る放火事件の公判は、松山地方裁判所最初の陪審公判として、愈三十日午前九時より同裁判所陪審法廷に於て、小林裁判長、黒田、荻原両陪席、帯刀検事関与、清家弁護士出廷、十二名の陪審員列席の下に開廷されることになつた。当日は、特別傍聴人として市村知事、各区裁判所の判検事、管内の弁護士が傍聴することに

なつてゐる外、一般傍聴人として約四十名の傍聴券所持者の入廷を許すことになつてゐる。傍聴券は、午前九時から三十分間裁判所構内で抽籤で渡すことになつてゐる。午後に至り空席を生ずるときは、午後零時半より二十分間更に抽籤の上渡すと。

十二名の陪審員が、初めて出廷

注目されるあすの公判

三十日開廷される陪審公判に、小林裁判長より呼び出しを命じて居る陪審員は三十六名で、此内から十二名の陪審員と補充陪審員を抽籤の上決定するのであるが、公判手続きは先づ小林裁判長が着席し、陪審員に対して陪審員の心得を諭し、公平誠実に其の職務を行ふべきことを誓はせ宣誓書に署名捺印させるのである。それが終ると、帯刀検事が公訴事実の陳述をなし、被告金次に対する訊問が開始されるのである。次いで証拠調をなし、帯刀検事は此放火犯罪が成立するためにはどのやうな事実が必要であるかとの問題に關して事実上及法律上の点について意見を述べ、次に清家弁護士より意見を述べる。かくして弁論が終ると、小林裁判長は陪審員に対し、この犯罪成立に關してはどの様な点が法律上問題となつてゐるか、またどの様な事実が問題となつてゐるかと云ふことを云ひ聞かせ、証拠は斯くくくと解説するのである。

此説示がすむと、裁判長は問を書面に記して、陪審に対し此の放火事件の犯罪構成事実の有無を評議の上答申すべき事を命ずるのであるが、其の問は陪審員が然り又は然らずと答へ得るやうな文面である、金次は犯罪事実を否認してゐるから、陪審員の答申が然りと

なるか然らずとなるか、即ち有罪か無罪か興味と注目はこの点に集まつてゐる。十二名の陪審員は、裁判長から此の問書を受取ると、評議のため評議室に退き、陪審長を互選して各自意見を述べる。

評議によつて犯罪の構成事実を認めるには、陪審員過半数の意見の一致が必要で、過半数に達しないときには之れを認めないことになる。かくして評議が終ると、陪審長之に署名押印し、一同公判廷に出て之れを裁判長に提出し、裁判長は公判廷で高橋書記に答申を朗読させた後、陪審員を退廷させる。陪審の答申は、犯罪事実を認めるか認めぬかの一つを選ばなければならず、其の認めた場合には、先づ検事がこれに適用すべき法令及刑について意見を述べ、弁護士及び被告が意見を述べる。すると裁判長は、會議の上陪審の答申した事実法令を適用して刑を云ひ渡すのであるが、之れに反して陪審の答申が犯罪事実を認めず、裁判官も之れと同意見の場合は無罪を言ひ渡すのである。

●「伊予新報」昭和四年一〇月三〇日

われら民衆が司法参与の日

いよ／＼あす開廷される

最初の陪審裁判

陪審法が実施されて滿一ヶ年一ヶ月ぶりに、松山地方裁判所では、西宇和郡□□村の放火事件が、本県における陪審裁判の皮切りとして、いよ／＼三十日に裁ばかるゝこととなつた。同事件の内容については、一切極秘されて居るので知ることが得ないが、本社の探

り得た所によると、本年二月八日の夜、同村大字□□E龜方の納屋から怪火があがり、同家住宅を全焼し、損害七百円に上ったものである。此出火事件は、その後、所轄八幡浜署で放火とにらみ犯人捜査中、かねて龜と賃借関係ある居村のMK金次(○)の挙動に不審を抱き、七月十九日に至り同人を引致取調べの結果、金次は龜に対し住宅を抵当として金百円を融通したが、その後土地のみを登記し、住宅を担保にしてゐなかつたのを憤慨して、放火したものだと言ふ事となり、身柄は直ちに検事局に送られ、その後、大洲支部で予審に附し終結決定して、松山地方裁判所の公判に廻され、陪審事件として取扱はれ、今日に及んだもので、本件は金次が陪審準備の際自白も辞退もせぬ為め、遂にこのたび陪審初公判となつたものである。

右により、松山地方裁判所では、既報の通り、多数陪審員候補者の中から、福田裁判所長の抽籤により、三十六名が選ばれ招集状が発せられ、何れも当日朝迄に到着するが、裁判の開廷せらるゝに先だち、更らに三十六名の中から小林裁判長の抽籤によつて十二名が選ばれ、茲にはじめて本件の陪審員が決まる運びとなるので、現在では何人が本件の陪審員に決定するか全然不明である。

而して、事件が一日だけで終了せぬ場合は、翌日一統行するが、此際は陪審員一同は裁判所正庁裏に新築されて居る寄宿舍内に宿泊して、事件の済む迄は缶詰となるのである。

写真説明 カットは松山地方裁判所内にある陪審寄宿舍Ⅱと初めて開かれる陪審法廷(昨年新設記念にうつしたもの)

最も多い事件は殺人が横綱

全国で未開廷は六ヶ所ある

実施後の陪審裁判

昨年十月一日陪審法が実施されて以来、今日迄全国五十一の地方裁判所で開いた陪審公判は、合計総数百卅二件で、内法定陪審百廿四件(更新したもの五件)、法定並に請求三件、請求五件となつてゐる。此の陪審事件で、公訴罪名の多いのは殺人の七十七件で、次いで放火四十一件である。陪審公判に要した日数は、一件平均が一日と六分、即ち二日間となり、陪審員に支給した旅費、日当、止宿料等は一件平均三百六十八円七十銭となつてゐる。而して、此陪審裁判は、全国殆ど各地方裁判所で既に開かれて居るが、尚未開廷の所は大津、高松、安農津、福井、金沢、松江、松山の七地方であつたが、松山だけは三十日に愈々初陪審が開廷されることゝなつた。

事件の多かつたのは、大阪の十三件(更新一)、次が大分十(更新一)、東京の九件、千葉の八件等である。因に、請求陪審の開かれた地方は、横浜、甲府、新潟、大阪、福岡の六ヶ所である。

陪審員の正当な判断を望む

小林裁判長談

陪審員は、法廷に現れた証拠によつて、事実の判断をすと言ふことになつてゐますので、世間の風評や新聞記事によつて、事件を判断する事等のない様に注意してゐます。その意味から、今内容のお話は出来ませんが、……従つて、感想も甚だ骨抜きになつてしま

ひますが、……陪審裁判の全国の統計を取って見ますと、最初であるにも拘はらず、成績が良好であります。此所も、どうか良い成績を収めたいと思っております。一番惧れるのは、陪審員諸氏が、事件の判断を誤って無罪の者を有罪にしたり、有罪のものを無罪にしたりすることです。西洋諸国でも、此点を心配してゐる様ですが、どうかそんな誤りのない様に祈つてゐます。

今後の模範に 川副検事正談

昨年十月実施されて以来、未だ一回も陪審裁判を開かぬ所が、当松山を合して全国に六箇所ありますが、松山はいよく明三十日に開廷する事となりました。当裁判所としましては、最初のものでありますから、今後の模範となる様にしたいと思ひます。陪審員諸氏は、私達が平素講演等をやつて趣旨の徹底をはかつてありますから、忠実に職務を遂行して呉れるものと信じてゐます。当日は、管内の検事諸氏も全部傍聴する予定になつてゐます。云々

慎重を要する 清家弁護士談

何分相手が素人で、しかも陪審裁判に無経験な人達なんだから、よく理解するやう事件の性質を平易に説かねばならぬと思ふ。専門家でも、真相を解するに苦しむのだから、尚更ら困難だと思ふ。事件は、予審終結で被告が自白してゐる。それを、公判になつて翻へ

してしまつたのであるが、しかし放火については、何等の証拠がない、果して放火が真実か否かは、この陪審公判で決まるのだ、それだけ最も慎重を要するだらう。事件の内容は、公判がすむまで発表することは出来ないが、社会は刮目してゐることと思ふ。

●「大阪朝日香川愛媛版」昭和四年一〇月三二日

愛媛県最初の陪審公判開かる

傍聴者は早朝から詰めかく

老爺の放火被疑事件

愛媛県西宇和郡□□村MK金治(六十)にかゝる放火被疑事件公判は、三十日午前十時から松山地方裁判所陪審法廷で開廷された。愛媛県最初の陪審裁判なので、傍聴者殺到を見越し、裁判所では予じめ四十枚の傍聴券を発行して混雑を防いだが、早朝から傍聴者つめかけ非常な混雑を呈した。新法廷には、特に許された特別傍聴人、市村県知事夫妻、安原警察部長夫妻、県警察部各課長、管内各裁判所判検事、弁護士が経過如何とかがたづを呑む。

被告金治ははきく明答

小林裁判長は深刻に

供述を翻した理由を追窮

かくて定刻、まづ非公開裡に陪審員の構成を行ひ、午前十時半、被告金治、松山市立花

高須賀五郎外十一名の陪審員入廷、所定の位置につき、小林裁判長、黒田、荻原両陪席判事、帯刀検事入廷、法廷は一時に緊張する。

裁判長は、しづかに公判開廷を宣し、まづ陪審員に向って「物事ははじめが大事で、この最初の陪審裁判に対し、特に慎重を期して、予断を排し、感情、情実、利害などから離れて当らぬ」と前提し、取調順序その他に関する詳細な注意をのべ、職責の重大なことを繰返して説明、終つて陪審員の宣誓を終り、いよ／＼本舞台に入り、裁判長は型のごとく被告の住所氏名を調べたのち、

帯刀検事は、「被告は、隣家E久（注、後に「龜」の謝りと訂正）に対し、宅地、建物などを抵当として金三百円を貸与したにも拘はらず、久は宅地のみ登記し建物の登記をなさず、更に建物を他に売却するとの噂を耳にして憤慨し、本年二月十六日夜知人の宅で酒に酔つて帰り、十七日午前一時久方の納屋軒下に積んであった稲藁に放火し、同小家、厩舎、母家などを全焼せしめたもので、被告は、予審廷で逐一これを自白してゐるに拘はらず、公判廷では犯行を否認するに至つた」旨を述べて、よろしく審理を願ふと結ぶ。

裁判長の訊問に対して、被告は、大きな声でハキ／＼と答へ、極力放火の点を否認し、「借地売却の噂は聞かぬ、たゞ単に担保に入れたとの風評があつたが信じなかつた。当夜は、泥酔してゐたが、記憶は確かであつた。附近を流れてゐる川の水音と酒の酔とで快く眠り、夜警も半鐘も知らなかつた」と、と巧に明答してゐたが、裁判長から、夜警も半鐘も知らなかつたものが、火事騒ぎで眼が覚めたのか、火事場に行つたといふが、火事最中に誰と出会つたか、などと鋭い質問攻めに、答弁やゝ紊れた。更に、  
裁判長 自ら放火したと八幡浜署で何故自白したか。

被告 八幡浜署で、扇子や天秤棒などで殴られ、負傷までしたので、仕方なく放火したと答へ、また予審廷では、警察での答弁を翻へしては都合が悪いだらうと思ひ、虚偽の申立をした。

裁判長 しかし、予審廷におけるお前の供述は、同夜MT清一といふものが最初に火事だと叫んだとか、その模様が実際と符合してゐるが、遅れて出たものにどうして分る。

被告 火事後の世間の噂通りを答へたものであります。

裁判長 駐在所に、火事の原因は子供の弄火といふことにして呉れと、お前が申立てたが、理屈に合はぬ仕事の残火からとも申立てゝゐるが、

被告 申しました。それは、警察への報告に原因が分らずでは困るからと聞き、左様申立てたのです

裁判長 かねて関係のあつた、附近の未亡人の家に、その晩泊つてゐないのに、泊つたと駐在所で答へたのは？

被告 火事後附近でかれこれ申すので。

裁判長 しかるに、その女は、虚偽の申立を苦にして、自殺したではないかと、遺書を読み上げると、被告は久しく合はぬので、委細は知らぬと答へ、右にて審問を終り、次いで清家弁護士から二、三質問あり、この間陪審員はいづれも行儀よく納まり、熱心に傾聴したが、質問するものは一人もなかつた。かくて、午後零時半小憩。

証人調べ

被害者から訊問に入る

午後一時半開廷、直に証人被害者E久(三十四)の訊問に移った。久は、発火の原因となるべき火の気は何一つなかったから、不審にはおもったが、誰が放火したかについては全く心当りはない、と当時の模様や金治の行動、噂などにつき、被告に不利な証言を低声で述べ、次で久の妻くにえ(三十三)も大同小異のことを陳述、MT清一(二十五)ほか九名の証人につき取調を続行した。

●「愛媛新報」昭和四年一〇月三十一日

息詰まる静寂の中に陪審公判開廷

十二名の陪審員が出廷

本県初めての民衆裁判

我国司法制度に一紀元を画すべき陪審制度が、昨年十月一日実施されて以来、松山地方裁判所管内には数多の陪審事件該当事者があつたが、何れも本人の辞退や自白で、陪審公判はお流れとなつてゐたが、西宇和郡□□村MK金次(六〇)に係る放火事件につきては、本月十四日開かれた。

陪審公判準備に於て、同人は放火の事実を否認し、同人は陪審公判を辞退せなかつたため、愈これが、松山地方裁判所最初の陪審公判として、三十日、未だ木の香新しき陪審法廷に於て、小林裁判長係で、黒田、荻原両判事陪席、帯刀検事関与、清家弁護士出廷、十二名の陪審員列席の上、開廷されることゝなつた。これより先、小林裁判長は三十六名の

陪審候補者に対し呼出状を發してゐたが、三十日には三十四名出席した。先づ、公判開廷に先だち、小林裁判長は、出頭した陪審候補者の氏名票を全部抽籤函に入れ混ぜ合せた後、其中より引き出して氏名を読み上げ、検事及被告金次は、陪審員を承認するか忌避するかを述べた結果、十二名の陪審員を決定し、裁判長は抽籤終了の旨を宣言し、こゝに初めて陪審員は、抽籤の順序に着席し、愈公判手続きが開かれることになつた。

公平誠実に職務を行ふ

陪審員の宣誓書朗読

少憩の後、午前十時四十分、一般に公開された上、愈陪審公判は開かれることになつた。此の日傍聴席には、市村本県知事、福田松山地方裁判所長、川副検事正、松山高専学校長金子幹太氏、松山地方裁判所管内各区裁判所判検事、其の他裁判所職員、弁護士が居ならび、一般傍聴席には、抽籤により傍聴券を取得した傍聴人数十名が控て、小林裁判長、黒田、荻原両判事、帯刀検事、高橋書記、島村書記は満廷の起立の裡に入廷、

陪審員席は、高須賀五郎、友近藤次郎、大西明成、高橋彦次、猪川又太郎、藤田金作、砂田喜勢治、種橋金吾、田窪熊吉、若狭八太郎、松田傳吉、森川千代治、金子伊太郎(補充)の十三名が居並、法廷は水を打ちたる如く静まり、森殿味を呈する。先づ裁判長は、前記十二名の陪審員に対して、陪審員の心得を諭告、公平誠実に其の職務を行ふ旨の宣誓書を裁判長が朗読した後、陪審員に署名捺印せしめ、愈審理に入った。

市村県知事

陪審公判傍聴

市村知事は、三十日午前九時三十分から、松山地方裁判所にて開廷された、陪審公判を傍聴した。

放火の覚えはないと否認す

微細に亘る訊問開始

検事は起つて、「被告人は、同部落のE龜に金三百円を貸し、宅地建物を抵当に入れる約束なりし所、建物の登記をせず之れを売却せんとする噂さへあるのに被告は憤慨し、二月十六日午後一時頃、龜の納屋にマッチの火を投入し、遂に納屋、牛小屋、本家を全焼したものである。」と述べ、愈審理に入る

裁判長 検事が述べた事実につき相違あるか。

被告 火をつけたことはありません。

裁判長 E龜とは懇意か。

被告 親の代から懇意であります。色々と世話をしてやりました。

裁判長 本年二月上旬、龜に参百円を貸したか。

被告 家、宅地を担保に入れるから金を貸てくれと云ふので、以前に龜の親に百円貸てゐましたが、その金及び利息を合して三百円になるやうにして貸しました。

裁判長 龜が他へ家を売ると云ふ話や、他に担保に入れると云ふ話を聞いたが、それで立腹せなかつたか。

被告 担保に入れると云ふ話は聞いてゐましたが、そう立腹はしませんでした。

裁判長 龜方の北隣蜜柑畑があり、それを龜が盗るので平素から不快に思つてはゐなかつたか。

被告 悪くは思つてゐませんでした。

裁判長 二月十六日の夜、NM廣方の酒宴に招かれたか。

被告 招ねかれて馳走になり、其の宅を十時半頃出ました。其処で四、五合の酒を飲みました。そうして帰宅して床につきました。

裁判長 二月十七日午前一時頃、火事があつたのを知つてゐるか。

被告 酒に酔つて寝入つてゐると、表が騒がしいので起きて見ると、火事でありました。

裁判長 八幡浜の警察署、検事 予審判事には、火をつけたと云つてゐるがどうか。

被告 八幡浜署で、身体の各部を殴打され辛棒が出来ず、遂に放火せぬものをしたと云ひましたが、検事局や予審判事にも調べられましたが、前に云つたことを取消すとまた叱られると思ひ、遂に放火したと云ひました。

尚、裁判長は、予審調書等につき、ぐんぐん突き込んで訊問したが、被告人はあく迄放火の事実を否認し、午後零時半、被告人に対する訊問を終り休憩した。(以下朝刊)

陪審裁判雑感



本県最初の陪審裁判の事として、裁くになれた裁判所員も、何となく堅くなつて居る様に見受けられる。

予想通り傍聴者が押し寄せて来が、其中に婦人の一団、然も若い女ばかりと云ふので一きわ人目を引いた。

所が残念な事に、婦人団全部が選にもれて、傍聴券を手にする事が出来ず、折角持つて来たお昼弁当が、ヒネになつてしまふ。

傍聴者の中には、勳七等を胸に付けて来て居る田舎のおちさんがあり、勳章の御威光で傍聴券をもらふ事が出来るとでも思つてか、所が幸運にも、勳章の威光あつてか、傍聴券を取る事が出来て、無事法廷に入る事が出来た。

中には、傍聴券を手に入れる事が出来ず、入れ替はり立ち替はり引いて見たが、有効な奴がなく、最高十六本にまで及ぶ、遂に傍聴券を手に入れる事が出来ず、すごくと帰つて行く人もある。

最初の陪審員に選ばれた十二名は、裁判長より陪審員の任務の重大なのを説かれて、一同の顔面に力強い□脈□或物がたゞよふ

人の良さそうな被告、予審の調べを否認して、事実無根である事を強調せんとしてあせる、其処に被告の人の良さが窺はれるやうだ。

被告が予審の調べを否認しておるだけ、然りか然らずかが問題だ。はたして、陪審員の頭はどんなに動いたか、鬼か仏か？雨か、嵐か？

●「愛媛新報」昭和四年一〇月三一日

#### □□村放火事件の陪審裁判

火の気のない納屋から発火した

証人は大体被告に有利な証言

昨夜深更迄審理続く

(夕刊つゞき) MK金次の放火事件の公判は、卅日午後一時半再開、証人としてE龜出廷し、MK金次には、今迄親切に種々世話になつてゐます、家屋敷を担保として、私の親が借りていた百円と合し、三百円を借り受けました。登記が出来て見ると、家の登記が出来てゐなかつたので、保証人を立てるからと云つた所、保証人では困るから登記して呉れと云ふことでした。他へ抵当に入れるやうな話しは致しませんでした。火事の当夜は眠むられなかつたが、十一時頃眠りについた。しばらくすると、家内が火事だと云ふので起きて見ると、自宅の納屋が焼けてゐました。当日は、納屋には火の気がありませんでした。他から火をつけたとしても、つけられるやうなわけはありません。MKが火をつけたと云ふ噂はありません。MKがつけたとしても、其の原因は判りませんと述べ、

次いで、証人Eくにえ出廷し、其の夜早く寝てゐると、MT精一が火事だくと云ふので起きて見ると、納屋が焼けてゐました。食事が済むと火は消して寝ました。納屋の西の方には火の気はありませんでしたと述べ、

次で、MT精一出廷して、一時か一時過半鐘の音が聞えるので、火事だくと呼び続けました。火事の最中に、MK金次を見ませんでした。金次が、三百円の担保に宅地建物を入れたが、建物の登記が出来ませんでした。それで、春早々登記すると云ふことになつて

りましたが、MKはそれがため憤慨してみたやうには思ひませんでした。E龜の家の火災については、MKが放火したやうな噂も少しはありました。龜は、人からうらまれるやうな人ではありません。

次で、WH喜三郎出廷し、二月十七日E龜方に火災があり、消防に務めましたが、私は川をせき止めてポンプをつかひました。其夜鎮火してから、MK金次に会ひましたら、火は納屋から出たと云つてゐました。これで、夏蜜柑が二、三十貫減るまいと云つてゐました。左程MKは、気の毒そうな顔でありませんでした。龜は人と喧嘩をするやうな男ではありませんと述べ、

次いで、証人NM浅太郎出廷し、二月十七日夜警をしてゐました。初めは九時に出て十時に役場へ帰り、二回目は十二時に出て一時にかへり、三回目は三時に出て四時に帰りました。当夜、MK金次の戸口へも行つて、拍子木をたゞきました。役場の側迄帰ると、火の手が上つたので、龜の所へ行き、荷物の運搬を手伝ひました。龜の人望は悪るい方ではありません。

次ぎに、証人YNサワヨ出廷し、YNつぐやの娘であります。二月十六日は、旧正月で母の家へ帰つてゐました。帰つてゐる時、MK金次が泊りに来たことは知りません。火事のあつた夜、MK金次は来てゐなかつたと思ひます。金次は、母に対し、駐在所へは火事の晩に泊つたと云つてくれと云つた、と噂に聞いてゐますと述べ、

次いで、II常次郎出廷し、YNツグヤの一室を借つて住んでゐますが、MK金次とつぐやとが心易いと云ふことは知りません。二月十七日、E龜の火災のあつた後で、つぐやが駐在所員に調べられたが、それはMK金次が火事の晩に来て泊つたかと云ふことであつたと云ひました。其の日つぐやが、淋しくて寝られぬから泊めてくれと云つて、私の室へ来たが、ガタ／＼ふるえてゐましたが、私が慰さめました所、漸く気を落ちつけて五日泊りましたが、それ程苦しんだのは、駐在所へ金次が泊らないのに泊つたやうに云つたのを後悔したのかどうかは知りませんと述べ、

次いで、□□村前駐在巡查和田豊五郎出廷、本年二月十七日午前一時頃、E龜方に火災がありました。原因が判らないため、Eくにえを取調べたが、原因が判りませんでした。くにえを取調べる時、金次が子供が火をつけたと云ふ事にして内済にして貰いたいと云ひました。E龜を呼んで取調べた所、人にうらまれるやうなことはないが、原因につき不審の点がないでもないと思つてゐました。金次は、くにえが火を焚いて、その不始末から火を發したと云ふことにして、内済にして呉れと云ひました。金次を其後取調べましたが、金次は其の夜はYNつぐやの家へ泊つてゐたといひましたので、つぐやを調べると自分の宅へ泊つたと云つてゐました。龜は、真面目な人間と思ひます。人からうらまれるやうなことはないと思ひますと述べ、

次いで、内藤善次出廷し、八幡浜警察署でMK金次を放火事件の被疑者として取調べました。十月十八日と十九日に取調べました。火災当夜、YNつぐやの家へ泊つてゐないに不拘、泊つてゐると云つたこと、Eくにえに対し子供の失火と云つてくれと云つたこと等を追及して行つたが、金次は剛情であるため、色々起訴猶予等の例を引いて論じた所、悪るかつたと云つて白状しました。被告人の取調べに対し、無理なことをしたことはありません。

裁判長は「頬に疵がなかつたか」と問へば、内藤は頬に疵はありませんでしたと述べ、

「然らば、其の疵は警察の取調べの爲めについた疵ではないか」と問へば、そんな無理な取調べは致しませんと述べた。(以下次号)

をかしい節があつても、じつとおさへて

水を打ったやうな静けさ

卅日午後の陪審裁判

◇……本県最初の陪審裁判の行はれた三十日、松山地方裁判所内は勿論、傍聴者、陪審員一様に緊張味を見せ、重々しき空気の中に、午後に入つて十一名と言ふ珍しく多くの証人の調べに入った。

◇……直面した左側特別傍聴者席の下に、一間四方位しきられた被告席で、証人の一言一句に顔面の筋肉を微動さしつゝ、氣づかはしくひかへて居る被告MK金次、初めて裁判所に来たのと、加ふるに陪審裁判と言ふ名に恐れてか、証人のいづれもが堅くなりすぎて居る様にも見受けられる。

◇……右側二段に設けられた陪審員席で十二名の陪審は、此の有意義なる陪審裁判を、然も自分等が今後に其の範を垂れんとして、緊張味をおびてひかへて居る

◇……中央部に備けられた証人席では、笑はざるを得ない様な事を口にする証人もあるが、室内の重苦しい空気に押されて誰も笑ふ者もない。

◇……水を打った様な静かな中に、力ある裁判長の問が聞える、暗黒の世界をさまよふ様な氣持の陪審員も、傍聴人も耳をかたむける。

◇……斯くて大衆裁判……意義ある三十日の松山地方裁判所陪審裁判は、進められて行った。

身動きも出来ず「全く疲れました」

知事、警察部長両夫人

陪審公判を傍聴した感想

松山地方裁判所で開かれた本県最初の陪審裁判に、特別傍聴席に姿を見せた市村本県知事夫人、安原警察部長夫人は、午後の休憩に入るまで傍聴し、休憩と同時に帰られたが、両夫人に「御感想は」とたづねて見ると、まだ今日の所は何とも申上げる訳には行きませんが、今日は感想どころではありませんよ、朝から四時過ぎまで動く事が出来なかつたのですから、くたびれただけでございます、然し明日今一度傍聴して見やうと思つてゐますから、明日は何とか感想を申し上げる事が出来るかも知れません云々。

●「伊予新報」昭和四年一〇月三十一日

けふぞ記念すべき明るい裁きの光

民衆が司法参与の意義ある日

市村知事その他の特別傍聴

最初の陪審公判開かる

陪審法実施後満一年と一ヶ月を経た今日、松山地方裁判所では、既報、本県最初の陪審公判を、木の香新らしい新築の陪審法廷で開いた。

この日、松山地方は耳新らしい裁判だとあつて、傍聴席には特別傍聴者として市村知事、安原警察部長夫妻、金子松山高高等学校長等をはじめ、県下各裁判所判検事、弁護士等所せまく居流れ、又普通傍聴席は、抽籤によつて四十名だけが選ばれ、満廷傍聴人を以つて埋められた。裁判所では、公判の開かるゝ前午前九時、召集に応じて参集した三十六名の陪審員候補者は、先づ法廷に入り、小林裁判長以下係員入廷、抽籤により、左の如く正審員十二名と補充員一名を決定し、茲に陪審の構成を終り、十五分間の休廷となつた。

#### 陪審員氏名

松山市立花町毛皮氷販売業高須賀五郎(五五)△同市末広町無職友近藤次郎(五五)△喜多郡大洲町自動車運転手大西明成(三二)△宇摩郡土居村農猪川又太郎(三五)△今治市日吉農砂田喜勢治(五一)△同市今治村無職種橋金吾(六四)△越智郡波止浜町農田窪熊吉(四五)△新居郡新居浜町農藤田金作(三八)△宇摩郡川之江町生魚商高橋彦次(三二)△越智郡菊間町瓦業若狭八太郎(三八)△北宇和郡三間村農松田傳吉(三七)△北宇和郡清満村農森川千代吉(三九) 補充員 新居郡西条町農金子伊太郎(六四)

各位の任務は重大 小林裁判長の注意

斯くて、午前十時四十分一同入廷、いよく初陪審が開かるゝことゝなつた。小林裁判長は、先づ陪審員一同に対し、陪審員の心得として、「各位は初めてのこの陪審公判に劈

頭撰ばれたが、何事もはじめが肝要である、各位は公正に被告人が罪があるか無いかを答申せらるゝのであるが、各位の評決が正当と認めた場合は、裁判所はその答申によつて有罪か否かを決定するものであるから、各位の任務は重且つ大である」と陪審員の任務から、取調の順序、説示の次第、問書に対する答申、評議室における注意、補充陪審員への注意等を、懇に述べた上、満場起立の下に、小林裁判長は厳かなる宣誓書の朗読をなし、事実の審理に移つた。

火はつけない

被告は明確に否認

陪審員の質問はない

斯くて、午前十一時五分、立会せる帯刀検事の公訴事実に入り、

被告は、西宇和郡□□村のMK金次(六〇)で、金次は居村E亀に対し住居を抵当として金三百円を融通したが、其の住宅の登記をせぬ事を憤慨し、二月十六日夜NM傳方で飲酒、泥酔して帰宅したが眠られず、翌十七日午前一時頃、放火を決心し自宅竈場から燐寸を取出し亀方に到り、納屋の窓口から積藁に投付け発火せしめ、遂に本家、牛小屋、納屋等を全焼させたものである、と審理を請求して、

小林裁判長の事実訊問に入る、陪席は黒田、荻原両判事、立会は帯刀検事、清家弁護士、島村、高橋両書記、

裁判長「検事の公訴事実通り、E亀かたへ火をつけたのではないか。」

被告「火をツケたといふことは間違ひです。ツケた覚えはありません。」と被告は頗る明確な言葉付で供述する、

次いで、裁判長からの訊問に対し、E亀とは懇意であった、住宅の登記をせぬ事に腹は立て、居らぬ、酒は四、五合は飲むが前後のわからぬ程ではない、火事は知ってゐる、往来が余り騒がしいので知った、駈つけた時には牛小屋が焼けて本家に火が移った頃であった、火事場ではHD喜惣兵衛さんに逢った、ドウ云ふ火か原因はわからぬ等と答へ、裁判長から「何故に警察や予審で白状したのか」と詰問され、

被告「警察で余りに殴打されたので、辻褃を合はすやうに、世間の噂を聞いて申述べました」と述べ、次いで亀方へ見舞に行つたこと、「亀も無心だが、自分も無心だと思つて、見舞品は送らなかつた。」と供述し、次で、

裁判長「YNツグヤといふ後家と関係してゐたか。」

被告「六、七年も懇意にして居りますが、月に一度か二度か行くばかりです。火事の夜には宿りには行きませぬ。」

裁判長「ツグヤにアノ夜とまりに行つたと云つて呉れと頼み、ツグヤは駐在所では其通りウソを云つたのを苦に病んで死んだが自殺ではないか。」

被告「どんな病氣であつたのか一向知りません。」

裁判長「書置迄あるが、自殺ではないのか。」

被告「知りません。」

裁判長は、ツグヤの書置を読み上げた後、「最後に御恩になつた人だが男は敵だと思ふとあるが、その男とはお前のことだとは思はぬか。」と問ふたが、「ソウかも判りません。」と不得要領に供述する。

斯くて、一応事実の訊問を打切り、裁判長は検事、陪審員に向つて質問を許可すると告げたが質問者なく、清家弁護士から二、三簡単な質問があつて休憩となつた。時に午後零時三十分。

被告に不利な証言

被害者夫妻の訊問

午後一時三十分再開、証人調べに移り、先づ被害者E亀三郎について訊問があり、証人は、裁判長の問に対し、被告との貸借問題から住宅の登記が遅れた理由、住宅を他へ売るといふ考へはなかつたと述べ、

次いで、火災当夜の模様について、「其夜家内が火事ぢやと云ふので、驚いて起きて見ると、自分の家の納屋が焼けて居りました。納屋から本屋迄は接近してゐるものですから、消防も来て呉れたが焼けてしまいました。鎮火したのは、四時頃だと思ひます。其夜は、風呂も焚かず、火の気はありませんでした。其夜の火は、ドウして出たか判らず、駐在所でもよう答ずに帰りました。」と答へ、

裁判長から、「附火だとは思はぬか」と問はれ、「附けられるわけはなく、只不明で居りました、当時は世間の噂もなく、金次さんは火事の夜見受けませんでした、翌朝九時頃はじめて逢ひ、物を言つたのです。MKさんは私の内にドンなものがあるか位は知つて居りませう、MKさんはドウ云ふ訳か家内に子供の火の不始末からだとか、塵を焼いた火か

ら焼けたのだと云はねば済まぬ、と種々世話を焼いて呉れました。其後一ヶ月位してから、世間ではMKさんがツケたんではなからうかと噂するのを聞きました。尚YNツグヤさんは、毒を飲んで死んだとの噂も聞きました。火災の損害は、一千元位だと思ひます。」と詳細に、被告には不利な証言をした。

次いで第二証人として、龜の妻E國枝(三三三)の訊問が行はれた。國枝は、裁判長の訊問に対し、火災当夜の模様について、「其夜は早く寝て居りますと、近所のMT清一といふ人が火事だといふので眼を覚し、起きて見ると納屋が焼けて居りました。火の消えたのは、二時見当で、全部焼けて了ひました。火の気は、其夜はドコにもありませんでした。金次は、私に五つになる子がツケましたと云へ、と教へて呉れました」と、金次の疑はしい行為と、世間の噂等については、久と同様、被告金次に最も不利な証言をした。

### 第三の証人

#### MTの訊問

次に、第三証人としてMT清一(二二五)について訊問があり、「旧七日の夜の午前一時頃、夢のやうに半鐘の音を聞いて、二階の硝子窓を開けて見ると、納屋の方が焼けて居りました。火事の最中には、ポンプの方に居て、現場の様子は判りませんでした。MKさんには、朝になって逢ひました。立退きの交渉は、龜さんに逢った時にしたばかりです。登せぬからといって、MKさんは怒っては居りませんでした。不思議な火事だとの噂はありましたが、別に取とめもない事です。YNツグヤの死因についても、いろ／＼な噂はあ

りました」と、火災当夜から、被告と久との金銭貸借交渉、各種の噂について供述し、

引続き、第四証人YH喜三郎(四二)に対し、火災の模様、火災後被告の行動について訊問する処があり、火災後被告が「年々橙が三十貫位減つてゐたが、コレでへらぬ」といった点、被害者久の人物等について証言した。

引続き、第五証人としてNM朝太郎(四七)の訊問があり、主として夜警の模様について供述して、十五分間の休憩となる、時に四時。

### 三十一日続行

#### 陪審員缶詰

午後五時三十五分、引続き証人の訊問に入り、第六証人としてYNさわよ、第七II常次郎、第八和田豊五郎(注、警察官)、第九内藤善次(注、警察官)、第十相田元吉(注、警察官)の六名に対し、順次訊問をなし、夜に入りて訊問を結了、検事の論告に入る予定だったが、時間の都合により、翌三十一日続行することゝなつて閉廷し、陪審員一同は予定の如く寄宿舎に宿泊した。

#### 傍聴席から

△……傍聴人が入廷を許されたのは午前十時二十分、傍聴人は普通が五十二名、特別が三十四名。

△……特別傍聴人の中には、市村知事の顔も見えるし、松山地方管内判検事の顔も揃ってゐる。知事と部長夫人の二人が、紅二点の異彩を放ってゐる。

△……十二名の陪審員中、洋服は僅に一人、眼鏡を用ひてゐる者三人、頭髮は長いのが四人、短いのが八人、その中の一人ははげ上つてゐる。

△……約十二分に亘る、小林裁判長の陪審員に対する法の説明があつた後、陪審員が宣誓書に署名したが、此の際万年筆を用ひた者一人、あとは全部毛筆。

△……被告、MK金次は、却々活発だ。裁判長の訊問に対して、非常にはつきりした、大きい声で答えてゐる。

傍聴席では咳一つするものなく、静寂そのものだ。

△……取調が進むに連れて、裁判官も陪審員も非常な緊張振りで、あくび等する者は一人もゐない。みんな、人いきれで上気しながら、一生懸命だ。

△……調べが被告の情婦YNツグヤの件になり、裁判長が「悲しや恨めしや、世話にはなつたが、恐ろしいものは男なり云々」の遺書を読みあげた時……緊張して、一同の口辺に微笑が浮かんだ。

△……かくて、午後零時半に至つて、やつと一時間の休憩。

●「大阪朝日香川愛媛版」昭和四年二月一日

証人調べを終り論告、弁論に入る

陪審員達は一夜を宿舎に

放火被疑事件陪審裁判第二日

松山地方裁判所に開かれた愛媛県最初の陪審裁判、西宇和郡□□村MK金治(六十)にかゝる放火被疑事件の第一日、三十日は午後七時証人調べを了して一まづ閉廷。陪審員はいづれも、裁判所構内の陪審員宿舎に宿泊。第二日目の三十一日は、午前九時半から開廷、傍聴席には、前日同様市村知事夫妻、安原警察部長夫人を始め、特別傍聴者で満員。

開廷後、直に帯刀検事の論告にいり、検事はまづ陪審員に対する謝辞、注意をのべたのち本論に入り、本事件は失火の疑ひはないと前提し、事件前後の被告の動静並に予審廷における自白の状況その他につき、約一時間半にわたつて詳細に論告のち、有罪を主張。

ついで、清家弁護士は約一時間にわたり弁護を試みたのち、被告を有罪とすべき証拠物件皆無であり、単に警察および予審廷の自白を以て、同人の自白なりと推断するには、あまりに根拠が薄弱であり、犯行を是認すべくあまりに原因が不明である、と主張して無実を力説した。かくて、午前十一時二十分休憩。

一時間半に亘り裁判長から説示

陪審員は別室で評議

午後二時再開、小林裁判長の陪審員に対する説示に入り、約一時間半にわたつて問題となつてゐる事実関係ならびに証拠関係等につき、詳細な説明を加へて、検事と弁護士の見解の相違点を指示した後、左の問書を發した。

『被告人MK金治は、昭和四年二月十七日午前一時ごろ、愛媛県西宇和郡□□村E龜(昨

報久は誤まり) 方住宅を焼毀するの意思をもって、該住宅に近接して建てられた納屋内に積重ねありたる稲藁に、携帶せる燐寸をもって放火し、右納屋およびこれに近接する牛小屋、住宅を焼毀したるものなるや』

かくて陪審員は、三時四十五分評議室に入り、陪審員長を選挙し、直に評議に入った。(午後四時記す)

●「愛媛新報」昭和四年一月一日

橙の盜られるのを防ぐ為めの放火

帯刀検事は峻烈に有罪の論告

放火事件陪審裁判(第二日)

三十一日は午前九日三十分から前日に引続き開廷。

帯刀検事は起つて、「本年二月十日夜午前一時頃火を發して、E龜の住宅が焼けたことについては争ない。凡そ火災には、誤つて火を出した場合と放火の場合とがあるが、此の事件は失火でない、Eくにえ等の証言により放火であることは争はれない。同家は、通行人のない所であるから、通行人の不用意より火が出たとも見られない。更に、部落の青年男女の密会より火を出したのではないかと見れば見へるけれど、これは想像である。何れの点より見るも、誤つて火の出たものではない。然らば、本件はつけ火と見るが至当である。つけ火には色々ある、保険金欲しさに主人が火をつける場合もあるが、此の家には保険には附してゐない。故に、Eが火をつけたとは見られぬ。そうすれば、Eが何人かの憾みを

受けて、火をつけられたものであるが、E一家は、喧嘩により火をつけられたり、色事で火をつけられるやうな原因はない。唯一人、被告人がE家をうらんでゐる事が發覺した。それは、三百円の金を貸し、建物宅地を担保に入れる約束であつたのを、E龜が建物を登記せず他に売却せんとする噂があるので、被告人は龜をうらんだ、左様の場合に、龜をうらむのは当然である。つけ火をした者、何人なりやと云へば、被告人より他にない、被告人は罪を免れんとして、色々策を弄してゐた。それが、却つて發覺の動機となつた。駐在巡查が、Eくにえを取調べた際、被告人は子供の火いぢりから火を發したとして内済にして呉れとか、くにえが火を焚いたから火を發した等と本事件を葬らんとした。これは、世話づきとして見ることは出来ぬ。最初火事のあつたとき、MT精一(注、清一の誤りか)の火事と云ふ声を聞きながら、消防に尽した形跡はない。然らば、被告はE家に対して冷淡である、それが火災の原因のみにつき、世話する筈がないので、被告人は極火災原因を有耶無耶に葬らんとしてゐる。これのみならず、和田巡查より取調べを受けた際、YNつぐやの家に泊つたと云つてゐる。又、つぐやも泊つたと云つたが、YNサワヨの申立により、被告人はつぐやの家に泊つたこととはないと云ふことが判明したのである。若し、一点曇りないものなれば、つぐやの家へ泊つたと言ふ必要はない。要するに、被告人が火災原因を有耶無耶に葬らんとしたこと、つぐやの家に泊つたと言つたことは、被告が放火した証拠である。又、警察官に自白した、それも証拠になる。然かも、本事件において、被告の自白は嘘であると言ふ所の何物もない。被告の自白は、検事、予審判事に対しても、火はつけたと云ふ自白は繰り返してゐる。此の事件については、何れの点より見ても、被告の自白はどこ迄も嘘の自白ではない。被告は、警察官が無理な取調べのため自白した



といつてゐるが、之れは罪跡をまぬかれんとして云ふのである。陪審員は、昨日以来の被告の態度をよく御覧になつてゐるが、非常に勝氣の理性に長けてゐる人が、警察官の暴行により自由するやうなことはない。被告人は、大洲の宿屋に於て嘘の自由をしたと弟に云つてゐるが、予審の取調は其の後であるから、充分眞実のことを云ふ予猶がある。若し、茂が斯かることを聞いたとすれば、弟はじつとしてゐない、これは全然嘘である。予審判事から、無理な取調を受けたことはないかと親しみある訊問を受けたとき、実は斯くくと云ふのが常然である。今日自由を齎し、警察官の暴行云々と云ふは、神聖なる法廷に於て、裁判官並陪審員諸公を欺かんとするものである。兎にも角にも、此の事件につきては、予審判事から同情ある訊問を受け、その様なことはありませんと述べてゐる。火事のあつた夜、酒に酔つて夜警の音も半鐘も聞こえなかつたと云ふは、白々しい弁解である。被告は、桑畑で様子を伺つてゐると火事になり、MT精一が火事だと叫んだと予審で申してゐるが、此の通りである。又、今日被告人は、納屋の中に藁があつたことは知らぬと云ふてゐるのは、之れ又法廷で裁判官、陪審員各位を欺かんとするものである。今日に於ける被告の弁解等は、悉く嘘である。つけ火して後の被告の動作状況等により、証拠は充分である。被告人が火をつけた建物は、被告人から龜に三百円を貸してゐる担保にする約束であつたと云つてゐる。されば、其の家を焼けば自分が損すると云ふことも見得れども、人間が憤慨すれば随分思ひ切つたことをするものである。激したときは、常識を以つて考へ得られぬものである。であるから、此の疑は此の事件より取去つて頂きたい。被告の橙山は、二、三十貫Eの家の者に盗まれてゐた。それで、家が焼ければ、此処にゐないから橙が減らぬと云つてゐる。又、家が焼けて建てる事が出来ぬならば、Eの宅地を寄せと云つて

ゐる。被告人は、Eの家を邪魔物扱にしてゐた。被告は、納屋の一部を焼く考へで、本家迄焼く考へはなかつたと予審では云つてゐるが、納屋だけの放火でなく、本家も焼いたと同様の結果になる。被告の自白は、繰り返し申上た通り眞実と認めねばならぬから、本件は有罪なることは争はれないと論告した。

被告の自白全然虚偽だ

清家弁護士の弁論

検事の論告を終り、次いで、清家弁護士は起つて、「被告は、三百円の金を建物土地を担保にE龜に貸した。所が、建物の登記をせなかつた。且つ、それを他に売却せんとする噂があり、それに憤慨し放火したと云ふ。又、被告の自白してゐる所では、龜が夜警の音に眼を覚し、火をつけてゐたらパチくいふ、それで龜は、また誰かに火をつけられてはならぬと、直ちに登記するであらうと思ひ、放火したといつてゐるが、これ位のことでは、こんな大罪を犯すものでない。登記をせなかつたことは、憤慨してゐない。又、登記して呉れと要求したこともない。登記を要求しても、何にも言はないのに、直に火がつけられるものでない。被告の自白は、偽りである。被告は、納屋へ火をつければ、本家も焼けること位は知つてゐる。それが、本家が焼ければ三百円の金も取れなくなるかも知らぬのに、強いて家を焼くやうなことはない。被告は、常磐茅に火をつけたと云つてゐるが、そんなものは其処に吊してゐないと云つてゐる。これが、自白の偽りである証拠である。又、酔つぱらつて常識を失ひ、斯かることをしたのであるまいかと疑があるが、そんなに酔つ

てゐないと云ふ事実がある。次には、YNつぐやに、火事の晩にはお前の宅に泊つてゐたと云つて呉れと云ふたのが不審であると云ふが、事実自分が放火したものであるなれば、懇々とつぐやにお前の宅にゐたと云つて呉れと云はねばならぬのに、只一度云ふて呉れと頼み、そんなことが云へぬと云へば其儘別れてゐると云ふ様なわけがない。それは、世間に色々噂が立てられて来たから、噂を打消すために云つたのに間違ない。有耶無耶に事件を葬らんとしたと、検事は云つてゐるが、MKは、くにえが駐在所へ呼ばれてゐるから、出遮張り心で子供の火遊びだ等と云つたものである。又、橙畑の橙が減ると云ふてゐるが、橙の相場は三十貫で五円位である。それ位で、放火する筈はない。又、E家とMKとは非常に懇意である、懇意な家に火をつける筈がない。これを要するに、警察署以来の自白は偽りであることは申す迄もない」、と述べて弁論を終り、午後零時十五分休憩した。

「暴行を加へた」「加へぬ」の押問答

夜に入った証人調べ

第一日の陪審公判(続き)

西宇和郡□□村MK金次に係る放火事件の公判は、三十日開廷されたことは、既報の通りであるが、同日最後の証人として、相田元吉出廷し、「八幡浜署の調査部長をしてゐます。MK金次を放火事件の被疑者として取調べました。事件の発生は、二月十八日でありましたが、其の後被害者より申告あり、金次に対し取調べを進めた結果、火災のあつた夜金次はYNつぐやの宅へ泊つたと云ひ、つぐやも自宅へ来たると云つたのが、娘のサワヨを取

調べた所、金次が泊つてゐないと云ふことを供述したので、的確に犯人と云ふ事を知りました。金次は、七月十七日には犯罪を否認し、十八日も同様で、十九日に至り漸く犯行を自認しました。

裁判長は、「被告が斯かる自白をするのは、無理な取調べをしたのではないか」と聞けば、そんな事実はありませんと述べた。証人調を終るや、被告は証人に聞きたいことがあるとして暴行を加へたと主張し、証人はそんな事実はないと互に押問答をし、被告人は自己の主張に懸命となつたが、弁護人にとめられて着席した。これにて、全部証拠調べを終り、三十一日に続行することになった。

陪審裁判の雑感(第二日)

夜来の雨が止んだとは言へ、空は相変わらず雨模様である。松山地方裁判所に於ける、本県最初の陪審裁判第二日は、三十一日引続き開廷されたが、外部の天候は雲ひくき為め廷内も暗い、それが本裁判の空気とびつたり合して居る。

◆ 九時三十分、陪審員一同席に着いたが、昨夜は裁判所内陪審員宿舎に一泊したので、心なしか少し疲労の色が見える。然し、緊張味に於ては、第一日より以上のものである。

◆ 特別傍聴席には、相変わらず昨日の顔ぶれと同じである。市村知事、安原警察部長両夫人の姿が開廷直前に見える。一般傍聴席には、第一日の様な活気が薄らいでおるとは云へ、

相変らず満員である。然し、第一日と顔ぶれが替って、新顔ばかりである。中には、選にもれた、陪審員の姿も見えておる。

第一日の証人調べにおいて、最後に証人として呼出された、被告MKの放火犯として取調べた八幡浜署の刑事部長の証人調べも終って、裁判長が陪審員及検事、被告、弁護士、に何か聞かれる事はありませんかと計った。

□ 所が、弁護士がMK（被告）に、「此の人がお前を殴打したと言ふのは。」とたづねると、被告MKは「ハイ」と言ふので、言ひたい事があつたら言へと命じた。

するとMKは、顔色を替へ証人に対して、「貴方は格別無理な調べ方をしたのではないと言はれるが、あれで無理な調べ方ではないのであれば、少し無理をしたと言ふのだったら、突き殺してしまふのですか。」と証人と被告が法廷で口論を初め、弁護士が仲裁して引きわけると言ふ面白い場面があつた。

□ 検事の論告は、今まで余り敬語をもちひない様に思つて居たが、陪審員に向つて論告し、其れを陪審員に判断してもらはたげならぬ、□□□□はいたつて丁寧である。

● 「愛媛新報」昭和四年一月一日

「然らず」と陪審員答申

遂に無罪の判決

被告MKの嬉し涙

□□村放火事件陪審裁判

松山地方裁判所に於ける、MK金次に対する放火事件の陪審公判は、三十日被告の訊問及証人調べ其の他の証拠調べがあり、三十一日は検事の論告及び弁護士の弁論があり、一先づ休廷したが、午後二時再開し、小林裁判長より、陪審員に対し事実上の関係、証拠の關係につき一場の説示を試み、終つて、

裁判長より、「MK金次は、昭和四年二月十七日午後一時、西宇和郡□□村大字□□千□百□□番地E龜方住居を焼却する意思を以て、該住宅に近接して建てられたる納屋内に積重ねありし稲藁に携帯せるマッチを以て放火して、納屋及び之れに近接せる牛小屋及住宅を燃焼したるものなりや」との問書を發し、

陪審員は評議のため、午後四時四十分退廷。興味の中心となつてゐる、問書に対する「然り」「然らず」で、陪審員は種橋金吾氏を陪審員長として協議の結果、午後五時半問書に對し「然らず」と答申した。

裁判所は、答申を採択するか否かにつき合議することとなり、裁判官は一旦席を退き合議の結果、陪審員の答申を採択して、被告に對し無罪の判決を言渡したので、被告MK金次は嬉し涙を流して退廷した。

「然らず」の刹那

陪審一同十三名は、昼休みの間に記念撮影を取った。所が一陪審員に話しかけた人があ

ったが、絶対人と話しをする事が出来ない規定なので、立ち所に裁判所員に話しかけた男が一本やり込められた。

裁判長は、検事の論告と被告弁護士の言ふ事を、一つ／＼照し会せて細かく親切に陪審員に話しをして、陪審員の有罪か無罪か、即ち然りか然らずかを判断する材料を与へた。

陪審員は、二時間半余も別室に退き協議をしたが、はたして其の結果は如何に。

五時三十分、愈協議が終つて再開し、種橋金五郎さんより、主問の答申を廷丁に渡す。読上げられた主問に対して、答申が……「然らず」……傍聴人一同かすかに「ハア」と云ふた様にも思へた。

被告MKの顔色がサツと変る。如何にも嬉しさうだ、一分二分……の後、MKがだし抜けに陪審員に御礼をのべる。MKとしては、嬉しいのも道理だ。

直に裁判所側では、受諾の如何を協議に入る。其間三分、直に再開され、陪審員の答申が容れられて、被告は無罪即ち然らずだ。

●「大阪朝日香川愛媛版」昭和四年二月二日  
陪審の答申で無罪を言渡さる

老爺は即夜釈放されて帰宅し

最初の陪審裁判をはる

松山地方裁判所における、愛媛県西宇和郡□□村MK金次(六十)にかゝる、最初の陪審裁判第二日に、裁判長の問書を受け取った陪審員らは、三十一日午後四時法廷を退席して別室の評議室に入り、種橋金吾氏を陪審員長に選挙、問書につき一時間半にわたり協議をまとめて、午後五時二十分一同入廷するや、裁判長始め判検事、被告、弁護士、傍聴者らは期せずして緊張し、陪審員の評決如何と耳聳て、答申を待つ。シーンとした法廷は、咳一ツするものもなく、一種異様の空気が漂ふた。種橋陪審員長から手交された答申書を書記が受取り、声高らかに唯一語「然らず」と語尾に力を入れて朗読するや、被告は思はず「陪審員の皆様有難うございます」と伏し拝み、並る一同も始めて解放されて、われに復り漸く吐息をついたものもあり、劇的シーンを呈し、陪審員は職責を果して退席する、かくて、陪席判事らは、答申に対する会議のため退廷、協議の後入廷、裁判長から「裁判長は陪審員の答申を採用し 被告を無罪とす」と厳かに判決を言渡した。時に午後五時三十五分、記念すべき愛媛県最初の陪審裁判は、一種の歴史的光景裡に無事終了し、被告は即夜釈放され一日帰宅した。

用語の選択と説示に苦心した 小林裁判長は語る

愛媛県最初の陪審裁判に干与した小林裁判長は語る、「まづ感じたことは、陪審員は人

の断罪を左右する重要な職責があり、その緊張は当然とはいへ、終始真剣に見えたことは誠に喜ばしい、自分として一番苦心を要したのは、被告ならびに証人の訊問に対し、如何にして法律に詳しくない陪審員諸君を理解せしめるかといふことで、つとめて法律用語の濫用を避けた、また説示にあたっては、意見を述べることを禁ぜられてゐるため、これも苦心した」。

全国に誇り得る

福田裁判所長談

陪審員候補者中欠席したものは、正当な理由による二名があつたのみで、全国的に誇り得る成績である。また、陪審員の態度も、自分が他の裁判所で見た陪審裁判に比し優るとも決して劣つてゐない。たゞ陪審法施行後一年余を経過し、却つて雑務上例へば、法廷慣例となつてゐる裁判長の入廷に際して全員起立などについて遺憾の点がないでもなかつたが、審理は円滑であり、初裁判としては大成功であつたと信ずる。

成功と思ふ

清家弁護士談

被告の弁護にあたつた、清家弁護士は語る、「大体において成功と思ふが、裁判長が説示をなすとき、被告の不利な点を多く述べて、利益となる点が薄かつたやうに思はれたのは遺憾である。しかし、裁判長、検事ともに平易を旨とし、殊に検事が平易のうちにも峻厳さを失はなかつたのは上できであつた」。

経費は九百円

陪審裁判に要した経費は、出席陪審候補者三十四名の旅費六百一十一円、証人の旅費七十三円、裁判に干与した陪審員一人当りの日当一日五円、宿泊経費約二円五十銭で、合計九十七円五十銭、非関与者の手当一人二円五十銭で合計五十二円五十銭で、累計約八百三十四円に上り、その他の雑費を加へ約九百円位を要した模様である。

●「伊予新報」昭和四年一月二日

民意の正しき反映に、放火犯人つひに無罪

陪審員凝議して「然らず」と答申

初の陪審公判終る

西宇和郡□□村E龜方放火事件に関する、本県はじめての陪審公判は、前号所報の通り、二日に亘り松山地方裁判所において開廷されたが、第二日の午後、小林裁判長から一時間半に及ぶ陪審員への説示があり、十二名の陪審員に問書が交附せられると、陪審員は評議室に集合、本件に関しては何も口を開くことゝなつた。先づ、互選の上今治市の種橋金吾氏を陪審長に推薦し、被告MK金次が放火せしものなりや否やについて、約二時間の長い評議をこらした末答申を決定、五時三十五分公判を再開、係り員一同の出廷があると、直ちに種橋陪審長から、厳封された答申書を小林裁判長に提出した。この時、場内は寂と

して声なく、この答申の如何を緊張して待つ。裁判長は、答申書を開封して陪席判事に示した後、之れを書記に渡すと、高橋書記は声高らかに、先づ問書を朗読した上、答申「然らず」と読みあげると、被告はよろこびに余ってか、裁判長の許しもなく、突然「陪審員の皆さん有がたう御座います」と叫んで、満廷の人を驚かせる。斯くて、裁判長は陪審員一同に其任務終了の旨を告げ、簡單なる挨拶と一件書類の破棄を命じ、陪審員の退廷及答申書の採択に就て、陪席判事を伴ひ合議室に入り約五分間で出廷、厳かなる態度で、裁判所は陪審員の答申を採択して、直ちに判決を言渡す、被告は無罪。

而して、判決の理由を述べた上、さしにも峻厳を極めた本県最初の陪審裁判の幕は閉じられた。時に午後六時零分である。

大任を果して

各係り員の感想

二日間に亘った、松山地方裁判所最初の陪審公判を終って、係り員小林裁判長、帯刀検事、清家弁護士の三氏を訪ふ。

真相を伝へる、大きな苦心 小林裁判長談

裁判所では、如何にすれば陪審裁判の完成を期するかについて、非常なる苦心をしたものであるが、幸に只今事なく結了を見るに至って喜ばしく思ふ。裁判中一番工夫したのは、

陪審員に真相をつかますと云ふ点で、自分から説示の際に意見が述べられないので、相当考へさせられたものである。陪審員諸氏の態度は、厳直であり極めて熱心であったと思ふ。

無罪は当然 清家弁護士談

自分の立場から見て、無罪は当然だと思ふ。公判中、陪審員諸君が非常に緊張し、しかも熱心であった事は、感ずるに余りがある。検事や弁護士たる自分等は、共に陪審員の気をよくつかまねばならず、それがため頭をつかふので、非常につかれた。陪審裁判の弁護法には、今後大いに考慮を要する点がある事を今回大いに感じたものだ。陪審員は、事件については全くの白紙であるのだから、弁論は極く平易に、長く徹底するやうにせねばなるまい。

思惑通りにはゆかぬ 帯刀検事語る

陪審法が実施され、民衆の司法参与が認めらるゝ事となつた以上、その裁判の結果と云ふものは、玄人のわれらの思ふ通りには行かぬのは自然であり、評決そのものがドウあらうとも、我々は一向にかまわないのである。

●「愛媛新報」昭和四年一月二日  
「放火事件」が遂に無罪になつた

松山地方裁判所の陪審公判

大成功を以て無事終了

西宇和郡□□村大字□□MK金次に係る放火事件は、松山地方裁判所最初の陪審公判として、既報の如く、十月三十、三十一の両日、同裁判所にて小林裁判長係り、帯刀検事関与、清家弁護士出廷、十二名の陪審員、一名の補充陪審員列席のもとに開廷され、陪審員評議の結果は、諮問に対し「然らず」と答申、裁判所も其の答申を採択して、無罪の判決を云ひ渡し、被告人も同夜釈放されたが、最初の陪審公判につき、各関係者の感想を聴くに、左の通りである。

如何にせば事実の真相を

陪審員に掴ますかに苦心

裁判長 小林右太郎氏談

今回の陪審公判に於て特に感じたのは、人を罪に落とすか落さぬかの大切な役目を持つてゐる陪審員諸君が、極めて熱心に真面目であったことは、感謝してゐる所である。私の一等苦心したのは、証人の訊問、説示等に於て、如何にせば陪審員に事実の真相をつかますことが出来るかと云ふ点であった。その他、法律上の用語等を用ひると、陪審員諸君に不明な点もあるので、此の点も苦心した。

陪審公判の費用 合計九百九円

松山地方裁判所に於て開かれた陪審公判に、どれだけの費用が入ったかと調べて見ると、陪審員並に陪審員候補者の旅費が六百十一円(汽車汽船二等、自動車実費)、証人の旅費七十三円、陪審員の日当百三十円、抽選に洩れたる者の日当五十二円五十銭、証人の日当十円、陪審員宿料三十二円五十銭、合計九百九円である。

陪審員の食事 丸西食堂が調理

松山地方裁判所で陪審公判に陪審員として列席した人々の食事は、松山市駅前丸西食堂が調理したもので、朝食が五十銭で味噌汁、したし物、くずし、卵卷やき、飯、昼食が三十銭で刺身、やきもの、甘煮、飯、夕食が一円で吸物、刺身、やきもの、酢物、甘煮、果物、飯であった。

上告の意思は只今持つて居ない

陪審員の評議は尊重

検事 帯刀吉五郎氏談

陪審員の評議の結果に対しては、よし悪しの感想を述べる事は控へなければならず、又控ふべきものであるから、此の点の御話はしないが、事件に関係のない点の感想を申しあ

げるが、陪審員諸君は、非常に熱心に緊張して、裁判長の訊問並に検事、弁護士の意見を傾聴せられたことは感ずべきことであり、傍聴人も一般に緊張してゐたやうである。尚、新聞記者諸君の熱心さには感心した。陪審事件は、控訴が出来ないが、上告は検事でも被告人でも出来ることになってゐるが、上告につきては何も考へてはゐない。然し、陪審員の評議の結果は、尊重せなければならぬと考へてゐる。

一般の人が陪審員を信頼する

被告も感謝してゐた

弁護士 清家俊三氏談

事件は、陪審に附せなくとも、無罪であると信じてゐたのであるが、素人が陪審員となり、裁判長の訊問振り、説示によつて、果して真相をつかみ得るかどうかにつき懸念してゐたのであるが、評議の結果は真相をつかんだ答申をしたので、懸念も杞憂に過ぎなかつた。此の事件は、傍聴人諸君も無罪を信じてゐたのが、陪審員諸氏も予期の通りの答申をしたので、一般の人が陪審員に対し信頼の念をもつやうになつたのは、陪審法将来の爲め同慶に堪へない。又、裁判官の訊問振も、周到を極め何等遺憾の点なく、検事の論告も、強ひて被告を罪に落そうとすることなく、実に堂々たる者であつた。又、陪審員諸君に於ても、極めて熱心に、私の弁論の際等は、殆ど皆弁論の筆記をして居られたのは感謝に堪へない。MK金次は、今朝私の宅へ来て語る所によると、同人は裁判長の訊問振り、検事の論告等に対しても、満足の意を表し感謝してゐた。

## ②殺人及殺人未遂被告事件昭和4年12月26日判決

●「大阪朝日香川愛媛版」昭和四年一月二十九日

けふ公判準備

二度目の陪審裁判になるらしい

愛媛県の二人殺傷事件

愛媛県喜多郡□□村土木請負業UTM一助(四十二)(注、俗称「市助」、本名「覺善」)は、九月十三日同郡IK鉄橋下で、温泉郡道後□□町同業KZ要吉(四十九)、松山市□□町□丁目同業HD峰一(三十三)の兩名と、縄張りのことから口論をはじめ、ピストルで要吉を射殺、峰一に重傷を与えた事件は、既報のごとく、愛媛県第二回の陪審公判に附されるもやうであるが、いよく二十九日午前十時、松山地方裁判所陪審法廷で右準備公判を開くことになつた。報告は、依然として殺意を否認してゐるので、陪審附議を辞退しなければ、これが第二回目陪審事件となるわけである。

●「大阪朝日香川愛媛版」昭和四年一月三〇日

第二回目の陪審裁判

□□村の殺人

愛媛県喜多郡□□村土木請負業UTM一助(四十二)(注、俗称「市助」、本名「覺善」)にかゝる、殺



傷事件の陪審公判準備は、二十九日午前十時から午後一時にわたって開廷されたが、審理の結果、いよく愛媛県第二回の陪審裁判所として、十二月二十日宮脇裁判長干与の下に開廷されることに決定した。

●「伊予新報」昭和四年一月三〇日

□□の殺人事件、陪審裁判か

犯人は徹頭徹尾否認

けふ準備公判を開く

喜多郡□□村土木請負業UTM覺善(四三)が、去る九月十三日縄張りのことから、温泉郡道後□□町KZ要吉(四九)、松山市□□町丁目HD峰一(三三)の両名と口論の末、□□HK鉄橋下でピストルを乱射して、要吉を射殺し、峰一に瀕死の重傷を負はせたといふ事件は、その後大洲支部の予審に附せられ審理中、この程予審終結し、事件は松山地方裁判所の公判に廻附されたが、聞く所によると、覺善は徹頭徹尾殺意を否認して居り、当人が辞退せぬ限り、本件は陪審裁判に附せらるゝ訳であるが、二十九日には、宮脇判事部長裁判長として、不公開の準備公判が開かれてゐるが、本稿の締切には何ら決定を見なかった。

●「海南新聞」昭和四年一月一七日

第二回目の陪審裁判

UTM市助の殺人事件

傍聴券は二十七枚

本県第二回陪審裁判たるUTM市助にかゝる殺人事件は、愈来る二十日午前九時開廷と決定し、目下当日殺到を予想せらるゝ傍聴者の傍聴券発行について準備を急いでゐるが、今回は陪審候補者の抽籤漏れに対しては、成るべく傍聴せしむる様便宜を計るはずであるといふ。従つて、一般傍聴者は、第一回よりも更に数を制限せらるべく、約二十七、八名の傍聴券を発行するといふから、当日は又定めし傍聴者の殺到を見ることがあらう。

●「愛媛新報」昭和四年一月二〇日

請負業者のピストル事件

廿日に公判廷

喜多郡□□村土木請負業UTM覺善(四三)が、九月十三日請負入札の事から、温泉郡道後□□町KZ要吉(四九)、松山市□□町丁目HD峰一(三三)両名と口論の末、HK橋附近でピストルを発射し、要吉を射殺し、峰一に重傷を与へた事件の陪審公判は、既報の通り、二十日午前十時から松山地方裁判所に於て、宮脇裁判長の係り、松井検事関与のもとに開廷されるが、当日は法廷整理のため傍聴券を発行し、傍聴券所持者に限り傍聴せしむることにした。傍聴券は、二十日の午前九時二十分から三十分間、先着順により抽籤を行ひ、交附することになった。

●「海南新聞」昭和四年二月二一日

警察での供述を翻し、極力、殺意を否認す

まぐれ当りで狙ひ撃ちでない

H K 河原殺人事件、けふ陪審公判

喜多郡□□村□□町□□U T M 覺善(俗称市助)にかゝる、殺人及殺人未遂被告事件は、本県における第二回陪審公判として、二十日午前十一時より、官脇陪審裁判長係り、黒田、森加陪席判事、松井検事立会、陪審員

△温泉郡新浜村商業重松富信△温泉郡東中島蚕種製造業野中丹治△新居郡金子村農業鹽崎久太郎△今治市日吉村市書記神谷又五郎△西宇和郡川之石町農業田原宇之助△越智郡富田村中学校教員渡邊美雄△越智郡日高村農業越智兼市△越智郡龜岡村農業越智紋藏△東宇和郡多田村農業松浦勝元△北宇和郡奥南村農業淺野富藏△北宇和郡奥南村農業佐々木磯治△北宇和郡岩松町赤松釋治郎 △補充陪審員△周桑郡田野村農業兼井貞次郎列席

弁護人佐海、佐藤、山本、高橋、大隅の五弁護士出席の下に開廷。特別傍聴席には、木下知事夫人、赤土内務部長夫人、川又主事夫人、三宅主事夫人の花の如き姿が居列び、一般傍聴者も鳴りをしずめて耳を傾ける。被告U T M 覺善は、少しも面やつれしたところなく、銘仙の羽織に着物で、でっぷりした体つきで、落着いて裁判長の問ひに答へ、型の如く住所氏名の答弁あつて後、

検事より起訴事実について述べ、「本件の起つたは、本年九月十三日、□□村弁天堂移転空地の草原に起つたことで、犯罪の動機は、被告が被害者H D 峰一、K Z 要吉に対し、

「お前等のように、世間をもぐつて歩く様では、お寺や議會のことをやつては駄目だ」といったのに対し、K Z が激昂し、H D もK Z の自分の所から、兩名が被告に突つかゝつたので、被告も激し腰間のピストルをもって、兩名を射つたものである」と述べ、「そのとき急に殺す気になって、射つたものである」と殺意のあつたことを述べ、

次で、裁判長の訊問に入り、「土木請負業は二十年からやつてゐた」と述べ、被害者のH D 峰一、K Z 要吉とは平素から友人であつたと答へ、事件当日の模様については「九月十三日は、午後二時ころ□□村のK N 料亭においてK Z、H D 等と酒宴を開き、同日午後五時ころ連立つて帰途につき、H K 橋を渡るとき、被告が堂守をしてゐる弁天堂の移転についてK Z 等に話をした」と述べ、その時被告は「お前等のような根性の曲つた心では、弁天堂の移転や議會の手伝ひなどは出来ぬ、心を入れかへなければいかぬ」と説教的な事をいったと述べ、それが犯罪の動機になつたのだと答へ、「それは被害者兩名が余りいゝ行をしてゐなかつたからだ」といひ、その時の現状の模様については、被告がかう云ふと、「K Z が激憤して、急にやつつけろと云つて上衣を脱ぎにかゝると、H D が突然飛かゝつて来て被告の顔を殴つたので、半ば夢中でピストルを取出したが、そのときK Z が自分の手を握つたので、自分もピストルを奪はれまいとして争ひ、そのごつたがへす中に二人を射撃し、二人が倒れたのを見て急にはつとしたが、そのときも一人友人のN M がそのそばに来てゐるのを見た」、

N M は「自分を射つなと云ふので、お前は射ちませんと云つて、三発目を下に向けて放した」と述べ、何故三発目を射つたのかと問はれて、被告は「銃身が曲つてるかどうかを見るためだった」と述べ、何故その時ピストルを持つてゐたかと問はれ、「何故持つて出

たかは覚えぬが、洋服を着るとき何の気なしに持出した」と述べ、ピストルはブローニング式六連発で、弾丸は一月前に充填してあるかどうか調べたといひ、「何故それを調べたかは、別段理由はなかった」と述べ、「その日の事故を予想してもって出たものではなかった」と述べたが、

現場で相手を射つたのは、「まぐれあたりで、ねらひ射ちではなかった」と述べて、警察署、予審廷における陳述を翻し、「何事も混乱してゐた時なので、よく覚えてゐない」と述べ、「KZ、HDには平素から何も恨みはなかった」と述べ、事実審理はこれを以つて終結し、午後より証人調べに入る。(時に一時五分)

●「大阪朝日香川愛媛版」昭和四年二月二一日  
犯意を否認す

#### 第二回陪審裁判

喜多郡□□村UTM覺善(四十二)にかゝる、殺人および殺人未遂事件は、第二回目の陪審裁判として、二十日午前十一時半から、松山地方裁判所宮脇裁判長係で開廷、被告は極力犯意を否認し、午後一時事実審理を終り、午後証人調べを行った。

●「愛媛新報」昭和四年二月二一日  
「殺す気はなかった」と殺意を極力否認す  
□□の請負業者殺人事件

#### 松山地方裁判所第二回の陪審公判

喜多郡□□村大字□□町僧侶兼土木請負業UTM覺善(四三)に係る殺人及び殺人未遂の陪審公判は、二十日松山地方裁判所に於て、宮脇裁判長係り、森加、黒田両判事陪席、松井検事関与、佐海、佐藤、山本、高橋各弁護士出廷、陪審員として田原宇之助、鹽崎久太郎、神谷又五郎、佐々木磯治、松浦勝元、野中丹次、淺野富藏、赤松釋治郎、渡邊美雄、越智紋藏、重松富信、越智兼市、補充陪審員として兼原貞次郎の諸氏列席のもとに開廷された。

事件の内容は、九月十三日、□□町役場で喜多郡□□村大字□□の橋梁架設入札をなし終て、NM傳が料亭KNへ請負業者KZ要吉、HD峰一、KT覺造外十名余を招待し、午後五時頃散会、被告人は、KZ要吉、HD峰一に自分が堂守をしてゐる弁財天の参詣を進め、同所でKZと口論を始めたので、HDが飛び出し被告人に暴行を働いたので、憤慨し殺害の目的でHDに対しピストルを発射し、続いてKZに対しピストルを発射したが、KZは三時間後死亡、HDは重傷を受けたものである。

午前十時半、陪審員の構成を行ひ、裁判長より陪審員に対する諭告があり、一先づ休憩し、午前十一時五十分開廷し、裁判長より型の如く住所氏名年齢の訊問があり、検事より被告事件の陳述があり、事実調べに入り、

被告人は、同人等を殺害する意思はありませんでした、暴行を受けたので逆上し、射殺する考へなくしてピストルを発射したのが、HDに命中、続いてKZ要吉がピストルをもぎ取らうとする、自分は渡すまいとするため、争つてゐるため引金に手がかり、遂にピストルが発射せられ、KZに命中したものであります、と殺意を否認した。

更に詳細なる取調に入り、同日午後二時頃十二、三名が、KN料亭へNM傳に招待され、午後五時頃仲良く散会致しました、散会になってからKT覺造、KZ要吉、NM傳等と連れだつて帰る途中、自分が堂守をしてゐる弁天堂に参詣を奨めました。それは、弁天堂移転のため晝会をなすことになって居たが、KZ等が手伝つてやると云ふので、弁天堂の移替へてお寺の世話をして呉れ」と云ひました所、説教がましいことを云つた生意気だと上衣をぬいだ所を、HDが飛び出し私を殴打したので私は其の場に倒れました。ピストルを発射したのは、夢中でしたから判りませんでした。ピストルを出したのも覚えません。KZがピストルを取らうとする、私は取らせまいとするして争つてゐる内、ピストルが発射しKZが倒れました。其処へNMが来て、自分が悪かつたから許して呉れと云つて手を合せましたので、お前を撃つのでないと三発目を発射しましたが、何のため発射したかは知りません。ピストルは、朝鮮人を使用してゐるため、護身用に持つてゐましたと述べ、事実調べを終つて、休憩した。

●「愛媛新報」昭和四年二月二日

続いて証人の陳述

土木請負業者射殺事件

第二回陪審公判(続き)

喜多郡□□村大字□□町UTM覺善(四三)に係る、殺人及び殺人未遂の陪審公判は、二十

日松山地方裁判所に於て開廷、被告に対する事実調べを終り、一先づ休憩したが、午後二時半より再開、証人調べに入り、

証人としてSB嘉清氏出廷し、「本年九月十四日、HD峰一を診察したときは、左側腹部に弾丸が進入して居りました。其の日から十月九日迄、私の病院に入院してゐました。ピストルで撃たれたものと云つてゐました、弾丸は残つてゐます。退院する時には、歩行不能でありました。現在では、良好になり歩行には耐へられますが、労働は出来ません」と述べ、

証人MI正作氏出廷し、「UTM覺善の身体を診察した事が二度あります。それは、一度は、糖尿病でありました、症状は軽症でありました。第二回目に、他病気で診察しましたが、其の時は検尿しませんでした、病勢が深更してゐるか否かは判りません。糖尿病の病状は、頭痛がして体がだるいことはあるが、脳を害することはないと思ひます。被告の現在を見るに、瘦てゐるから病氣は重くなつてゐると思ひます」と述べ、

証人HD峰一氏出廷し、「KZ要吉の乾分であります、KZ土木請負業を営み相当顔が売れてゐます。九月十三日加屋の橋梁架設の入札に行きました。NM傳の招待には、要吉も私も行きました、UTMも来てゐました、酒に酔つて前後の判らない者はありませんでした。帰る道は、UTM、KZ、NM、私等が行きました。其処へ行つて、UTMがKZに対し「今日迄は弁天堂の世話をしてゐたが、今日限り止めるから、息の根を止めてやる」と云ひましたので、KZも「やるならやつて見よ」と云ましたので、私が「主人の息の根止めるのなら、俺が相手になつてやる」とUTMを殴打しました所、「少し待つて呉れ」と云ので殴打するのを止めると、後向になつて少し歩みピストルを出して「撃つぞ」

と云つてピストルを発射しました、弾丸が命中したと思ふと、気がぼうとして何も判らなくなりました。今は労働が出来ません。U T Mが、真人間になるやうに云つたのは、私としては聞いて居りません、と延べた。

各証人から巨細に陳述

□□の殺人未遂の陪審公判

夜に入って取調を續く

U T M覺善に係る殺人及殺人未遂罪の公判は、証人H D峰一氏に次いで、証人としてN M傳氏出廷し、「九月十二日は同業者を招待し、午後二時頃から午後五時迄宴会が続きました、相当皆酔つたが前後不覚になるやうな者はありませんでした。帰途は、私とU T M、K Z、H D、K T角藏等と一緒にありました。弁財天の裏側を見てみると、ピストルの音が致したので行つて見ると、H Dが倒れて居り、K ZがU T Mの方へ向つて行くやうであつたが、ピストルを発射されて倒れましたので、直ちに止めに行くと、自殺すると云つてゐましたから自首を進めました」と述べ、

証人としてK T角藏氏出廷し、「N Mの招待宴は、午後二時から午後五時迄続きました。人数は十数名でした、宴会場では何事もなく散会しました。泥酔して帰る事の出来ぬやうな者はありませんでした。夫れから、K Z、H D、N M、U T Mと私とが帰途につきました。U T Mが、弁財天の敷地を見せるから行かうと云ふから、行かないかと云はれましたが、長浜の方へ向つて帰りました。それから、駅から三丁程手前で、N Mが自転車に乗て

来て、今H DとK ZはU T Mにピストルで撃たれたと云つて来ました。行つて見ると、H DとK Zが倒れてゐましたので、聞いて見るとやられたと云つてゐました。それから、K Z、H Dの両名を□□町のK D医院に運びましたが、K Zは同夜八時過ぎ死亡しました。どう云ふわけで、U T Mがピストルで撃つたかは想像がつきませんが、U T Mは酒に酔ふと人を罵倒する癖があるから、そう云ふことが原因してゐるのではないかと想像はされま

す。K ZとU T Mとの間に怨恨関係はないと思ひます」と述べ、  
証人光宗義治氏出廷し、「□□警察署の司法主任をしてゐます。被告人が九月十三日夜自首して出で、自首調書を作りました。其の時、被告人は、唯今弁天様の敷地で人二人をピストルで撃ち殺しましたと云つて来ましたが、K Z等が人を苦しめるから、自分は弁天様を信じるから悪いことはしない、お前等も真人間になれといふと、生意気だと云つてやつてきた、そしてH Dが暴行を加へたので、起き上りざまピストルを発射しました、続いてK Zにも発射しましたが、自分の方へやつてくるから突くと倒れた、と申して居りました。怨恨関係があるとは云ひませんでした。又、撃つ考へで撃つたと云ひました。K Z要吉を訊問しました所、同人と怨恨関係があると云つてゐました。それは、K Tに聞けば判ると云つてゐました」と述べた。(以下追報)

●「海南新聞」昭和四年二月二二日

狙ひ撃ちで殺意ありと、検事痛烈に論告す

佐藤弁護士、殺意否認を力説

第二回陪審公判(第二日)

第一日に引き続き、陪審公判第二日(二十一日)は、午前九時半より開廷。前日に引き続き、検事の論告に入り、松井検事は立って「本件について重大な点は、被告が相手方をねらひ撃ちにしたかどうか、それからその時被告が殺意があったかといふ、この二つの点である」と冒頭して、

先づ、被告が果してねらひうちであったかどうかについて、証人HD、NM等の証言を援用して、「KZ要吉を射った時は、少くとも被告とKZとは、一間以上はなれているゝたに違ひない」と結論し、更にその時の被告の心理状態については、「被告人は、そのピストルを発射した瞬間は夢中であつたと陳述したが、ピストルを発射した前後の事情について、きわめて詳細な記憶があり、何等泥酔してゐたと思ふべき点がない」と鋭く被告の陳述を援用して論告の歩を進め、「被告は兩名を射撃した後、危険だと思つてピストルの安全弁まで下して、警察に差出してゐる等は、被告が何等取乱した状態でなかつた証拠である」と述べ、

次に、その射撃した時の現状についても、「被告は、KZに弾丸が当たった時はKZと争つてゐた時といふが、これについてはNMも証言してゐる通り、少くとも二人の間には一間以上の距離があつたので、KZとUTMがつかみ合ひをしてゐたと云ふのは嘘である」と述べて、被告の陳述の虚偽な点を論駁し、「このことは、医師の鑑定による法医学上の見地からも、KZの弾痕は、少くとも被告とは二尺五寸以上離れてゐたことを立証してゐる」と述べ、「両者が相争ふてゐたものでないのは、一点の疑ひをはさむ余地はない」と

強く論証して、被告が、HD及KZ要吉を、ねらひ撃ちしたことは明かである点を力説し、更に論歩を進めて、次に被告に果たして殺意があつたかどうかといふ点について、「被告は、終始此点を否認してゐるが、これは論ずるまでもない事である」と述べて、「被告が相手方をねらひ撃ちする以上、被告に殺意のあつたことは寸毫も疑ひをはさむ余地はない、ピストルは元來人を殺す武器である、ピストルでねらひ撃ちする以上殺意のあつたこととは否認すべくもない。然も、被告はその前にKZ要吉に向つて「息の音をとめてやる」と云つてゐる、殺意のあつたことは充分である、然も兇行後被告はNM傳に向ひ自分は自殺すると云つてゐるが、被告に殺意のあつたのは明瞭である」と論鋒鋭く被告の殺意を強調し、

次で、その動機については「被告とKZ要吉との間に何等か請負関係の怨恨があつたかに思はれるが、これは証拠が充分でないから取上げぬが、元來被告等の如き請負人に取つては、顔がつぶれると云ふは重大な恥辱である、殊に被告は□□に於いて顔の広がつた者であり、その被告が口論の末HDから突き飛ばされて憤激し、急に殺意を起すに至つたのは常識上よりもきわめて明白であると思ふ」と被告の殺意ありたることを述べ、

次で、検事の職務において一言するのべ「検事は、公平無私正義によつて行動するものであるから、決して有罪を無罪とし無罪を有罪とするのでない」と述べ、陪審員の注意を求めて論告を終り、

次で、弁護人の弁論に入る。劈頭佐藤弁護士立って「検事は殺人被告事件として起訴されてゐるが、弁護人側ではこれを傷害被告事件と思つてゐる」と述べて、被告に殺意がなかつた点について「被告とKZ要吉とは兄弟分で何等の怨恨はなかつた」と述べ、且つ職

業上についても「被告は、近年弁天堂に凝り、土木請負業は放擲の状態であったので、両者との間に職業上もえん恨がある訳なかった」、と各方面より被告と被害者との間に何等の恨みがなかった点を述べ、

更に、犯罪当日の様子についても「KN料亭の酒宴は、極めて和気あい／＼の中に分れた」と述べ、何等のわだかまりの起ることなかった点を力説し、此点から見ると殺意のあった点を否認し、「これを如何なる方面より見るも、被告が相手を殺す理由は見付からない」と述べ、

更に、検事の論告を採用して「検事は被告が一時の憤激に狩られて急に殺意を起したものと云はるゝが、被告の如き相当宗教心の厚い者が、左程の軽拳をするとは考へられない」と論じ、「被告がピストルを発射したのは、HDに頭を殴られ蹴飛ばされたので憤激し、思はず知らずピストルを手にして発射したものである」とし、被告に殺意のなかったことを強調し、「検事は被告がピストルを目にかけて撃つたことを以って殺意ありと云はるゝが、目がけて撃つたのが必ず殺意ありとは、如何なる論拠に基づくのであらうか」と論調急につめより、「被告が急迫の侵害に対して、自衛上止むを得なかつた手段として、ピストルを発射したのは、決して殺意ありたるものと速断することは出来ぬ」と述べ、

更に、被告がピストルを発射した際の心理状態については「被告が前後不覚の状態にあったのは、常人としては当然で、検事の論告の如く一切を認識してゐたものとは考へられない」と述べ、

次に、被告が、当日ピストルを携帯してゐたことは、「何等特別の理由はなかつた、俗に魔がさして持出したもので、これを以って被告が必ず喧嘩乱闘する準備をしてゐたもの

と考へられない」と述べ、各方面より被告に殺意のなかったことを論証し、

「被告は過つてピストルを発射したもので、HDに対しては過失傷害と認め、KZ要吉に対しては過失傷害致死と認む」と述べて、佐藤弁護士弁論を終り休憩に入る、時に午後〇時五分。

●「伊予新報」昭和四年一月二二日

弁天堂の口論から親分子分を殺傷す

□□HK磔のピストル事件

第二回目の陪審公判開廷

去る九月十三日、□□HK磔に夕霧立ちこむる午後五時過ぎ、同地弁天堂附近で喜多郡□□村土木請負業UTM覺善(四二)が、縄張り争ひから温泉郡道後□□町KZ要吉(四九)をピストルを以て射殺し、尚松山市□町□丁目HD峰一(三三)に重傷を負はせたといふ、血なまぐさい事件の陪審公判は、松山地方裁判所において第二回目の陪審事件として取扱はれ、愈々二十日午前十一時四十分から、宮脇判事部長裁判長として、森加、黒田両判事陪席、松井検事関与、佐海、佐藤、山本、高橋、大隅の五弁護士立会の上開廷、

之れより先き、此の日召集された陪審員候補者、渡部豊、松浦幸松、永木源太郎、高井秋藏、荻山聖一、和泉勘次、重松富信、野中丹次、玉井善次、山之内脩、門田茂吉、松田爲一、菊池嘉十郎、西山猪重、三好忠光、田原宇之助、兼井貞次郎、檜垣伊八、鹽崎久太郎、高木馬吉、西川松市、井川儀三郎、神谷又五郎、守屋利平、渡邊美雄、越智兼一、越

智紋藏、岡田精策、松浦勝元、三好好太郎、淺野富藏、佐々木磯治、川口喜八、赤松釋次郎、宮本作右衛門、善家勇三郎の三十六氏は、何れも定刻迄に参集、控席で少憩の後、午前十時四十分から公判廷に入り、宮脇裁判長の手により陪審員決定の抽籤が行はれた結果左の十二氏が当選した。

温泉郡新浜村商業重松富信△同郡東中島村農野中丹次△西宇和郡川之石町蚕種製造事務員田原宇之助△新居郡金子村農鹽崎久太郎△今治市日吉市書記神谷又五郎△越智郡富田村中学校教員渡邊美雄△同郡日高村農越智兼一△同郡龜岡村農越智紋藏△東宇和郡多田村農松浦勝元△北宇和郡奥南村農淺野富藏△同郡来村農佐々木磯治△同郡岩松村赤松釋次郎

尚ほ補欠陪審員としては、周桑郡田野村農兼井貞次郎氏が選定され、陪審員の宣誓後、宮脇裁判長から一場の論告があり、休憩となる。

第一発は夢中!!

カイゼル髭の被告U T M

裁判長の追及に恐入る

かくて、十一時四十分愈々公判開廷。係り員、陪審員一同、法廷に入り、傍聴席は満員、特別席には婦人の顔も見えない。縞の袴に細縞の羽織、セルの袴をつけ、肥え太った顔の鼻下にはカイゼル髭を蓄へて居る、二名の看守に護られて、悠々と出廷する。

裁判長から開廷が宣せられると、松井検事は立つて犯状につき、「本件は一口に云へば、被告人がピストルを放って人を殺したと云ふ事件である。即ち、被告人は、松山市のH D

峰一と道後のK Z 要吉(落合)兩名をピストルで射ち、何れも左腹を射抜いて居た。被害者は、来合せた人に救けられ病院に運ばれたが、要吉は死し、峰一は重傷を負ふた。出来事は九月十三日で、場所は□□村の弁天堂南側の草原である。筋道は、被告人は二十年前から土木請負業をなし又弁天堂の堂守である、被害者二人は親分子分の間柄で共に同業者である。十三日は□□町役場で土木請負入札があり、一同は役場で顔を合せたもので、入札後、同業者のN M 傳が土木請負者十人ばかりを料理屋K N に招待し、宴果て午後五時頃五人連で家に帰る途中、H K 橋の中間で、被告が被害者二人に弁天堂に参詣してくれとすゝめ、参拝後同弁天堂の移転地を見て居る時、被告は二人に対し「お前らの様に世の中をまぐって食ふ者は駄目で、堂の事なんかわからぬ、モウ少し心を入れ替へて、正常な人間にならねばならぬ」と説教がましい事を言ったので、落合は怒って喧嘩ごしらへをしたので、H D はソレを察して突然被告を突き倒した。被告は逆上し、直にピストルを出して、第一発でH D を倒し、第二発でK Z を射殺したものである」と詳細に述べ、いよく事実の訊問に入る。

裁判長は「今検事から述べられた事に相違ないか」と問ふと、被告は「違ふ所がありません、当時は夢中で、殊に酒に酔ふて居りました、第一発は全く無意識で逆上し射つたものです、第二発目は落合とピストルの奪合ひをして居る際、引金に手がかゝって発射したものだと思ひます」と答へ、それより土木請負のこと、入札したこと、H K 橋から弁天堂に行ったこと等順次訊問があり、何れも事実を認めたが、犯行事実の供述に入ると殺意を全然否認し、当時は逆上してゐたと極力陳述し、裁判長から「第三発目を発射したのは何故か、逆上したどころか十分落付いてゐたではないか」と急所を突かれて返答に窮し、次い



でピストルの所持等についても痛い所の訊問があつて、可成り被告を迷はせた。次いで、裁判長「HDをねらい射ちをしたのではないか」

被告「そんな事はありません」

裁判長「被害者にうらみはなかつたか」

被告「ありません」

裁判長「被告は当日糖尿病で頭が悪くあつたのか」

被告「いらくして居りました」

以上を以て一応事実の訊問を了り、佐海弁護人から、犯行当時における被告の心理状態について、被告に質問があり、被告は「何ごとも分りません」と答へ、その他二、三の質問があつて、休憩昼食となる。時に午後一時五分

●「海南新聞」昭和四年一月二二日

無意識でやったら正当防衛ではない

弁護人の殺意否認を検事が弁駁

第二回陪審公判（第二日続き）

一旦休憩の後、午後一時十五分再開、午前に引続き弁護人の弁論を続行、佐藤弁護士に続いて高橋弁護士立って、「自分は被告の犯罪の消極的立場より論じ度い」と冒頭して、「若し被告に於て充分殺意あつたものとすれば、被告が一発づゝ兩名に対し発射し、それに止めたと云ふのは考へられない」とのべ、「若し被告に充分殺意があつたなら、相手が

倒れた後、被害者に対して、なほ数発を発射すべきであつた」とのべ、更に被告は予審廷において、相手方の腰から下を目がけて撃つたと陳述してゐる点を採用して、「この腰から下をねらつて撃つたのは、被告に殺意のなかつた証拠である」と消極的に被告の殺意のなかつた点を論述し、

更に、被告の性格についても「被告は、二十数年荒っぽい土木事業に携つてゐながら、いまだ曾て乱暴をしたことはない」とのべ、「その点からも、被告がこの突差の場合、その性格の凶暴性から、殺意を以て射撃したものと考へられぬ」とのべ、被告が兇行後自殺を企つたのも、「惨劇が余りに予想を裏切つて、重大事を惹起したため、狼狼の余り、小心のため、自殺を計らんとしたものである」とし、「自殺を計つた行為を以つて、被告の殺意を裏書きするものでない」とのべ、検事の論告を反駁し、「被告が兇行を行った瞬間は、夢中でやつたもので、この点から被告の行為は、心神喪失中の行為とも云へるし、又急迫不正の侵害に対して防衛したと云ふ処から、又正当防衛行為とも考へられ、又過失傷害致死とも考へられる。しかし、その何れにも該当せぬとしても、本件において被告の殺意のなかつた点だけは明かである」とし、最も重いものとしても「傷害致死事件である」と殺人及殺人未遂の点を消極的に拒否弁護し、高橋弁護人の弁論を終り、

ついで、第三人目の弁護人山本弁護士立って、「本件において、被告が終始陳述を曲げない点は、被告が殺意を否認してゐるところである」とのべ、続いて、被告が心神喪失の状況であつたかどうかについて、法律上より事実上より論証し、「被告は、当日兇行前少く共ビール十本を飲んでゐた」とのべ、「被告は、相当の酒量があるのは事実だが、四、五時間にビール十本を飲んだのは、被告の頭にこたえぬはずはなかつた」とのべ、更に被

告が糖尿病であった点からも、HDから乱打された点からも、「被告の行為は、無我夢中でやったもので、心神喪失の状態中に行つたものであると思ふ」と無意識行為の犯罪である点を力説し、

続いて、第四番目の弁護士佐海弁護士の弁論に入り、「本件の争点は、検事の論考の外に、殺意ありたるものとして、これは許さるべきかどうか、違法阻却であるかどうか、すなはち自衛上急迫の手段であったかどうか、更に又心神喪失の状態であったが、被告の過失であったかどうかの争点がある」と述べ、「本弁護士はその正当防衛の争点について述べてみたい」と冒頭して弁論に入り、

「被告がHDから殴打された場合、この行為は急迫であり且つ不正の侵害であるは確かだ、又それによって自己の身体上の権利を防衛せんとしたのは又明らかである」と述べ、「しかしこの場合、被告の防遏行為を不可避の行為であったかどうか、この点は争ひのあるところであらう」と述べて、その場の被告の立場を各方面より解剖して、法律上、實際上より、被告のその場合の行為は、真に止むを得ざるに出でたるものなると論証し、「被告がHDを撃つ際、HDから暴行を受けてゐたことは事実で、被告がこの急迫の侵害を避けんとする場合、素手に対抗出来ぬのは又明かなところである。従つて、これが暴行を避けんとして、HDを撃つたのは正しく正当防衛である」とし、

更に、KZ要吉の場合については、「要吉は、まだ被告の暴行を加えたということではなかつたとしても、HDが侵害行為をなし、それがKZの行為を助けんとしたものであるから、KZ要吉にもこの暴行の黙示の教唆あるものと認め得べく、両名は被告に対する暴行に対する共同責任を負担するものといふことが出来る」と述べて、被告のKZに対する行

為も又正当防衛である所以を説き、被告の当時の状況について詳細なる観察を下し、トウ／＼一時間に亘る名弁論を傾け、

被告が要吉を撃つた場合の距離に関する医学上の鑑定については、「その鑑定は、鶏にKZのジャケットを被せて射撃して実験したもので、医学上よりも果たしてこの鑑定が充分の証拠になるかは頗る疑問である」と述べ、更にこれを信用すべきものとしても、「鑑定書は一尺五寸以上の距離とあつて、必ずしも両者かはなれてゐたものと考へられない」とのべ、「当時の状況について、果たしてどういふ状態にあつたかは、今日としては神様でないとは何人と雖も分らないが、然かしその如何なる場合について考へるも、被告に殺意があつたとは考へられない」とのべ、「たとへ陪審員において傷害と認定されても、それは自衛上の正当防衛であると信ずる」と述べ、これで弁護人の弁論を終り、

次に、検事が立つて「被告の行為が正当防衛であつたか、否かについては、被告が意識的にやったことを必要とし、被告が無我夢中でやった時は断じて正当防衛ではない」と述べ、「最初の三人の弁護人は、被告が無意識状態でやったと云はれ、あとの一人は意識的に正当に自己の権利を防衛したと云ひ」、その他弁護人の弁論に連絡矛盾なきを指摘し、これに対し佐藤弁護人の反駁あり、次で裁判長の説示に入るに先達ち、一時休憩に入る。(時に午後四時三十五分)

● 「大阪朝日香川愛媛版」昭和四年二月二二日

第一日の陪審裁判

傍聴席は満員

愛媛県第二回目の陪審裁判たる、喜多郡□村UTM覺善（俗称一助一四十二）にかゝる殺人及び殺人未遂被告事件は、二十日午前十一時半から松山地方裁判所陪審法廷で、宮脇裁判長、黒田、森西両陪席判事、松井検事、山本、高橋、佐藤、大隅、佐海の五弁護士関与の許に開廷。先づ、陪審員の構成を行ひ、越智郡富田村中学校教員渡邊美雄氏外十一名と決定、特別傍聴席には木下知事、赤土内務部長らの各夫人連が居並び、一般傍聴席も満員、かくて、先づ検事から、去る九月十三日喜多郡□村で同輩と口論の末、ピストルでK乙要吉を射殺し、HD峰一に重傷を与へたといふ起訴事実を述べ、次いで裁判長から被告について事実審理を行ったが、被告は極力殺意を否認し、殴打されて夢中で撃った弾がまぐれ当りに当たつたのだと答へたが、裁判長から、では何故更に第三発目を撃つたかと追及され、銃身がまがってるか何うかを調べたのだと苦しい答弁をなし、午後一時五分休憩、午後は証人調べを行つて、第一日目を終る。

殺意は明白

検事の力説

松山地方裁判所陪審公判第二日目は、二十一日午前九時半から開廷、直に検事の論告に入り、松井検事は証人や医師の証言を引用して、被告がピストルで狙ひ打にしたもので、従つて殺意のあつた事は明白なりと力説、

次いで、弁護人の弁論に移り先づ佐藤弁護士は立つて、事件は単なる過失傷害致死事件なりと主張し、午後零時五分一先づ休憩、引続き午後は四弁護士の弁論があつた。（午後四時記）

●「愛媛新報」昭和四年一月二十二日

弁論に引続き裁判長の説示

□□の請負師射殺事件

陪審公判第二日目

二十二日開かれた、喜多郡□村UTM覺善□□に係る陪審公判第二日目は、佐藤弁護士の弁論に続いて、高橋、山本、佐海各弁護士の弁論があり、終つて裁判長より説示があつた。

●「愛媛新報」昭和四年一月二十三日

検事は被告人に懲役十二年を求刑

□□の請負師射殺事件

陪審公判昨夜深更に終了

喜多郡□村UTM覺善□□に係る、殺人及殺人未遂罪の陪審公判第二日目は、二十一日松山地方裁判所にて、前日に引続いて開かれ、宮脇裁判長は説示を終つて、陪審員に対して、左の通り問書を發した。

主問第一

被告人は、昭和四年九月十三日午後五時過頃、愛媛県喜多郡□□村所在弁財天移転敷地内に於て、殺意を以つてHD峰一を自己所有の六連発ピストルにて射撃したが、殺害するに至らざりしものなりや。

同第二

被告人は、前記日時場所に於て、引続き前同様殺意を以て前記ピストルにて、KZ要吉を射撃して同人を殺害したるものなりや。

補問第一

被告人は、殺意なくして前記日時場所に於て、自己所有の六連発ピストルにてHD峰一を射撃し、因つて同人の左側腹部に弾丸命中し、其の結果同人をして左下腿の麻痺並に左足運動障害を生ぜしめたるものなりや。

別問一

被告人の右行為は、HD峰一及KZ要吉共同の急迫なる暴行を受けたるため、自己の身体生命を保護する為め已むことを得ずして為したるものなりや。

別問二

被告人の右行為は、HD峰一及KZ要吉共同の急迫なる暴行を受けたるため、自己の身体生命を防衛するに必要なる程度を超へたるものなるや。

補問第二

被告人は、前記日時場所に於て、殺意なくして自己所有の六連発ピストルにてKZ要吉を射撃し、因つて同人の左上腹部に弾丸命中し、胃脘及腹腔内の大動脈を貫通し多量の

出血により、同日午後八時五十分死去するに至らしめたるものなりや。

別問一

被告人の右行為は、HD峰一及びKZ要吉の急迫なる暴行を受けたるため、身体生命を保護するために止むを得ずして為したるものなりや。

別問二

被告人の右行為は、HD峰一及KZ要吉の共同の急迫なる暴行を受ける為め、自己の生命身体を防禦するに必要なる程度を超へたるものなりや。

補問第三

被告人は、前記日時場所に於て、自己所有の六連発ピストルをKZ要吉より奪取せられんとして、之れを防止する過失により右ピストルを発射したる為め要吉に命中し、其の弾丸要吉の胃脘及腹腔内の大動脈を貫通し、同人をして多量の出血に依り同日午後八時五十分死亡せしめたるものなりや。

陪審員は、右問書に答申するため、一時席を退き評議をなし、終つて、之れを裁判長に提出、裁判長は島村書記をして之れを朗読せしめた、

評議の結果は、主問第一に対しては然らず、第二に対しては然り、補問第一に対しては然り、補問第一の別問一に対しては然らず、同別問二に対しては然りと答申した。即ち、被告人の罪は殺人罪及び正当防衛の程度を超へたる罪と答申したわけである。裁判官は、席を退き会議の結果、陪審員の答申を採択することになり其の旨を宣し、

第二次の論告に入り、検事は被告人に懲役十二年を求刑、佐海弁護士は減刑論があつて、午後十一時三十分閉廷した。判決は二十六日午前十時に言渡されることになった。

●「海南新聞」昭和四年二月二三日  
陪審員殺意を認め懲役十二年求刑さる

殺人と正当防衛の超過

第二回陪審公判（第二日続き）

陪審公判第二日は、弁護人四人の弁論あり、検事の論駁あつて、一時休憩し、午後七時四十分再開、

裁判長の説示に入り、宮脇裁判長は「陪審員諸君は、既に被告人の陳述、弁護人の弁論あり、本件に関する争点は、御諒解のことと思ふが、陪審法の規定に基き簡単に説示する」と冒頭して、被告の犯罪事実に関連する事実上の点につき説明し、

次で本件に関する争点について、「被告がピストルを発射したのは故意であるかどうか、即ち、殺意があつたかどうかといふ点、これが、まづその一つである。この点について、検事は殺意ありと認め、被告はHD峰一に発射したときは、全然無意識状態で全然無責任であると主張し、KZ要吉に対しては、無意識であるが過失であるとも考へられると云ふ。これによつて、HD峰一に対する犯罪行為は、殺人未遂か、無罪か、KZ要吉に対する行為は、殺人か、無罪か、過失傷害かといふことになる」とのべ、更に被告人の陳述を援用して、此争点に関する詳細な説明をなし、

次で、弁護人の弁論を基礎として、「被告の行為を過失傷害と認むべきか、単なる殺害となるか、さらにこれを正当防衛と認むべきか」等の点について、弁護人の主張した点を

繰返し説明し、更にこれに関する被告の陳述、証人の証言等を繰返し説明して、裁判長の説示を終り、

次で、以上の争点に対する問書を左の如く定め、これを陪審員に手交す。

問書

主問

一、被告人は、昭和四年九月十三日午後五時過ころ、愛媛県喜多郡□□村大字□□所在弁財天移転地境内において、殺意を以つてHD峰一を自己所有の六連発ピストルにて射撃したるが、殺害するに到らざりしものなりや

二、被告人は、前記日時場所において引続き、前同様殺意をもつて前記ピストルにてKZ要吉を射撃して、同人を殺害したるものなりや

補問第一

被告人は、殺意なくして、前記日時場所において、自己所有の六連発ピストルにてHD峰一を射撃し、因て同人の左側腹部に弾丸命中し、その結果同人をして左下腿の麻痺並に左足運動障害を生ぜしめたるものなりや

別問

一、被告人の右行為は、HD峰一およびKZ要吉の共同の急迫なる暴行を受けたため、自己の身体生命を保護するため止むを得ずしてなしたるものなりや

別問

二、被告人の右行為は、HD峰一およびKZ要吉共同の急迫なる暴行を受けたため、自己の身体生命を防衛するに必要な程度を超へたるものなりや

補問第二

被告人は、前記日時場所において、殺意なくして自己所有の六連発ピストルにてKZ要吉を射撃し、因て同人の左上腹部に弾丸命中し、胃脘および腹腔内の大動脈を貫通し多量の出血により、同日午後八時五十分死亡するに至らしめたるものなるや

別問

一、被告人の右行為は、HD峰一およびKZ要吉の共同の急迫なる暴行を受けたため、自己の生命身体を保護するため止むを得ずしてなしたるものなりや  
二、被告人の右行為は、HD峰一及びKZ要吉の共同の急迫なる暴行をうけたため、自己の生命身体を防衛するに必要な程度を超へたるものなりや

補問第三

被告人は、前記日時場所に於て、自己所有の六連発ピストルをKZ要吉より奪取せられんとしてこれを防止する際、過失により右ピストルを発射したるため要吉に命中し、その弾丸要吉の胃脘及腹腔内の大動脈を貫通し、同人をして多量の出血により、同日午後八時五十分死亡せしめたるものなりや

次で、裁判長は評議のため一時休憩を宣す。(時に午後九時十分)

正当防衛超過とKZへは殺人

陪審員の答申で認定

三時間の休憩

三時間の休憩の後、午後十一時十分再開、本件の鍵を握る田原陪審員長、厳かに答申を裁判長に手交し、書記これを朗読す、

答 申

主問一 然らず

主問二 然り

補問第一 然り

別問一 然らず

別問二 然り

かくて、陪審員の評議の結果「KZ要吉に対する行為は殺人、HD峰一に対しては過超防衛」と認定されたが、裁判長は、陪審員各位の労をねぎらひ、陪審員一同の退場を促し、次で合議のため一時休憩を宣す。(時に午後十一時十八分)

更に休憩す

五分の後再開、裁判長より「裁判所は陪審員の答申を採択するに決し、第二の弁論に入る」と宣し、次で検事の再論告に入り「陪審員の答申が採択されたる故、KZに対する犯罪は殺人となり、HD峰一に対しては程度を越えたる正当防衛となった」と述べて、刑の量定については、「第一KZ要吉に対する殺人行為は明白であるが、HD峰一に対する殺人未遂は(注、傷害となつて、その行為は)過超防衛となり被告の利益となつたが、この正当防衛過超の犯行は情状極めて重きものと認める必要がある」と前提して、被告人に懲役十二年を求

刑し、

続いて、佐海弁護人の減刑執行猶予の弁論あって、こゝに第二回陪審は、その長審理について本県のレコードを作り、午後十一時三十分遂に閉廷となる。判決言渡は、来る二十  
六日午前十時。

●「伊予新報」昭和四年一月二二日

最初から——殺意は明瞭

松井検事の鋭い論法

ピストル事件陪審公判第二日

喜多郡□□町弁天堂における、殺人並に殺人未遂被告事件の陪審公判第二日二十一日は、  
午前九時十分開廷、係り員、陪審員、特別傍聴人等前日同様入廷、傍聴席も満員、被告U  
TM覺善は例により羽織袴で被告席につく。

斯くて、宮脇裁判長再開を宣し、直ちに松井検事の論告に入る、同検事はおごそかに立  
つて、「本件は、被告に殺意があつたかドウカと云ふのが問題であるが、被告は最初検事  
調の際には殺す考へで射つたと云つて置きながら、予審廷では曖昧千萬な陳述をして殺意  
を否認して居る（二、三の例証）、被告人はピストルを射つたのは脅かす心算であつたと  
云つてゐるも、オドカスとは一つの意志の働きだ、意識して居るものが何故夢中であつた  
といへるか、陪審員諸君の御考察を願ひたい。二人を目がけて発射したといふ事は、被告  
人の一部陳述、HD、NM、MM等の証言で明瞭である。KNでビールを飲んで居たから、

相当酔ふて居た事は判るが、泥酔したといふ程度ではなかつた、犯罪直後、些細な事を迄  
よく覚えてゐる。ソレは、心の平静を物語るものである。然るに、ピストルを発射する一  
瞬間だけ夢中であつたとは、如何にも受取れない話である。被告人は糖尿病であつた、そ  
れがため夢中であつたともいへまい。第二発目は、被告人と落合とがピストルを奪合つて  
居る際発射したといつて居るが、NM証人の証言によつても、離れてみて射つたものだと  
云つて居る。之れは、裁判所の実地検証でハッキリして居る。医師の鑑定書によつても、  
二尺五寸以上離れてゐた事が証明されて居る。以上により、被告人がHDと落合を目がけ  
て発射したといふ事が判る。

次に、殺意ありや否やの問題だが、被告は徹頭徹尾殺意を否認して居るが、当職は殆ん  
ど問題でないと考へる。人にピストルを向けて発射すれば、相手が死ぬといふ位は馬鹿で  
なければ知つて居る。庖丁や小刀と一様には考へられない。ピストルでねらひ射ちをして  
置きながら、殺す気ではなかつたといへるか。被告人は、事件の直前に落合に向つて息の  
根をとめてやると云つて居る。息の根をとめてやるとは、殺してやると云ふ事であり、N  
Mの証言では、被告人は自殺すると云つてゐる。自殺するといふ事は、殺す気があつたか  
らである。本件の原因については、落合が死亡するとき「自分はUTMに土木の請負につ  
いて怨みがある」と云つて居るから、之れには深い事情があると察せられるが、之れは多  
くは云はない。只、口争ひの後の殺人だと見たい。要は、人によりけり、場所によりけり  
である。土木請負の如き男気の社会に於ては、僅かな事が非常に面目にかゝはるものだと  
するのが常である。被告人は、土木請負業者の古参である。ソレが突き飛ばされ殴られた  
事は恥辱である。此際殺してやると云ふ気になるのは、当然の事ではなければならない。要

するに、殺人はピストルを使用した事、殺してやると云った事、恥辱を受けたことよって明瞭である、と事実について大論告をなし、次いで「検事だといって、良いことを悪いとはいはず、白いものを黒いとは申さない、元罪のないものは無罪を請求する、これが公平無私の検事の職責である」と検事の立場を述べて、論告を終了。少憩となる、時に午前十時三十分

相手が死んだとて

必ず殺人ではない

佐藤弁護士の弁論

午前十時四十分再開、弁護人の大弁論に移る。先づ、佐藤弁護士は「本件は殺人か否かと云ふ点にある。自分は決して殺人罪でなく、行為は傷害罪だと考へる」と前提して、理由を述べる前に、検事同様弁護士の立場を説明した後、本論に入り傷害罪と殺人罪の区別に起論し、「人が死んでゐたからとて、殺人だとはいへぬ。本件でも、HD、落合が倒れてゐたからとて、UTMが二人を殺すといふ意志はなかったのである。当時被告は、HDから突き倒され殴られたので、止むを得ず防衛上からピストルを放ったものである」と平素の交際、犯罪当時の陳述、犯罪の原因、被告人の人格等の各項に分かつて論じ、結論としてUTMには全く殺意はなかった、行為は落合に対しては過失致死、HDに対しては傷害だ、と一時間余に亘る大弁論があつて、休憩となる。時に正午。

無我夢中で殺意なし

高橋弁護士の弁論

午後一時十五分再開、高橋弁護士の弁論に入り、「被告の供述の変更は、当時の事実を物語るものである」と起論して、この行為は心身喪失だとも見え、正当防衛だとも見え、又過失傷害ともいひ得るが、本弁護人は何んとも断定し得ぬ。然し、総ての状況から見、殺意のなかつたといふことは云ひ得らるゝのである、と殺人論を否定し、

次いで、山本弁護人は、冒頭から「殺意なし」と極論し、被告人が当時無我夢中であつたと云ふことに基準して、研屋で昼食をしてから犯行当時迄における、被告人の行動について詳論し、被告は心身喪失中であつて、意識無くやつた行為であると結論した。

●「伊予新報」昭和四年一月二三日

程度を超えた防衛と殺人既遂の答申

採用して懲役十二年を求刑

□□の殺人事件公判

喜多郡□□村弁天堂移転地における、ピストル殺人事件の陪審公判第二日、二十一日夜二時間余休憩後、午後七時四十分漸く再開。特別傍聴席には、例に依つて福田裁判所長、川副検事を始め宇和島、西条、大洲の三子審判事熱心に傍聴し、普通傍聴は、裁判所員、被告の近親、被害者の妻女等八分の入りである。



斯くて、宮脇裁判長は、陪審員一同に対し兩日早朝より深更に至る迄の熱心なる労を働いた上、謹厳なる態度を以て、本件に於ては如何なる点が争ひになるかと云ふのが問題であるが、検事の主張では、ピストルを発射して、K Z要吉とH D峰一とを倒したのは、殺意があつての事だ、即ち殺人と殺人未遂であると云ふのであり、被告人は之を否認して居る。ソレで、H D峰一に対しては殺人未遂か、(注、傷害か)、無罪であるか、K Z要吉に対しては殺人の既遂か無罪か過失傷害であるか、と云ふ事になり頗る複雑な事件であるとして、各項に亘り詳細なる説示があつた後、陪審長の選挙、陪審員の評議方法等の注意があつて、問書を陪審員に交付す、時に九時十分、これより陪審員の評議に移る。問書左の如し、

#### 主 問

一、被告人は、昭和四年九月十三日午後五時過頃、愛媛県喜多郡□□村大字□□所在弁財天移転地に於て、殺意を以てH D峰一を自己所有の六連発ピストルにて射撃したるが、殺害するに至らざりしものなりや。

二、被告人は、前記日時場所に於て、引続き前同様殺意を以て前記ピストルにて、K Z要吉を射撃して同人を殺害したるものなりや。

#### 補 問

第一、被告人は、殺意なくして前記場所に於て、自己所有の六連発ピストルにてH D峰一を射撃し、因て同人の左側腹部に弾丸命中し、其結果同人をして左下腿の麻痺並に左足運動障害を生ぜしめたるものなりや。(別問二)被告人の右行為は、H D峰一及K Z要吉の共同の急迫なる暴行を受けたる為め、自己の身体生命を保護する為め止むことを得ずして為したるものなりや。(別問二)被告人の右行為は、H D峰一及K Z要吉共同の急迫

なる暴行を受けたる為め、自己の身体生命を防衛するに必要な程度を超へたるものなりや。

#### 補 問

第二、被告人は、前記日時場所に於て殺意なくして、自己所有の六連発ピストルにてK Z要吉を射撃し、因て同人の上左腹部に弾丸命中し、胃脘及腹腔内の大動脈を貫通し多量の出血により、同日午後八時五十分死亡するに至らしめしものなりや。(別問二)被告人の右行為は、H D峰一及K Z要吉の共同の急迫なる暴行を受けたるため、自己の身体生命を保護する為め止むを得ずして為したるものなりや。(別問二)被告人の右行為は、H D峰一及K Z要吉の共同の急迫なる暴行を受けたる為、自己の生命身体を防衛するに必要な程度を超へたるものなりや。

#### 補 問

第三、被告人は、前記日時場所に於て、自己所有の六連発ピストルをK Z要吉より奪取せられんとして、之を防止する際過失により右ピストルを発射したる為め要吉に命中し、其弾丸要吉の胃脘及腹腔内の大動脈を貫通し、同人をして多量の出血に依り同日午後八時五十分死亡せしめたるものなりや。

斯くて、陪審員一同は評議室に入り、陪審長に西宇和郡川之石町の田原宇之助氏を推し、約二時間に亘る大評議をこらした上、午後十一時再開、田原陪審長から封筒に嚴封された答申書を宮脇裁判長に提出し、裁判長が島村書記に朗読を命ずると、廷内は一入の静寂の度を加へる、答申の結果は左の如し、

主問一、然らず

主問二、然り  
補問第一、然り  
別問一、然らず  
別問二、然り

即ち、H D峰一に対しては殺人未遂でない、これを傷害したものであり、この傷害は正当防衛であるが、その程度を超えたものである。K Z要吉に対しては、殺人の既遂だと答申したものである。宮脇裁判長は、この答申により陪審員に向ひ任務終了の旨を告げ、陪審員一同が退廷すると、右答申の採択如何に就て別室で合議、十一時十七分出廷、宮脇裁判長から「陪審員の答申は、これを採択する」と宣して、

第二の弁論に入る、松井検事は、K Z要吉に対する殺人行為は検事と同意見だが、H D峰一に対する陪審員の見解は正当防衛の過重だと見て居る、之れは当職と意見を異にして居るが止むを得ないと前提し、刑の量定については、殺人と正当防衛過重の併合罪だと論告して、懲役十二年を求刑した。佐海弁護士は「原因動機は簡単だ、被告は親孝行であり自首してゐる上に、情状の酌量すべきものがあるから、執行猶予にして貰ひたい。」と述べ、宮脇裁判長から二十六日午前十時判決言渡すと告げて、二日間に亘る大公判の幕を閉じた。時に午後十一時三十分

●「大阪朝日愛媛版」昭和四年一月二四日

陪審員は殺意を認む

第二回陪審裁判

松山地方裁判所陪審裁判第二日目、二十一日の続行公判は夜に入つて、陪審員は主問二項に対し被害者K Z要吉に対しては殺意があつたものと認む、H D峰吉に対しては(注、傷害であり)正当防衛の程度を越えたるものと認むとの答申をなし、宮脇裁判長これを採択したので、検事は被告U T M覺善(四十二)に対し懲役十二年を求刑、これに対し更に弁護人の弁論があつて、午後十一時半閉廷した。判決言渡しは、二十六日午前十時である。

●「伊予新報」昭和四年一月二四日

第二回陪審公判総費用

六百二十七円

喜多郡□□村土木請負業U T M覺善(四三)に係る、殺人、正当防衛過重被告事件の陪審公判は、既報の如く、二十、二十一の両日に亘り、松山地方裁判所で開廷されたが、右公判における費用は、陪審員側五百六十八円七十二銭、証人側五十八円三十六銭、合計六百二十七円八銭であると。

●「海南新聞」昭和四年一月二七日

H Kの射殺事件十年の判決

県下第二回陪審裁判

喜多郡□□村□□町□□UTM覺善(四三)にかゝる殺人、過超正当防衛被告事件は、本県第二回陪審裁判として、松井検事は懲役十二年を求刑し、二十六日の判決言渡は多大の期待をかけられてゐたが、二十六日午前十時、宮脇裁判長係りにて、被告人UTM覺善に対し懲役十年に処すとの判決言渡しがあつた。

●「大阪朝日愛媛版」昭和四年一月二七日  
判決言渡懲役十年

愛媛県の第二回陪審裁判

愛媛県喜多郡□□村UTM覺善(四三)にかゝる殺人及び殺人未遂被告事件は、さきに県下第二回の陪審裁判として、松山地方裁判所で開廷の結果、KZ要吉に対しては殺意があり、HD峰吉に対しては(注、傷害であり)正当防衛の程度を越えたりとの陪審員の答申を採択し、松井検事は懲役十二年を求刑したが、二十六日午前十時同裁判所で、宮脇裁判長から懲役十年に処する旨判決言渡しがあつた。これが愛媛県における、最初の有罪判決の陪審裁判である。

●「愛媛新報」昭和四年一月二七日  
請負師射殺犯人  
懲役十年判決

喜多郡□□村UTM覺善(四三)が、九月十三日同村□□弁財天移転地附近に於て、KZ要吉と口論を始めた所、要吉の乾分HD峰一が飛び出し覺善に暴行を加へたるため、覺善は所持せるピストルを以て、峰一に向け発射し、続いて飛びかゝつて来た要吉に対してもピストルを発射し、為めに要吉は三時間を経過して死亡、峰一は重傷を受けた事件は、松山地方裁判所の陪審公判として、二十、二十一の両日同裁判所で開廷され、陪審員は峰一に対しては(注、傷害であり)正当防衛の程度を越えたもの、要吉に対しては殺人と答申し、裁判所も此の答申を採決し、検事より懲役十二年の求刑があつたが、二十六日宮脇裁判長より、被告人を懲役十年に処する旨判決言渡しがあつた。

③殺人未遂被告事件昭和7年1月25日判決

●「海南新聞」昭和七年一月二〇日  
□□町の刃傷事件公判  
傍聴券を發行する

道後□□遊郭の刃傷事件として、当時世間をさわがせた、温泉郡道後□□町□□MO方AY茂(二十八)にかゝる殺人未遂事件の陪審裁判は、既報の如く、二十二日松山地方裁判所において、宮脇裁判長がより、南出検事立会、檜垣弁護士列席で開廷されるが、当日は傍聴人殺到するものと思れるので、裁判所では傍聴券を發行する事に十九日決定。

●「海南新聞」昭和七年一月二三日

道後の刃傷事件、けふ陪審公判に

早朝から傍聴者詰掛く

松山市〇〇町生れ当時市外道後〇〇町〇〇M〇貞市方、牛車挽きA Y 茂(二十)に對する殺人未遂事件の法定陪審公判は、二十二日午前十時十分から、松山地方裁判所陪審廷において、宮脇裁判長係、有地、高松両判事陪席、松野検事干与、檜垣弁護士列席のもとに開廷されたが、果然傍聴人は殺到して、八十枚の傍聴券を奪ひあつて、小ぜりあひをするといふ騒ぎである。公判開廷にさきだつて、判検事、裁判所書記、被告人、弁護士、陪審員列席して、非公開のもとに、別項の如く、十二名の基本陪審員と一名の補充陪審員を決定。いよいよ公判に移ると、十二名の陪審員は、裁判長席を正面に向つて右側の雛壇席におさまり、これに向きあつて、やゝ面やつれのした被告淺山は、弁護士席に接して二名の看守にまもられ木柵をめぐらした被告席におさまつてゐる。

犯行のあつた道後〇〇町遊郭を中心に附近の見取図をバックにして、宮脇裁判長は、まづ陪審員に對し、「諸君は陪審法の規定するところによつて、本日この法廷に列席することになった、近くの人でも一日、遠方の方々は二日、三日といふ業務をなげうつて、こゝに列席するといふことは、誠に御迷惑とも考へるが、一面国民として最も名誉ある職務につくわけであるから、完全に職責を果して欲しい。当法廷に於て取調べる、被告人や証人の陳述、また示された証拠物について、果して罪を犯してゐるかどうか御協議願ひたい。諸君が協議の結果は、有罪か無罪かを決定する刑事裁判の基本となるのであるから、よく心して事実の真相を誤らぬやうにして欲しい。」と心得を諭し、裁判長自ら宣誓書を朗読

した後、各陪審員に署名させ、

ついで、被告人の身分調べにはいり「名前はA Y 茂か」「ハイ」と齒切れよくこたえ、たゞちに松野検事は、左の如き公訴事実陳述にはいり、「被告は、M〇方に牛車挽として雇はれてゐるうち、昭和六年八月二十一日、〇〇町遊郭Yの家前で娼妓をひやかしてゐた際、娼妓に對し「チャンコロ」と大声で怒鳴つたところ、かねて知合の同町Y〇茂がこれを聞き、自分を罵つたものだと誤解、被告に詰問したが、被告は事実の弁明につとめ、かつ若しY〇に對し發したものと考へてゐるなら陳謝してもよいと謝つたが、Y〇は尚これを許さず、折よく仲裁が入つたが、Y〇は更に附近のA〇楼へ被告を呼びよせ、「男なら仕返しに來い」と散々暴言をもつて、侮辱かつ挑戦の態度に出たので、六丁ばかり離れた主家にかへり、座敷にあつた刃渡り三尺の日本刀を携へて、翌二十二日午前〇時三十分遊郭に至り、A楼まへで仲居と雑談中のY〇に對し矢庭に肩先へ斬りつけ、狼狽するY〇をA楼の帳場に追ひつめて、さらに二、三回斬りつけたところ、その場に昏倒したので、てつきり死んだものと思ひその場を立去つたが、Y〇は致命傷ではなく全治七十日の負傷にとゞまつたものである。被告が果して殺人の意志であつたか、また単なる傷害の意志であつたか、これが公判の眼目である」と述べ、

裁判長は「殺す気であつたか」と問へば、「さうではない」と答へ、「ではどういふわけで斬りつけたか」、「あまり腹が立つたからです」、「人前で恥をかゝられたといふわけか」、「さうです、それにY〇は、かつてANといふ人を出刃でさした男だから、もしかすると自分もその二のまひをふまされると思つたからです」。

更に、裁判長は、被告の身許について詳細な訊問を行った後、犯行当時の前後事情につ

いて訊問、主人のMOがFO春義を親分にもつ侠客であること、被告は百姓がいやさにMO方で働いてゐること、犯行の当夜は友人と二合づゝの酒をのみ、いさゝか酩酊してゐたこと、Yの家のまへではYOの詰問にたへかねて、エンダイの上にあがり両手をついて陳謝したこと等を、おめずおくせず陳述した。正午昼食の為休憩、午後一時再開。(以下朝刊)(写真はけふ開かれた刃傷事件の陪審法廷と入廷前の被告AY)

#### 基本陪審員

陪審構成の手續において決定した、基本陪審員および補充陪審員、左の如し。

△基本陪審員(十二名) 北宇和郡高近村岡村忠五郎 周桑郡中川村藤原光太郎 宇摩郡金生村石川林吉 北宇和郡吉野生村農業稲田安治 宇摩郡寒川村農耕業生飛鷹伊勢吉 温泉郡浮穴村相原富一 伊予郡砥部町金子數美 新居郡角野村榎木光太郎 伊予郡北伊予村池田丑之助 東宇和郡宇和町大字卯之町一番耕地一六一一番地高岡麟造 宇和島市大工町村松義共 松山市湊町四丁目二宮常男  
△補充陪審員(一名) 温泉郡味生村武士末吉松

#### ●「愛媛新報」昭和七年一月二三日

殺す気か——斬りつける気か

興味を呼ぶ陪審裁判

□ヶ□町事件に押しかけた傍聴者

本籍松山市□□町当時温泉郡道後□□町字□□MO貞市方馬車挽AY茂(三)にかかる、(□ヶ□町郭内の殺人未遂)事件の第一日目公判は、二十二日午前十時四十分から松山地方裁判所陪審廷において、宮脇裁判長係り、陪席有地、高松兩判事、松野検事干与、檜垣弁護士列席のもとに開廷された。事件は云ふまでもなく、松山地方裁判所における第三回目の陪審裁判であり、殺人未遂か、傷害か、注目を集めてゐただけに、此の日朝来、傍聴者殺到し、八十枚の傍聴券は、またゝくまになくなった。

かくて、十時四十分に至るや、宮脇裁判長以下判検事着席し、名譽ある陪審員も威儀を正して列席、被告AY茂は銘仙の上下に血色の良い顔をみせてゐた。

宮脇裁判長「只今から被告AY茂の陪審公判を開廷するに先き立ち、陪審諸君に一言したい。名譽ある諸君は、公平に完全に職務を尽されたい」と陪審員の心得を説き、宣誓書を朗読した後、被告AY茂に対し、型の如く住所氏名を質し、松野検事の公訴事実(昨夕刊所報)に入る、検事は公訴事実の内容を述べて、「最後に、この事件は被告人が殺す気でやったか、斬りつける気でやったか、最もこの点が重要である。」と公訴事実を終り、裁判長の訊問に入った。

#### 極力殺意否認

微に入り細を穿つ、裁判長の訊問

裁判長、殺す気でやったか、それとも斬りつけたのか。

答、「ＹＯ（被害者）は、以前にもＡＮ云ふ男を斬りつけた事があるので、自分もやられると思ったので、やった事ではあるが、決して殺す考へはなかった。」と極力殺意を否認した。

それより、親方であるＭＯ貞市との関係、被害者のＹＯ繁との友情関係、二十七日夜の凶行当日の被告人の動作について、微に入る訊問が続けられて後、  
裁判長「チャンコロ」とはどうして云ったか。

答、娼妓が何晩来るねといったから、何「チャンコロ」といったのです。

裁判長、どういふ訳で、いったのか。

答、口癖です。

裁判長、ＹＯやＴＤに対して云ったのではないか。

答、そうではありません、娼妓に対して云ったのです、とキツパリと答へ、

それより、ＫＢ通政が仲裁に入ったが、ＹＯが挑戦的な態度に出た点、「自分は心から陳謝したが、ＹＯが男なら勝負せよ」と強硬な事を云ふので、遂に忍耐出来なかった、と述べる。

裁判長、何処でやってやる気になった。

答、いくら謝しても許さぬから、ＹＯの先手を打って、どうせやられるのなれば、こちらからやってやると云ふ気になったのです。

裁判長、どこを斬ったと思ふ。

答、左の肩と思ひます。

裁判長、こんな刀（証拠品の日本刀をみせ）で斬りつけたら、相手は死ぬると思はなかつ

たか。

答、そんな事は考へてみませんでした、と陳述したが、

宮脇裁判長は、微に入り細を穿つ鋭い訊問を続け、正十二時大体の訊問を終って、一先づ休憩、午後一時から再開した。（以下朝刊）

けふの陪審員

ＡＹ茂にかかる殺人未遂事件の陪審員は、左記諸氏と決定した。

△北宇和郡高近村大字高田農業岡村忠五郎△周桑郡中川村大字寺尾農業藤原光太郎△宇摩郡金生村大字山田井農業石川林吉△北宇和郡吉野生村大字奥野川農業稻田安治△宇摩郡寒川村農耕業生飛鷹伊勢吉△温泉郡浮穴村大字高農耕業生相原富一△伊予郡砥部町大字川登金子數美△新居郡角野村字立川山鉦山監督榎木光太郎△伊予郡北伊予村字鶴吉農耕地田丑之助△東宇和郡宇和町大字卯之町会社員高岡麟造△宇和島市大工町西洋洗濯業村松美共△松山市湊町四丁目靴製造業二宮常男

陪審準備員

温泉郡味生村大字山西農耕武士末吉松

● 「大阪朝日愛媛版」昭和七年一月二三日  
湯の町の刃傷事件

陪審裁判開かる

松山署員の特別傍聴で、法廷は俄かに緊張

湯の町真夜中の刃傷沙汰として当時世間を騒がした、温泉郡道後□□町馬車引AY茂(二十二年)にかゝる殺人未遂事件公判は、事件が華やかなのと、陪審法施行後第三回目の陪審裁判といふので世人の視聴を集め、定刻前早くも傍聴者が殺到した外、松山署員十名の特別傍聴あり、異様な緊張ぶりを示した。午前十時十分、まづ陪審員の銓考に入り、三十二名中より十三名(内一名補充)を任命、終つて同五十分から、いよく宮脇裁判長、松野検事、有地、高松両判事、檜垣弁護士および前記陪審員陪席の下に開廷され、裁判長の宣誓書朗読、陪審員の署名あり、

松野検事から、「被告は、昨年八月二十七日、公衆の面前にて被告を侮辱したYO繁を、日本刀にて斬りつけ負傷を負はせたのは、殺人未遂に該当するものである」とて公訴事実を陳述、終つて裁判長の事実審理に移つたが、同十一時五十分一まづ休憩、午後一時続開証人の調べを続行した。

●「伊予新報」昭和七年一月二三日

先手を打つつもりで、夢中に斬りつけた

□□町の殺人未遂事件

興味ある陪審公判 第一日

昨夏旧盆十四日の夜、道後□□町遊郭を背景として演ぜられた惨劇Ⅱ被告本籍松山市

□□町AY茂(三三)にかゝる殺人未遂事件陪審公判は、廿二日午前九時から松山地方裁判所陪審公判廷において開廷の筈であつたが、召集した陪審員の内一名遅刻のため、開廷時間遅れて十時四十分の開廷、宮脇裁判長係り、有地、高松判事陪席、松野検事立会、檜垣弁護士列席、かねて召集した陪審員三十六名(内三名不参)の内からの抽籤を行った結果、左記の如く陪審員十二名、準備員一名が決定、

△北宇和郡高近村大字高田農業岡村忠五郎△周桑郡中川村大字寺尾農業藤原光太郎△宇摩郡金生村大字山田井農業石川林吉△北宇和郡吉野生村大字奥野川農業稻田安治△宇摩郡寒川村農業飛鷹伊勢吉△温泉郡浮穴村大字高井農業相原富一△伊予郡砥部町大字川登金子數美△新居郡角野村大字立山鉦山監督榎木光太郎△伊予郡北伊予村大字鶴吉農業池田丑之助△東宇和郡宇和町大字卯之町会社社員高岡麟造△宇和島市大工町西洋洗濯業村松義共△松山市湊町四丁目靴製造業二宮常男△温泉郡味生村大字山西農業武士末吉松(準備員)

それ／＼指定の席に着席、被告は銘仙の着流しで入廷、特別傍聴人席には福田裁判所長等が居流れてゐた。傍聴者は、早朝から押しかけ、開廷時間までに早くも六十枚の傍聴券はなくなくなってしまひ、廷外にあふれた者は、窓下に立って耳を傾ける有様、傍聴席はギッシリと詰って婦人も多数交り、頗る緊張裡に開かれた。

日本刀を振り回し

裁判長の質問続く

手について謝罪したが許さず、挑戦されて兇行

先づ、宮脇裁判長開廷を宣し、引続き陪審員席に向つて、公判上に関し種々注意を述べ、宣誓書を朗読して、陪審員の署名捺印を求め、型の如く被告人の身分調査を行つて後、松野検事から、犯行の様様、

「被告A Y 茂は、温泉郡道後□□町大字□□M O 貞市方に牛車挽として雇はれ、昨年八月二十七日夜□ケ□町遊郭貸座敷Y の家の前で、同家の娼妓を素見してゐた際、チャンコロと怒鳴つた。折から其附近に於て涼んでゐた、友人Y O 繁がこれを耳にして、自分を侮蔑したものだ」と詰問し口論となり、居合せたK B 道政の仲裁で其場は鎮まつたが、道政の立去つた後で、被告はA O 楼裏に連行かれ更に詰問され陳謝したが聞容れられず、男なら勝負をしろと挑発的態度に出られたので、被告は大に憤慨して主家貞一方に帰り、奥座敷箆筒の抽斗から日本刀を持出し、二十八日午前零時、再び□ケ□町に引き返し、A 楼前の石に腰かけ、仲居と雑談中のY O に対し、矢庭に斬つけ相手を追跡して帳場六畳の間に追こみ三回斬りつけ、Y O が昏倒したのを見て、死んだものと思つて其場を立去つた。がY O は致命傷を受けて居らず、只左側肩胛関節部左側前膊部右側拇指部に治療七十日間の傷害を与へたものである」と大要公訴事実を述べ、

それより、裁判長の被告訊問に入つたが、要するに公判の眼目とするところは、「被告に殺意があつたか、或ひはこらしめのため単なる傷害にすぎなかつたか」を公正に判断するものであつて、被告に対する裁判長の訊問は、非常に興味をそゝつた。

#### 裁判長との一問一答

こゝに、その注目に値するやうなものだけを抜く。(裁は裁判長、被は被告)

裁「被告は、どういふ訳でM O の家に寄食してゐるか」

被「百姓がきらひだからです」

裁「実家の家庭が面白くないといふがさうか」

被「さうです」

◇  
裁「八月廿七日といへば、旧盆十四日だな、その晩お前は遊びに行つたが、どこまで行つた？」

被「道後の夜店をのぞきました」

裁「夜店で誰れに会つたか」

被「T D と云ふ友達にあつて、D G カフェーで酒を飲みました」

裁「どの位のんだか」

被「二人で四合、私は一合位です」

◇

裁「チャンコロといつたのは、どう云ふ訳か」

被「女郎が「よく来るな」といつたので、何を云ふのぞ、ちゃんころといひました、口ぐせです」

裁「Y O から詰問された時どうしたか」

被「椽台の上に手をついてあやまりましたが、Y O は謝る必要はない。貴様にはM O といふ兄弟があるぢやないか、十人でも二十人でも束になつて来い、勝負をしてやるといひ



ました」

裁「どうしてY Oを斬る気になったか」

被「Y Oは以前出刃でA Nといふ人を後から斬付けたこともあるので、うっかりしてゐるとやられてはいけない。こつちから先手を打ってやらうと思ひました」

裁「それなら、M Oの家へ帰るまでもなく、その場で下駄を脱いでゝもやればよいぢやないか」

被「素手では負けると思ったからです」

◇

裁「お前は、またT Dに峰打ちをくはした、それを見た人があり、T Dは診断書もとつてある、と予審で云つてゐるが事実か」

被「そんなことは全然ありません」

◇

裁「Y Oに斬りつけた時も、相手が逃げこめば、それを追ふ必要はないぢやないか、こんな長い物を振廻せば、人の命の一つや二つすぐ飛んでしまふといふことがわからぬ筈はないと思ふがどうだ」(と裁判長は長い日本刀をギリリと引抜いて斬る型をやつてみせる)

被「その時は、何もわかりませんでした」

◇

裁「Y Oは、お前をおどして金にでもする風がみえたか」

被「平常から、そんなことは上手な方です。」

と、裁判長は一時間にわたつて、漸く被告訊問を終り、正午休憩に入った。

#### 証人の訊問

午後一時五分再開、証人訊問に入り、まづ□□村T D進ニヒを呼び出し、D Gカフエーと一緒に酒を飲んだこと、兇行現場の模様などについて訊問、T Dはその後、A Yの宅を訪れ「俺の口一つで、お前の罪は軽くも重くもなるのだから、金を出せ」と恐喝したことなどを、裁判長からあばかれて恐縮し、

さらに、□□町K B道正ニヒ、□□町H D多藏(三五)、□ケ□町A H楼仲居M Uハル、兇行現場にゐた娼妓らについて訊問あり、七人目に被害者たるY O繁(三六)を訊問、Y Oは痛いところをズバリくと訊ねられて、しどろもどろの答弁をつづけた。

(以下次号)

●「海南新聞」昭和七年一月二三日

日本刀を揮ひ私へも斬掛った

一証人が被告に不利な陳述

刃傷事件の公判

(夕刊続報) 二十二日、松山地方裁判所に開かれた、A Y茂にかゝる殺人未遂事件陪審公判は、午後一時五分再開、証人訊問に入り、温泉郷□□M T進(三十九)が中央の証人席

に進み、「何時頃から被告と知合になったか？」と聞かれ、「昨年の八月頃でした」と答へ、犯行のあった夜、被告とともにD Gカプエーで酒をのんだ事実、被告が「チャンコロ」と怒鳴って、Y Oと問題をおこした当時のいきさつについて、裁判長の訊問に答へたが、同人は「A Yが、Y Oを斬つけた現場に行き、その非をせめたところ、自分にまで日本刀をふりまはして挑戦した」とやや被告に不利な証言をした。更に、「証人T Dは、A Yの宅を訪れて、自分は事件の証人だから、A Yの罪を重くするもかるくするも思ひのまゝだといひ、金を要求したか」と聞かれ、「ハイ」と答へ、「おまへは、裁判官ではなし、罪を決定する力はないから」と皮肉られ、T Dはすっかり恐縮した。

ついで、証人道後□□町K B道政(二六)を訊問、被害者Y Oとは親戚かと聞かれ、従弟ですと答へ、被告が被害者と口論した際、仲裁に入った当時の事情について述べ、

ついで、同じく証人道後□□町□□H D多藏(三三)を訊問、被告と知合ひになったのは、被告があるM O方へちよいちよい遊びに行つてゐたからだとのべ、証人が犯行現場へかけつけた当時の模様について、「A楼へ行つてみると、電灯のコードが切れる、血花が飛ぶ、女達の悲鳴があがる、物凄いものでした」と陳述、

続いて、道後□□町M Uハル(五四)の訊問に入り、□ケ□町A楼の仲居をしてゐたかと問はれ、さうですと答へ、証人M Uは、被告が被害者に斬りつけた時、被害者と街路で納涼中であつたので、当時の模様について詳細陳述した後、

□ケ□町遊郭A S楼娼妓Y Kワキ(二七)の訊問に入ったが、同人も犯行の現場に居合せたので、その模様を簡単に陳述した。

更に、□ケ□町貸座敷業A S楼事H Gムラ(五十二)は、「私が帳場にゐると、Y Oといふ

人が荒っぽい足音で入つてきたので、最初は客だとおもひ、帳場まで入つてもらつては困るといひ、煙草を二、三服ふかしてゐると、A Yといふ人がピカッと光るものをさげて入つて来たので、容易ならぬことだと驚き、子供に怪我があつてはと、一同を戸外へ出した」といひ、更に前証人同様、簡単な陳述をした。

加害者と被告、法廷で対面

劇的シーンを演ず

続いて、被害者鳶職Y O茂(廿八)が証人席に起つと、心なしか被告A Yや、亢奮したらしく、双頬はパツと紅潮した。おもへば事件以来半ヶ年ぶりの対面である。被告は、証人の一言一句にいらだしく眼をパチつかせてゐる。「A Yとは知合か」、「知合です」、「A Yとは、この事件以外に恩怨関係があつたか」、「イイエありません」。こゝで裁判長は、当時のいきさつについて陳述を求め、Y Oは雄弁に永々と陳述したが、被告が「チャンコロ」と言ったのは、あくまでも自分を指したものであるとがんばり、「私は、A Yをいぢめたおぼへはない、A Yが悪ければあやまるといふたから、あやまる必要はないといひ、又その後、私が年長のおれがわるいだからゆるせといひ、きれいにすませたものである」と全く被告に不利な陳述をした。さらに、被告が意趣晴らしのために、日本刀をたづさへて自分に斬りつけて来た顛末を語り、さらに裁判長は、「A Yがチャンコロといったのは、どうしてもおまへを指したものとおもふか」と念をおせば、「前後の事情からかんがへて、どうしても私のことだとしかおもへません」とあつさりこたえた。なほ、被害当時松山市

奥島病院に入院した日数等を聞かれ、一日でも多くいふとして、裁判長からしかられ、入院は幾日、通ふて治療を受けたのは幾日だといふと、実はまだ一週間ばかり通はなくてはいけないのを、金がなくて中止したものであるといふ。怪我はどの程度かときくと、このとほり左の手は自由に動かすことも出来ず、全く今のところ役にたちませんと陳述した。この訊問は、二十分にわたったが、被害者Y Oの証言はことごとく被告を不利に導かんとするものゝ如くである。こゝで弁護人の要求により、十分間休憩を宣した。時に午後四時十五分。再開、続いて証人訊問に入り、被告A Yのはたらいてゐた、道後□□町M O貞市(二五)の取調べから開始した。

#### 弟を庇ふ兄の心情

「当日の犯行はどうしてしつたか」、「あの日、私が就しんしてゐると行つてくる——といつて出たので、たゞ事ではない、若しやと思つたので、ダンスの抽斗にあつた私の日本刀をみると案の定なくなつてゐるので、不吉な予感に襲はれ、裏の叔父であるM O源六といつしよに、□ヶ□町に出かけてみたところ、時おそく、A Yすでに血刀をさげて戸外へ出んとしてゐるところでした」と陳述した。

次いで、道後□□町M O源六(四十五)は前証人とほゞ同様の陳述をなし、

道後駐在巡査加用廣(二九)を訊問、同人は被告を逮捕したものかとたづねたが、さうではないと答へ、事件後A Yに会つたことがあるかと聞かれ、何れもこれを否定したので、裁判長も一寸頭をひねつたが、事件には何等関係ないものだといふことがわかり、逮捕に

向つた同僚の巡査から何か聞かなかつたかとたづねられ、「被告は、犯行後M O大吉方にねてゐたのを、逮捕に向つたら逃走せんとしたのをやうやく捕へたものである」と全く思ひがけもない証言をした。

続いて、被告の実兄A Y進(二十四)の訊問に入る。進は、軍隊帰りらしくハキハキした口調で、弟を思ふ切々の情をみせながら訊問に答へる、「弟の茂は、勝手に家を飛び出してM O方へ行つたさうだが…」、「イ、エ勝手に出たのではありません、あれ(被告をさす)は感心な子で、よく家事にもつとめ、私が松山連隊に入隊中もよく働いてくれたのです、家を出たのは何か事情があると思ひます」と傍聴者をホロリとさせる。「おまへのところへ、T D進が被害者の治療代を出せと強要に行つたのか」とたづねると、その通りです、T D進さんとM M某といふ人が来ましたといひ、貧乏なA Yの宅を訪れて、二十円貸せといひ、それが出来ねば十円貸せといひ、こまつたあげく、三円を都合してT D等に渡したが、なぜかこれをつきかへして来た、と涙ながらに不幸な一家の事情をさらけ出した。これで十一名の証人訊問を打ち切り、裁判長は、何か証言に対していふことはないかと被告にたづねれば、被害者Y Oの陳述にある「おれが悪かつた」とあやまつたやうにあるのは虚偽のことで、更に加用巡査のいふ、私が逮捕された時に逃走を企てたといふのも誤りであると指摘した。

#### 奥島医師の鑑定結果説明

ついで裁判長は、被告の陳述は、警察におけるものと、当法廷におけるものと異なり、

警察の調査には殺意を有してゐたものゝ如くあり、また予審第一回の取調べでは「あまり腹がたつたので、少しは殺してもよいといふ気持があつた」とのべてゐるとのべ、更に奥島博士の鑑定につき説明した。(以下次号)

●「愛媛新報」昭和七年一月二三日

「チャンコロ」で裁判長訊問鋭し

被害者Y Oも出廷

大がかりな証人調べ

(夕刊続き)□ケ□町遊郭内の殺人未遂事件、A Y 茂三三にかゝる陪審公判は、二十二午後一時五分再開、証人の訊問に移り、惨劇の夜被告A Y よ行動を共にしてゐた、温泉郡□村T D 進三九から訊問が開始された。兇行のあつた夜、A Y とD G カフェーで酒を飲んだ事実、当夜の模様について陳述した後、

裁判長 「Y の家」前で被告がチャンコロと云つたのは、君やY O U を指さして云つたのと思ふか。

答 私達を指差しチャンコロと云つたと思ひました、と被告に極めて不利な証言を述べ  
裁判長 証人は、被告の家へ行つたとき、自分の証言一つで事件はともなるのだが、Y O の治療費を出せと云つた事があるか、

と鋭い裁判長の問ひに対し、三円貰つたが直ちに返したと陳述し、一先づ同人の証人調べが終り、

続いて、仲裁人であるY O 繁<sup>マユ</sup>と従弟に当る道後□□町字□□K B 通政三三、事件の目撃者同所土木請負業H D 多藏<sup>タサ</sup>三三、惨劇の行はれたA 楼仲居M U ハル三三、同楼女将H G ムラ<sup>ムラ</sup>五三、同家抱娼妓Y K ワキ三三について、八月二十七日夜における被告人、被害者の動作を詳細に訊問、終つて、

被害者であるY O 繁<sup>マユ</sup>三三も、証人の一人として、斬りつけられた左手を懐手のまゝ、中央の証人席に立つた。裁判長は、被告人との友情関係及び兇行当日の同人等の口論について細かく質問し、例のチャンコロと云ふ言葉の核心にふれる、

裁判長 被告人が、チャンコロといったのは君を差していつたのと思ふか。

答 思ひます。

裁判長 被告人は、最後まで陳謝したといふが事実か。

答 断はりするのは聞きましたが、A Y 君にも生意気な態度が見えました。

裁判長 どういふ訳で斬られたと思ふか。

答 どういふ訳か解りません、と述べ、

続いて、A 楼内における惨劇の模様について陳述、同人の証人調べは約四十分で終り(十分休憩)、

それより、M O 貞市(三三)、M O 源六(四五)、松山署巡査加用廣(三四)の証人について、それく訊問終つて、最後に被告人の実兄に当る松山市□□町A Y 進(三三)の証人調べに移つた。同人は、被告席に座つてゐる弟の姿に一寸眼をやつて証人席に立ち、流石に肉親の情をみせて、裁判長の問に答へてゐたが、時々感極つて男泣きに泣き出し、法廷を肅然たらしめた。これによつて、全部十一名の証人調べを終つた。

●「海南新聞」昭和七年一月二四日  
殺意があつたと自白強要された

被告が奇怪極まる陳述  
夜に入った陪審公判

一部昨報……二十二日、松山地方裁判所に開催のA Y茂にかゝる殺人未遂事件陪審公判は、被告訊問と証人訊問が終つた後、午後五時五十分、官脇裁判長は、証拠調書を被告に読みかかせ、何かいふことはないかといへば、「警察の調書には、殺意があつたと陳述してあり、予審調書には、殺意がなかつたものの如く陳述してあるといふことだが、私はもとより殺意を有してゐたものではない。ただ、警察で取調べを受けた際には、多くの警察が私をとりまいて、殺す気であつたといへ、と無理強に心にもないことを自白させたのである」と平然といつてのけ、

続いて、松野検事の論告に移つた。「刑法でいふ殺人は、相手を殺害しやうといふ意志はなくても、殺人罪は構成される」とその例をあげて説明した後、「本件は、ことさらに兇器に日本刀を選んであることと、全く計画的な闇討であることと、尚単に相手を傷ける目的なら、一太刀浴びせたため被害者は悲鳴をあげ屋内にかけこんであるのだから、それでよいものを、なほこれを追跡して斬りつけたこと等の証拠、被告の行為からみて殺意は充分にあつたものと認める。故に、殺人の目的でなくても、斬れば死ぬる、死んでも構はない、これが犯行当時の被告の心境であつたと信じられるのである。陪審員は、よくこの

点に留意して、慎重審議して欲しい」と峻烈なところをみせ、

続いて、檜垣弁護人の弁論に入り、「殺人か傷害かは、被告の犯行をなした当時の刹那の気持によつて決定せられるもので、なか／＼容易なことではない。検事は、ただ外形に捉はれて、罪状を決定せんとしてゐるが、精神は言葉や行動と違ふときがあるものだ」と言葉巧に熱弁をふるひ、被告の供述、証人の証言をあげて、殺人の目的でなかつたことを極力弁護し、午後七時二十分夕食のため休憩。

引続き九時開廷、直ちに裁判長の陪審員に対する説示に移つた。裁判長は、本件の重大なところは、傷つける気であつたか、殺す気であつたかといふ、この二つのどちらが正常であるかを決定することで、証人の証言、被告の供述、被害者の証言等からみて、これは容易に決定したがたい、陪審員は至公至平よくその真相をきはめられたい、と述べ終るや、十二名の陪審員は、評議室に退いて評議に移つたが、

殺意なしと陪審員答申

検事は懲役四年求刑

所要時間四十五分にして、十時三十分いよいよ陪審長の手から、裁判長に対し答申書は捧げられ、被告A Yはじめ、すし詰の傍聴席にさつと緊張の気が流れるとき、書記はやはり起つての答申書

問 A Y茂に殺意ありや

答 然らず

を朗読した。すなはち、被告は殺人未遂の冤罪をのがれて、単なる傷害罪となったのだ。瞬間……被告AYは、ハッと我にかへって、向ひあはせた陪審員に目礼するかの如くであった。被告の近親者であらうか、傍聴席の一隅では、軽い嗚咽さへ聞へる。

ここで、松野検事はたち上り、傷害とは全く意外である、本職はたしかに殺人未遂であると信じてゐた。しかし、たとへ傷害と決定しても、被害者は既に不具者同様のかたちとなつてゐるのである」とて、懲役四年を求刑した。これに続いて、檜垣弁護士は、「被告の態度は、事件の前後を通じて非常に立派である、何事も若気の至りだといへば、さしてその罪を憎めない。ことに、被告は、本年一月松山連隊に入営して、あつぱれ国家の干城となるべきであつたのを、本事件のために延期をなつてゐるものである」とて、執行猶予を求め、午後十一時閉廷した。判決言渡しは、二十五日午前十時である

● 「愛媛新報」昭和七年一月二四日

陪審「被告AY茂に殺意ありや」「然らず」

利那被告の顔にサツト喜びの色

陪審員の答申一つによつて殺人未遂か傷害かを決する、興味ある□ケ□町遊郭内の殺人未遂事件、温泉郡道後□□町大字□□MO貞市方馬車挽AY三三にかゝる陪審公判は、十二日夜に入つても審理が続けられた。押かけた傍聴者は、一人として退廷するものはなく、薄暗い電灯の光を浴て、裁判長の訊問を一言も聞きもらさじと耳を傾けてゐた、かくて十時三十五分、評議を終つた陪審員が列席するや、陪審員長の手から答申書は裁

判長に差し込まれ、立会書記はこれを朗読した。「被告AY茂に殺意ありや、」「然らず」この利那、被告茂を始め傍聴席の一隅に坐つてゐた近親者、立会檜垣弁護士の顔にもサツト喜びの色がみえた。かくて、劇的シーンをみせての殺人未遂か傷害かの興味ある事件も、遂に傷害罪と決定をみるに至つた。

日本刀で三回、被告に殺意あり

松野検事峻烈に論告

夜に入つて審理続行

(昨報続き) 十一名の証人調べを終つた、AY茂にかゝる殺人未遂事件の続行公判は、夜に入つても審理が続けられた。十一名の証人は、いづれも被告に不利な証言をする、裁判長 事実審理は大体終つたが、此処によく留意すべき点は、被告人の供述は、警察、予審廷、検事局、当法廷いづれも供述まちぐで、根本から相違してゐる。即ち、警察、予審、検事局においては一部殺意を是認してゐるが、当法廷では極力殺意を否認してゐる点、例を挙げて、鋭く被告に詰め込めば、

AY茂 警察では、始めから殺意を否認したが、「殺意あり」と云へば事件は早く片つくから殺す意志があつたものと白状せよと云はれましたから、その通りいひましたと述べ、次いで、松野検事の公訴事実の論告に入つて、

松野検事 本職は、証拠と被告の行動からみて、殺意ありと信ずるものである、日本刀をもつて三回も斬りつけた、それ自体で既に殺す気があつたものである。被告が、殺意を否

認する事は、被告心理の変化から供述が違って来たものであって、殺してやるといふ強い決心がなくとも、少くとも日本刀をもってゐる以上は、相手が死んでもかまはぬと思つてゐたに違ひない、殺すと云ふ氣を認識してゐた事は断じて疑はない、この点陪審員諸君は充分留意されたい、と殺意ありと峻烈な論告を主張した。

ビール瓶でも殺せる 檜垣氏大弁論

続いて、檜垣弁護士の弁論に移り、

檜垣弁護士 この事件は、簡單明瞭である。殺人の行為か、傷害か、その罰すべき所は重大であるが、すべてその時の被告の行動の瞬間による意志によって判断するのが根本である、検事は刀をもってゐたから殺意ありと主張せられたが、刀をもってゐたから必ず殺意ありと推定出来ない、刀でなくとも殺す氣であれば、ビール瓶の空瓶でも殺す事が出来る、友人の争ひから起つたもので、決して被告には殺害の意志は毛頭ない、と被告のために十分に亘る弁論を終り、七時廿分夕食のため休憩。

囁んで含める 裁判長

九時再開、宮脇裁判長の説示に移つた。裁判長は、陪審員に対して、被告人の供述の相違してゐる点、証人の証言と被告人の供述が相反してゐる点、奥島医師の診断書、被害者の陳述、実地検証の結果からみての被告の動作などを、すべて列挙して後、

「本件の問題とする所は、傷つける氣か、殺す氣であつたか、この一点であるから、慎重に陪審員諸君は評議されたい、と説示を終つて、

直ちに、九時四十五分より、評議室において陪審員の評議に移つた。十時三十分、運命を決する評議を終り、答申書は書記によって朗読の結果、遂に傷害と決定した。

懲役四年求刑

忠勇な兵士として……弁護士執行猶予論

陪審員の評議によって遂に傷害罪に決定した、A Y 茂の刃傷事件について、松野検事は第二次の論告に移り、傷害罪と決定したのは甚だ遺憾であると思ふが、然し相手は死亡しなくても、一生を棒に振つた不具者になつてゐるので、その罪は重い。よつて、被告に対し懲役四年を至当とすると、懲役四年を求刑、

檜垣弁護士は、被告の行動は若氣の至りであつて、殊に被告の前半の態度は実に立派である。被告は、本年一月兵役に招集されてゐるが、被告の将来を思はれ、忠勇な兵士として兵營に送り将来を改心させたい、と執行猶予を主張して、十一時閉廷した。判決言渡しは、廿五日午前十時。

● 「伊予新報」昭和七年一月二四日

陪審員「殺意を認めず」被告に有利な答申

検事は懲役四ヶ年を求刑す

昨夏、道後□ヶ□町における刃傷事件の主人公、松山市□□町A Y 茂(三三)にかゝる陪審公判の経過は、昨報の如くであるが、十一人の証人訊問を終つて後、裁判長から、公判廷に於る被告の陳述と予審廷及び証人訊問による被告の陳述に相違ある二、三の点を指摘して、陪審員に説明し、なほ被告に対し何か申述べることはないかといへば、

被告は、立ち上つて、「自分は殺意はなかったが、警察官が取調べの際無理に殺したといへ」と、強制された誘導訊問の苦痛を訴へた。それより、直ちに検事の論告に入ったが、検事はまづ兇行現場附近の地理を詳しく説明して後、峻烈な論告に移り、

#### 検事の論告

公訴事實は、既に述べた通りであるが、大体は被告が認めてゐる。ただ、争ひとなるのは、被告に殺意があつたか無かつたか、即ちこゝで云ふ殺意とは刑法上の殺意の謂であるから、その点を誤らないやう充分熟考を煩はしたい。被告が、単に傷害だけの意志なれば、日本刀を選ばずとも他に道具があつた筈だ。下駄を脱いで充分戦闘準備をとゝのへて、しかも闘闘をやつたといふことは、余程の決心がなければやれない筈だ。傷けるだけなれば、最初の一太刀で相手が逃げた時、その目的は達してゐる、更に追つて三太刀を浴せしたところに、殺意がないと云へるか。もし、被告に剣道の心得でもあつたなら、相手は助らなかつたであらう。人を殺す場合は、可成の昂奮を覚えてゐるものだが、TDと知つて、彼には峯打ちをくはしたところに、被告の昂奮の程度と意志が推察せられる。遊び人仲間の心理——男を売るといふ、それ自身が既に常態ではない。男を売る——それは暴行の代

名詞だ、本職は被告の行動から推して、殺意ありと信ずるものである。——被告心理として、犯行後冷静に返つて、罪の軽からんために、最初の陳述をひるがへす者が多い、被告もその一人である、と法の威信問題を振りかざして、陪審員に考慮を促す。

続いて、檜垣弁護士が立つて、「殺してやるぞといつて、叩きまはす場合も往々ある。それに、被告は酩酊してゐた。兇器が日本刀だからといつて、殺意があつたとは断定出来ない」と弁論を終つたが、午後七時再び休憩に入る。

殺意なくして斬りつけた

陪審員、問書に答申

その刹那、傍聴人の緊張

午後八時四十五分再開、裁判長から陪審員に対して、検事の論告、弁護人の弁論等を用いて、説示に入り「刑法上の殺意について、二つの意味がある。つまり、殺さうと考へることゝ、斬り下げたら死ぬるかも知れないといふ事」、そこに重大な分岐点がある。と判断方法をくわしく説明して、さらに、それから左の如き問書を、第一の陪審員に交付し協議を求めた。

主問 被告人A Y 茂は、昭和六年八月二十八日午前零時三十分頃、温泉郡道後□□町□ヶ□町遊郭内に於て、Y O 茂を殺害する意志にて、日本刀を以て同人に斬り付けたるも、負傷せしめたるに止まり、同人が死亡せざりしものなりや。

補問 被告人A Y 茂は、前記の日時場所に於て、Y O 茂を殺害する意志なくして、日本刀



を以て同人に斬り付け、因て同人を傷害したるものなりや。

そこで陪審員は、評議室に退き休憩となった、約三十分にて再開し、陪審員長となった六番の榎本陪審員から、封筒に入れた答申書を裁判長に提出し、書記が之を朗読した。時に十時四十分、被告の運命を決する利那だけに、流石に傍聴人も身動き一つせず謹聴した。主問に対しては「然らず」、補問に対しては「然り」の結果が表明され、陪審員達は重大な職務を果して退廷した。こゝにおいて、裁判長は陪席判事と共に退廷して会議室に入った。

答申を採択

判決は廿五日

裁判長及び二名の判事は、二、三分間にして再び入廷、陪審員の答申を採択する旨を宣したが、検事は、その答申は甚だ遺憾に思ふが、裁判所の方で採択された以上仕方がない、被害者があまり良い人間でないかも知れぬが、一生働くことの出来ぬ不具者にした罪は重いのである。更に深刻な論をなし、結局傷害罪として懲役四年を求刑。

続いて、弁護人の弁論に入り、檜垣弁護士が例によつて熱弁を振り、被告をかくあらしめたことは、被害者にも大半の責任がある。それに、被告は本年一月入営することに決定して居りながら、罪のために延期されてゐる、この際重刑に処して苦しめるより、罪を軽めて軍隊に入れてやれば、改悛の情大なるものがあり有意義であらう、と同情一点張で執行猶予論で結んだ。

最後に、裁判長は被告に申し述べべきことはないかと問ふと、被告は「軍隊に入れてもらひたい」と答へる。裁判長は「後日決定することだ」と優しくさととして、午後十時五十分閉廷。興味ある陪審公判を終った。なほ、判決言渡しは、二十五日午前十時。

●「大阪朝日愛媛版」昭和七年一月二四日

殺意なしの答申に 検事、四年を求刑

殺人未遂罪は一転して傷害罪

殺人未遂陪審公判

昨報、二二日午後一時再開のA Y 茂にかゝる殺人未遂事件陪審公判は、被害者Y O 茂ほか六名の証人調べ終了後、午後六時検事の論告並に弁護士の弁論あつて七時休憩、八時四十分再開、宮脇裁判長から説示後、「殺意ありしや」との意味の主問、ならびに「傷害の意思によるものなりや」との補問を提示したに対し、陪審員らは協議の結果殺意なかりしことに衆議一決し、主問を否定、補問を肯定の答申をなし、

裁判長は、これを採用の旨を宣し、こゝに本事件は単なる傷害罪として審理することに決定、これに対し検事は、真に遺憾であるがやむを得ぬとて、懲役四年を求刑、午後十時五十分閉廷し、次回判決言渡しは、二十五日午前十時と決定した。

●「海南新聞」昭和七年一月二六日

□ケ□町の刃傷犯人へ懲役三年判決

上告を放棄し即時服罪か

松山市□□町生れ道後□□町□□MO貞市方、AY茂にかゝる傷害事件の陪審公判々決は、廿五日松山地方裁判所において、宮脇裁判長から、懲役三年（但し未決拘留九十日通算）の言渡しがあつたが、被告AY、格別悪びれた様子もなく、退廷しやうとしたが、さすがに実父や実兄のことを思ひだしたか、女学生で満員の傍聴席をみつめて、しばしは立去りかねた様子であつた。なほ、上告は許されてゐるが、被告にはさして資力もないので、素直に服罪する模様である。

●「大阪朝日愛媛版」昭和七年一月二六日  
懲役三年判決 湯の町の傷害に

（既報）温泉郡道後□□町AY茂にかゝる傷害事件陪審公判、判決言渡は、二十五日午前  
十時三十分から、松山地方裁判所陪審廷で開廷、宮脇裁判長から被告に対し、懲役三年（未  
決九十日通算）の判決言渡しがあつた。

●「愛媛新報」昭和七年一月二六日  
AY茂は  
懲役三年判決

二十二日来、一般から多大の興味を以つて見られてゐた、AY茂三三の陪審裁判は、愈  
結審二十五日午前十時、宮脇裁判長より、懲役三年但し未決監九十日を通算する旨云ひ渡  
しがあつた。

#### ④殺人未遂被告事昭和7年3月19日判決

●「海南新聞」昭和七年三月一九日

斬付けた当時の模様は記憶せぬ

実父の情婦殺し未遂犯の

陪審公判開かる

道後における殺人未遂事件の法定陪審公判に次いで、本年第二回目の法定陪審公判が、  
十八日午前十時より、松山地方裁判所陪審廷において開かれた。被告新居郡□□□生れ下  
駄商FT幸雄にかゝる、殺人未遂のさばきの日だ。この日傍聴席は、早くから満員となつ  
たが、その中にミツシヨンスクールの生徒の顔も見へて、峻厳なる法廷になごやかな空気  
を漂はせてゐた。公判開廷前の判検事、裁判所書記、被告人、弁護人、陪審員による、非  
公開の審議に、十二名の基本陪審員決定され、いよいよ公判に移る。十二名の陪審員は、  
正面より右手雛壇席におさまり、これに向ひ合つて、被告FT幸雄は、弁護人を背に時々  
微笑をさへもらし平然とすわつてゐる。

正面宮脇裁判長を中に、左右には松野検事、高松判事厳然と控えてゐる。公判はすゝん  
で、裁判長の陪審員に対する一場の注意をなし、宣誓のゝち、いよいよ被告人の身分調べ

に入る、

「名前は？」、「F T幸雄」、なかなかハキハキしてゐる。

これに次いで、松野検事の公訴事実陳述に移る。この間流石に被告は悄然と頭をたれてゐる。終つて、いよいよ裁判長の訊問に移る。先づ、平常における被告と父の情婦松野(注 Y Gマツノ)の間の関係について、被告F Tは縷々として、父およびその周囲の者が自分に対して辛く当つた理を事例をあげて述べ、をはつて犯行当時の訊問に移る、

裁「被告は、昨年十一月三十日午後十一時半頃、近所の関東煮屋でカルモチン九十錠、アダリン十錠を服用、直ちに我家に行くと、父と松野が土間で話をしてゐたが、松野に向ひ、オバさん別れて呉れんかといひ様、予ねて隠し持つてゐた出刃包丁で、被害者の後頭部に切りつけたものだが、相違ないか」

被「別れて呉れといつてからの事は、知りません」

裁「父に腕を握られ表道路へおし出されて後、記憶はないか」

被「ハッキリ分りません」

裁「表へ出てから、直ぐ人を切つた事に気がついたか」

被「暫らくしてから知つたのです、そして早速自首した訳です」

裁「自首するのに廻り道をしてゐるがどうした訳か、表道路はお前が人を斬つたといふので大騒ぎしてゐた故か」

被「そんな気持もあつたかも知れません」

裁「警察で小野医師に胃を洗ってもらつた(記者註、胃中のアダリン、カルモチンを吐かすため)事を知つてゐるか」

被「警察へ行ってからのことは知りません。気がついた時は翌日で、日の上つてゐる時でした」

裁「その晩お前は どうして出刃を持って出たか」

被「薬だけで死ななかつたら、自殺する積りでした」

裁「常に出刃を持つてゐたか」

被「自殺を決心して以来、体にはつけてゐませんが、知合の家などに置いておきました」

裁「その晩お前は脇の下に右手で柄を持つ、こういふ風に(裁判長その格好を示し)持つて家へ行つたそうだが」

被「持つてゐる時は、いつも腰に下げておきました」

裁「予審以来、四度共殺意を認めてゐるね」

被「私は、体の関係上どうせ生きられないと思つてゐた故、殊更に前述を翻へすやうな言葉は御手数をかけるばかりだ、どうせ死ぬんだからどうでもいゝと思つてゐましたから……」

かくて、正十二時、一先づ昼食のため休憩、午後一時再開。(以下朝刊)

●「海南新聞」昭和七年三月一九日

被告が邪推の凶行

恨まれる覚へないと……被害者陳述

夕刊続きⅡ本年第二回目の法定陪審公判、F T幸雄に対する殺人未遂事件続行公判は、午前に次いで午後一時より、証人F T左右、Y Gマツノ、N Iハルヨ、F Tカホル、O N品助、I T瀧恵、M K一男、N M宇太郎の訊問に移る。

まづ裁判長は、被告幸雄の父左右の訊問に移る。我子の証人となった父左右は、裁判長の正面一間位の所にある証人台に立ち、極めて明快な口調で住所氏名等型の如く述べ、次いで、

裁「被告病中に妹と喧嘩をした時、証人は被告に、看てもらってゐるのに横着だといって、なぐつたといふがほんとうか。」

証「口ではいひましたが、なぐつたりはしませんでした。」

裁「被告病中にも、証人はマツノの中に入り、浸つてゐたか。」

証「大抵はそうです。」

とて、この間、被告の予審調書にもとづいて、二、三裁判長の訊問あり。いよいよ犯行當時、すなはち昨年十一月三十日当夜の模様に入る。

証「私は真中に居たのですが、来た時は色はなく、お客さんかと思つてゐましたが、様子を見ると幸雄です。私は、様子が変だと思つて、マツノに怪我でもあつてはと思つて場所を変つたんです。私の仕打をうらんでゐた結果、神経が昂じた結果だらうと思ひます。」と、割合に被告に有利な言を述べて終る。

次いで、宮脇裁判長は、被害者マツノの訊問に入る。

裁「どうして被告が、証人を斬りつけたと思ふか。」

証「私は、恨みを持たれる訳がないと思ふんですけれど……私が、被告の父に入智恵するの、父が自分に辛く当つて来るんだと、被告が邪推しての行為と思ふより外にありません。」

こゝで、裁判長の訊問は終つて、被告、陪審員に対する質問を求める。この時、井上弁護士より、当時の被告の模様に対する詳細なる説明を求めるところあり、なほ一、二の質問ありて後、

証人第三人目、被告の妹カホル(二十)、関東煮屋のお神さんN Iハルヨの訊問が行れたが、ハルヨは被告の家庭における事情に関し、裁判長の訊問に対し、被告の実父が被告をいぢめてゐた模様を述べ、カホルは兄と喧嘩した顛末を述べ、脱線し満廷を哄笑さす。

ついで、第五人目の証人に入るに先立ち、十分間休憩。(以下明夕刊)

●「大阪朝日愛媛版」昭和七年三月一九日

実父の情婦を斬つけた息子

殺人未遂の陪審公判

情婦あるが故に、実父の我子に対する愛情が日に薄れ行くを嘆く之余り、情婦なる新居郡□□町Y Gまつのに突如出刃包丁をもつて斬りつけ逃走した、F T幸雄(二十六年)に対する殺人未遂事件公判は、猟奇的内容と陪審法実施以来当裁判所として第四回目の陪審公判であるのと相俟つて、各方面の非常な注目を集めて、十八日午前十時から松山地方裁判所陪審法廷で、宮脇裁判長、松野検事干与、波多野、高橋両判事陪席、井上弁護士列席の下に、まづ陪審員十二名、同補欠一名を銓考のち、訊問に入り、

裁判長の訊問に対し、被告は、昨年十一月三十日の兇行に至る動機に対し、実父がまつとの関係以来、殆ど毎日の如くまつの宅に入り浸り、とかく家庭を顧みず、そのため被告の妹かめ（注、カホル）（二十一年）は無断家出、神戸方面で女給稼ぎをなすにいたったこと、および実父はまつの機嫌をとらんがため、被告の好まざるまつの娘つるを被告の嫁に娶らせるなど、従来と打って変わったつれない仕打ちに、これも要するに情婦まつのがあるためだと、被告は自殺を決意し、服毒の上右の兇行におよんだ旨陳述、かくて、正午一まづ休憩、午後一時再開、証人調べを続行した。

●「愛媛新報」昭和七年三月一九日

自殺の覚悟で父の情婦を斬る

□□□の殺人未遂の陪審裁判

ニヤリと笑って陳述

実父の情婦を斬りつけ傷害を加へ、殺人未遂として起訴された男、本籍新居郡□□村当時□□町F T 幸雄三に係る陪審裁判は、既報の如く、十八日午前十時より松山地方裁判所陪審廷に於いて、宮脇裁判長、高橋、波多野両判事陪席、松野検事立会の上開廷、被告人幸雄は、青ざめた病上りの顔に時に絶望的なニヤリとした笑を浮べ乍ら、宮脇裁判長の訊問に、当時の模様を陳述する。

傍聴席には、私立松山商女生五十名、その他□□□から此の事件の為わざ／＼押しかけて来た町民五十名、その中には被告の実妹達も悄然と姿を見せて居る。出廷陪審員は、十六

名。

被告幸雄は、□□□警部補派出所並に松山地方裁判所検事局及び予審廷に於いては、マツノを斬り殺す気であったと陳述して居るが、去る一週間前の準備裁判に於いて、被告は殺意はなかった旨を答へて、前三廷に於ける自白を否定し、陪審裁判を申請したものである。

被告が、裁判長の訊問に陳述した大要を総合して見ると、昭和四年七月神戸から父左右と談合の上帰宅、当時所持の現金二百円の内実父に百円を渡し残額は自己が所持して居た所、同年暮になって妹まつえ（注、カホル）が無断家出したので、これが行衛を探ねて残額の百円全部を費消した。間もなく妹は、神戸でカフェーの女給をして居ることを通知して来た者があるので、神戸に迎へに行った所、実父の左右は当時□□□のYGまつつと言ふ女を情婦として家の事等は少しも見ず、従って娘の縁談などがあつても放任の状態で、その仕打ちが余りな所から家出したので帰らぬと言ふ話を聞いたので、妹に同情し同人を神戸の知合の家に女中として置き帰宅、店の仕事を手伝って居ると、毎夜のように父はまつの家に宿りに行き、朝になって帰って来るので、小さい弟と末の妹の為に、自分が食事の事から夜具の世話まで見て居たが、それでも実父は毎夜商売を放任して居る所から、自分に縁談が持ち上り候補者が出来ると、まつの父を動かして目が細い顔に難くせをつけて破談になさしめ、実父が無理強ひにまつの娘つるの子を押しつけたので、いや／＼同人と結婚したが、白痴の為二週間位で離別した事から、左右が極端に幸雄を排斥し初めたが、六年七月末日夜店から帰宅して卒倒したまゝ脳溢血で病床に就いたが、父がそんな者は死んでも良いと言つて、医者にも見せず為に数ヶ月病床にあつて、昨年十月頃遂に家を

追ひ出され、町内の親類や知合の家を歩き廻って居る内、病状はかばかしからずカルモチン及びアダリン十錠入りを買い取り、十二月十八日これを服用して、午後十時頃実父の家に帰り、かくし持った出刃で、まつのに切りつけたが、それからは何も知らず、父に突き出され派出所に自首したものである。

と陳述したが、詳細な点に於いては、兎角父左右が冷酷無情なまつのと同腹になり、自分を精神的に然して肉体的に迫害した事で、時には病に苦しむ日等打ったり蹴ったりした事を細かに述べ立て、午後十二時十五分一先づ休憩、午後一時再会。

●「愛媛新報」昭和七年三月一九日

私の仕事を恨んで斬ったと思ひます

情婦と父親の冷たい仕打

陪審裁判Ⅱ証人の訊問

□□の殺人未遂事件陪審裁判は、午前中に引き続き、午後一時より再会。傍聴席は相変らず満員、直ちに証人訊問に入り、先づ実父左右が証人席に立ち、親子相對して真相の解剖に入り、左右は当時の事情について、娘のまつえが家出したのは、幸雄が一度稼いで来ようかと言ふので、家の為に出るかと言つてゐたら、その翌朝娘が遂げたのだと答へ、YGまつのと情交關係について、裁判長より事実かと駄目を押されて、四年程前からありますと正直に答へ、

裁判長「長女のまつえは、四坂島に縁づけたのは事実か。」

左右「違ひありません。」

裁判長「幸雄の縁談については？」

左右「これと云つて、はつきり決まったのではありませんでしたが、話がある事はありました。」

裁判長「まつとの娘つる子を、どうして幸雄の妻に貰ったか？」

左右「あれさへ都合良く貰つてくれれば、後から誰からも可愛がられるやうになるから、貰つて見様と思つたからです。」

裁判長「まつとの間に、相談が出来てゐたのではないか。」

左右「そうまではしなかつた。他人はそうすれば良いではないかと言つてゐましたが、三、四日手伝ひに寄こして見たら、皆と仲が良いものですから。」

裁判長「で、IT善五郎に話したのだらう？」

左右「そうです。併しまつものには話してなかつたのです。」

裁判長「幸雄は貰はぬと言つたそうだな。」

左右「そうです。」

一、善五郎の奨めに依つて、六月上旬結婚したが、あまり好いた風はなかつた。そのころ

幸雄は、四坂島の娘の嫁入り先きに行つて、一夜帰らなかつたとの事、

二、幸雄が夜店から帰つて、つる子が食事をかまへてゐないので、妹をつれてカフェーへ行つた事、

三、カフェー行つた事から一家が不和になり、カフェーに行くならつる子をつれて行けと言つた事、それに依つてつる子が離縁となり、幸雄に出て行けと言つた事、を全部是認

し

裁判長 「それ程つる子が大切か？」

左右 「いゝえそれ程ではありませんが、世間態を作つて言ったのです。」

裁判長 「つる子を貰ふ為に、外の縁談を断つたのではないか？」

左右 「そうではありません、一人縁談の話がありますが、話中ばに他に縁付いてみました。」  
親籍のON品吉やその他の人と、つる子の問題で大分ごたつき、まつののぼした事から冷水をかぶせてやると言はれ、喧嘩別れになって居る現在の事情を述べ、

裁判長 「世間から見ると、まつのに対して、お前は大分のぼしてゐたのだね。」

左右 「えそうです」

と簡単に答へ、幸雄が病中の事情については、放任の状態で、大野医師の診察を受けたが、世間からどう言はれるとも、自分の監督不行届きでありますから、幸雄の病気は血を大分吐いてゐましたが、脳病と神経衰弱を患つてゐましたと陳述し、

(イ) 病中、幸雄に出て行けと言つた事

(ロ) 幸雄と妹のこま(注、カホル)と喧嘩した件等について当時の理由を述べ、

裁判長 「幸雄が横着など言つて、殴つたと言ふではないか」

左右 「そんな事はありません。」

裁判長 「幸雄が病気でも、お前はまつの家に出て居たと言ふではないか。」

左右 「まゝありました。」

裁判長 「まゝじゃない大でいだらう。」ときめるけれど、「ハイそうです」と是認し、

十二月三十日、幸雄が兇行を行った当時の模様については、幸雄が気が変になつたと言

ふ様な風が見へたので心配してゐたが、幸雄が来た時は、お客さんだと思つてゐると幸雄でした。肩で歩く様にしてゐたので、その顔も違つてゐた。丁度あれの伯母も気が違つて死んだので、確かにそうだと思つてゐた。でまつのと私と入れ替へた、その刹那幸雄がまつのと別れてくれと云つたかどうかは知りませんが、頭部斬りつけたので、私が手を押へたが、それでも三度ばかり斬りつけた。

裁判長 「別れてくれと云つたのは、聞かなかつたのか？」それは、はっきり聞きませんでした、外部で格闘中、隣りに居たT H榮が仲裁に来たので済みましたが、まつのは西の方へ逃げました。

裁判長 「どう言訳で幸雄がまつのに斬りつけたのか。」

左右 「私は、私の仕事を恨みやつたものと思ひますが、神経衰弱で斬つた様に思ふ。」

裁判長 「つる子を離縁する様なれば、お前が出よ等と言ふ様な冷い事を言ふから、それはまつのの仕業かと思つて、此んな事になつたのではないか。」

左右 「そんな風を取つて居るのでしょうか。」

裁判長 「まつのの息子の病気の治療代を出したと言ふではないか？まつのの病気にも出したと云ふではないか？」

左右 「出したと言ふ程でもありません」と答へて、一先づ左右に対する訊問を終はり。

斬られる、恨みはうけぬ

情婦まつこの訊問

問題の被害者Y Gまつの訊問に入る。

裁判長「F T左右と関係があるか。」

まつの「ハイ、小さい時からの知合で、□□□へ出てから関係が出来た。三年位になりま  
す。」と中年者の灼熱の情欲をさらけ出し、

裁判長「つる子を一昨年六月、幸雄と式を挙げましたが、その事情は。」

まつの「左右さんと心易くなつてゐましたので、I T善五郎さんの奨めに依りまして、つ  
る子をやって置けば、総ては円満に行くだらうと思つて。」

裁判長「手伝ひにやつた事もあるか？」

まつの「ハイハイ、そんな事は度々ありました。」「その後一箇月程して離縁になりました  
たが、幸雄が家出しましたのもめ事があつて、幸雄さんは円満にやるから親同然にす  
るからと言ふ話でありましたが、つる子の帰つた原因ははっきり存じません。」

裁判長「つる子は帰さぬ、幸雄を出すと言つたと言ふが。」

まつの「え、それは叔父さんは言はれました。けれど、私はつる子を引き取りました。」

裁判長「幸雄につる子以外に嫁の口があつたと言ふではないか。」

まつの「私は存じません。」

裁判長「外の話は、二人で断つたと言ふではないか。」

まつの「そんな事は、一度もありません。」

裁判長「結局は、左右とまつのが一緒になりたさに、つる子を幸雄にやつたのではない  
か？」

まつの「別に入つて行こうと言ふ意志はありません。」

その他、幸雄の病中の事情についてはしらぬ存ぜぬを通し、裁判長から予審廷では言つ  
て居ると、病気がなほつたらつる子を出すと言ふ件を是認した。

裁判長「幸雄が斬りつけた時は？」

まつの「お客さんかと思つて椅子を出したら、左手で襟をこう掴んで、此処を斬りました。」  
と態度を示す。

裁判長「幸雄は左右を斬るものと、お前は考へ居たのか。」

まつの「ハイそうです。」

裁判長「何箇所斬られたか。」

まつの「肩は二箇所斬つてゐますが、外は何箇所か存じません。」

「此の庖丁か」と差し出す裁判長の出刃を見て、やゝ恐怖の色を現し乍ら、ハイそれで  
すのと答へ、証拠調べに入つて、まつのまげ、出刃その他を全部是認する。幸雄さんは、  
何も私を斬る気はなからうと思ひます。恨みを受ける覚えはない。

裁判長「あんたが左右に入れ智恵したものと、幸雄が勘違で斬つたのではないかと言つて  
ゐるが。」

まつの「そう思はれます。」

それより、井上弁護士の質問あり、まつのは、後ろから斬られたのではない、前から斬  
られたのだと陳述。

被告に不利な妹の証言

お転婆答弁に満廷苦笑



次いで、加害者幸雄がカルモチンを服薬したカント屋の主婦永易ハルコ（注、ハルミ）出廷、訊問に入り、主旨は、幸雄は近所の者から同情されて居た事、食事等も家の者が与てがはぬので近所の者が与へてゐた事実を陳述し、

次いで、加害者の妹かの子（注、カホル）（二二）が、けばけばしい厚化粧の面に出廷、訊問に入り、神戸に家出したのは、都会にあこがれた結果で、父とまつの間を知って家出したものではないと答へ、

裁判長「神戸へ兄が迎へに行つた時、何故兄にまつのこと事を云つたのか？」  
かのる（注、カホル）「それは帰りたくないから、口実にそんな事を云つたの。」

幸雄がまつのを斬りつけた原因について、裁判長がどう思ふかと訊ねると、かつの（注、カホル）は、断然「そんな事知らないわ」と一撃して廷内に苦笑の声湧く、その他大体に於いて、実父及まつ側の側に有利な証言を与へ、つる子が離縁になつた原因も、左右がその問題で幸雄を叱つた原因も、それ等は何れも知らぬと突き放し、

裁判長「幸雄を初めは大切にしてみたが、終りには不仲になつたと云ふが。」

かのる（注、カホル）「それは兄さんが、いらぬ事を云ふと言つて叱つたからよ。」

裁判長「そうじゃない、お前さんの身持ちが悪いので、兄さんに意見もされて喧嘩したのだらう？」

かのる（注、カホル）「違ふわ。」

お前さんも身持ちの良い方ではなからう、といたい所をさゝれ、さすがに悪い病気をやるだけの勇氣がある娘で、「妾悪いわ」とあつさり応撃し、さすがの宮脇裁判長もあてら

れ気味。最後に、幸雄がまつのを斬つたのは、前からでなし後からだとまつの説を覆へし、兄さんも少し気が狂つてみた様だったと答へ、三時五十分一先づ十分間休憩、陪審員の打合せをなし、四時再会、証人として、加害者の親戚にあたるON品吉を初の、IT慈恵、YG一郎、当時の□□署警部補二宮市太郎氏の訊問を行ひ、午後六時閉廷した。  
次開裁判未定。

●「伊予新報」昭和七年三月一九日

諫めんがために——父親の情婦殺し（未遂）

犯人FT幸雄は殺意を否認

けふ陪審公判開く

父への誠めに涙をふるつて父の情婦を斬つた、新居郡□□村生れ当時□□町字□□町無職FT幸男（三三）に対する殺人未遂事件の陪審公判は、宮脇裁判長係り、高松、波多野両判事陪席、松野検事立会の下に、十八日午前九時から、松山地方裁判所陪審公判廷において開廷、型の如く十二名の陪審員が居並び、傍聴席には松山女学院の生徒がぎつしり詰めて片唾のみ、松山地方裁判所としては第四回目の陪審公判ではあるが、事件の内容が非常に小説的だけ興味をひいたのか、一般傍聴者も多く、異様な緊張がみなぎる。

事件の内容は、被告幸雄が、昨年十一月三十日午後十時半頃自宅店の間で、実父左右の情婦YG松乃（四四）の頭部を突如背後から鋭利な出刃包丁で数回斬りつけ、松乃が紅に染まつて昏倒するのを見て、同町警部補派出所に駆けつけ、そのまゝ打ちたはれて意識を失つ

た。

兇行の原因は、父左右が情婦松乃に狂ひ、附近の風評が悪くなったので、父を諫めんとしたところ、かへって父は彼を虐待し、その上嫌ひな松乃の娘鶴子を家に引き入れ、彼に結婚を強ひたが、彼は頑としてこれを否定してゐる中、病氣となり厭世心を起してカルモチンを嚥下し、死の道づれに怨嗟の的たる松乃を伴はんとして、前記の行動に出でたものであるが、その後警部補派出所、検事廷、予審廷の訊問においては殺意あつてやったことだと述べながら、公判廷において前述を翻へし、「あの時は精神が朦朧としてゐたから、どんなことをしたか記憶不明瞭です。後で手に血がついてゐるのを見てびっくりした」と殺意を否定したので、殺意の有無を決定するために、この公判を開廷したものである。

まづ、宮脇裁判長は、例によつて被告の事実調べに入り、正午まで長時間にわたつて兇行前後の様相及当時の被告の心理状態にまづ突込んで訊問をしたが、こゝでも被告は殺意のないことを主張し、

「自分は、病身の上に毒薬をのんでゐる、何れ未決監の中で死ぬものと思つてゐた。そこで、人格者であり日頃から尊敬してゐた警部補に花をもたせるべく、誘導訊問に裏書して殺す気でやった」と大要右の如き意をのべ、前述を否定して正午休憩に入った。

再開

午後一時証人訊問に入り、被告の実父左右、左右の情婦松乃、実妹カホル三名を訊問、父と実妹は被告に有利な証言をなし、午後三時五十分休憩した。

●「海南新聞」昭和七年三月二〇日

父の情婦を斬りに情けの判決

執行猶予の恩典で

被告の瞳に光る感激の涙

松山地方裁判所で十八日開かれた、本年第二回目の法定陪審公判は、証人第四人目N I ハルヨに引次いで、被告の伯父ON品助の調べに入る、被告に有利な証言を終つて、第六人目伊藤瀧恵、第七人目MK一男の被告に有利な証言をなし、最後に犯行のあつた当初の取調べを行った□□署警部補二宮宇太郎氏の調べに、

裁「被告に医師が手当てして後、何時間位して取調べを行ったか。」

証「三十分位かとおもひます。」

裁「被告は、マツノに分れて呉れんかと言つて、後の事は何も知らんと言はなかつた。」証「始めそんなことをいって困つた様ですが、そんな事はないだらうと尋ねたら、左の襟を取つて、右手で四度位たゞく様に斬り付けたといつてゐました。」とむすび退廷。

裁判長十分間の休憩を宣して全部退廷、七時再開、宮脇裁判長の証拠調べに入る。終つて検事の四十分余る峻烈厳正なる論告あり、殺意ありと論告。これに次いで、緊張した空気の内に、井上弁護士が無罪論あり。少憩の後再開、いよいよ被告の運命を決すべき陪審員の審議に入る。十一時、緊張の内に宮脇裁判長厳肅なる面持で、

裁「殺意ありしや」の質問を發し、これに対し陪審員は「然らず」と答申。次いで、

裁「殺意なかりしや」に対しては「然り」と答申し、夫より更に、身心そう失の状態に於る犯行と認むべきやについては「然らず」と答へ、単なる傷害罪にすぎざるものと認定。終つて、検事は懲役八ヶ月を求刑、井上弁護士の執行猶予論あり、十二時半閉廷。

いひ渡しは、今十九日午前十一時四十分から開廷されたが、懲役六ヶ月ただし三ヶ年間執行猶予のなさけある宣告に、被告は感激の涙を浮べてゐた。

●「大阪朝日愛媛版」昭和七年三月二〇日

殺意なしとして執行猶予

父の情婦を斬つた息子に

陪審公判の判決

昨報「新居郡□□町F T幸雄（二十六年）にかゝる殺人未遂事件の陪審公判、証人訊問は十八日午後も引続き続行、被害者Y Gまつ、被告の実父F T左右、同実妹F Tかめ（注カホル）、その他近隣のもの二、三につき証人訊問ををほり、午後六時休憩、午後七時再開、裁判長の証拠説明後、検事の論告に入り、被告の行為は明かに殺人未遂罪に該当するものであると論告した後、弁護士弁論、裁判長の説示あり、ついで裁判長から提出した「殺意ありしや」との主問、「殺意なかりしや」との補問、「無意識裡の行為なりや」との別問に対し、主問は「しからず」、補問は「しかり」、別問は「しからず」との陪審員の答弁を裁判長採択。

その結果、同事件は傷害罪として審理に決定、松野検事は懲役八月を求刑、弁護士の執行猶予論あつて、十九日午前零時半にいたり漸く閉廷。

かくて、同判決は十九日午前十一時、宮脇裁判長から被告に対し、懲役六月執行猶予三年に処する旨の言渡しがあつて閉廷した。

●「愛媛新報」昭和七年三月二〇日

陪審員は傷害と答申

懲役六ヶ月で執行猶予

□□村の父の情婦斬り

昨報、新居郡□□村当時□□無職F T幸雄二にに係る殺人未遂の陪審裁判は、証人訊問が終はつて及び陪審員の答申にうつり、「殺人未遂と確定すべきや否や」に就いて、立会陪審員十二名は殺人未遂を否定し、恵まれざる被告の境遇に同情し、これを傷害と答申確定、松野検事は陪審員の答申に依り、被告を精神衰弱者と認め、尚罪状も傷害として懲役八ヶ月を求刑。

十九日午前十一時、宮脇裁判長は懲役六ヶ月（三ヶ年間執行猶予）の判決言渡を行った。

判決と同時に

出獄許さる

十九日懲役六ヶ月但三年間の執行猶予の情ある判決を受けた、殺人未遂の新居郡□□□

F T幸雄三三は、十九日判決言渡しがあると、同時に刑務所に於いて将来を論じた上、出獄を許された。

●「伊予新報」昭和七年三月二〇日

親父の情婦斬り

懲役六月（執行猶予）を判決

昨報Ⅱ新居郡□□町無職F T幸雄三三にかゝる殺人未遂事件の陪審公判は、十八日午後六時証人訊問を終って、七時から裁判長の証拠説明があり、続いて検事の第一次の弁論に移り、

松野検事は、被告の服毒症状並びに前後の状態から推察して、明らかに殺意をもってゐるものである、と峻烈なる論告を行ひ、井上弁護士は、失神状態であると弁護し、裁判長は、陪審員に対し厳正なる説示をなし、いよく被告の運命を決する問書の提出となり、

主問は「殺意があつたか」、補問は「殺意がなくて斬りつけたか」、別問として「無意識な行為であつたか」の三問を、陪審員は、主問に対し「然らず」、補問に「然り」、別問は「然らず」の答申をなした。つまり、殺意がなくて、単に傷害の目的で、意識して斬りつけたといふ判断が下された訳である。

かくて、この答申が採択され、検事は傷害罪として第二次の論告をなし、懲役八ヶ月を求刑、弁護士は、執行猶予の弁論をなし、十二時閉廷。

十九日午前十一時、被告に対し、懲役六ヶ月三年間の執行猶予の判決言渡しがあつた。

⑤放火被告事件昭和8年3月13日判決

●「愛媛新報」昭和八年三月一〇日

放火か失火か

保険金四千元の詐取

けふ陪審裁判

越智郡□□村字□□農業OM鬼義三三に係る、保険金四千元詐取を企てた放火事件の陪審裁判は、今日午前八時から松山地方裁判所陪審廷に於いて、宮脇裁判長係りで開廷する。事件の内容は、昨年四月十八日午前一時頃、保険金四千元欲しさから自宅に放火したと言ふのであるが、被告は此の事実を否定し、放火でなく失火で原因はフランク（注、解卵器）からと言つて居る。果してどちらが正か？明日の陪審裁判に依つて、決定する事になつて居る。

●「海南新聞」昭和八年三月一日

陪審員諸公の切札「放火有罪」と出る？

被告は頭から否認し通す

□□村放火魔公判

本年に入つて最初の陪審公判が、十日午前十時から松山地方裁判所陪審廷で開かれた。

事件は、越智郡□□村大字□□甲□□農業OM鬼義(三二)に係る放火罪で、宮脇裁判長係り、永山、松村判事陪席、松野検事関与、宇和川弁護士立会のもとに開廷され、温泉郡三津浜町近藤貞次郎氏(七六)外十一名の陪審員出席、証人としてYD音一外八名も出廷した。宮脇裁判長の陪審員に対する注意あつて後、

松野検事より、被告鬼義は、同村信用組合などより合計約一千円の負債あり、その督促を受けたに対し弁済の途に窮した挙句、自宅が神戸TY火災保険に四千円の保険に加入してゐるのを幸ひ、放火して保険金詐取を企て、昭和七年五月一日今治市共楽館の活動写真に刺戟されて決意し、その夜——二日午前三時頃家人の寝静まるを待って、自宅納屋の二階にあつた鶏卵器の側に、蚕座約十枚をつみかさね、これに石油をかけて、マツチを以て放火し、そのまゝ知らぬ顔をして就寝を装ひ、遂に木造二階建住宅兼店舗及び附属納屋を焼き払った、公訴事実を述べ、

昭和三年一月、今治市に於てタオル工場を経営中、五千円の火災保険に入つてゐた工場を、原因不明の火災で焼失して、四千円を保険会社よりとり、その後帰郷後、四年十月にも五千円の火災保険に加入してゐた住宅其他を、これもまた原因不明の火災で焼失せしめて四千円程の保険金を得、その金で居宅を修繕してゐたものである事実ある旨をも付け加へる。

かくて、宮脇裁判長の事実審理に入つたが、「予審調書にある様に放火した事を認めるか」との問ひに対し、被告は「家が焼けたのは事実だが、自分が放火したのではない」と頑強に否認し、その他常時の模様についても、予審の調書の供述をひるがへし、昭和三年および四年の火災事件に関しては、更に当時の供述を全然否認した。午前中の審理は、こ

れにて終り、引続き午後も続行されたが、

万一本事件において、被告が放火罪にとはれるに至り、かつ又被告の供述如何によつては、前の二火災事件についても、放火保険金詐欺となるやも知れず、成行と陪審員の答申は最も興味を以て見られてゐる。

●「愛媛新報」昭和八年三月一日

□□の放火事件、けふ陪審裁判

裁判長の事実審理

陪審員に銀行頭取

越智郡□□村字□□農業OM鬼義(三二)に係る放火事件の陪審裁判は、昨報の如く、十日午前九時から松山地方裁判所陪審廷に於いて、宮脇裁判長係り、松野検事干与、陪審員は温泉郡三津浜町銀行重役近藤貞次郎氏外十一名出席、傍聴席には関係者が多数詰めかけて居る。

先づ、証人として、YD音一、TH照一、OMタケノ、TN熊、MI又市、YN通春、NN恒太郎、YM玉吉、OC久一郎の九名を訊問する事となつたが、

これより先き、被告の事実審理に入り、昨年四月十八日午前一時頃、鬼義宅から出火して、母屋を全焼した事態の放火か失火を確める前提として、鬼義が加入して居たTS海上火災保険三千円について、

裁判長 「被告が放火したのか。」

被告 「私が放火したわけではありません失火です。」

裁判長 「昭和四年十二月二十日、被告人は、TS海上火災の今治出張所OC久一郎と豊建具農具その他一切について、三千円を契約したのは事実か。」

被告 「相違ありません。」

裁判長 「被告は、その前にTHY海上火災とも、保険の契約をなさんとして、今治の主任被告「そんな事実はない。」

裁判長 「然し、ABはその際、被告監理のタオル工場から原因不明の出火で、保険金二千四百五十円を支払はされたので、拒絶したと言つて居るが。」

被告 「そんな覚はない。」

裁判長 「火事のあつた夜は？」

被告 「丁度妹が□□村字□□へ嫁に行く日だったので、不在でした。」

裁判長 「その当時、放火の嫌疑で取調はうけたか？」と追窮したが、不在で釈放されたこと抗弁。正午一先づ休憩、午後一時再開。更らに、明十一日午前八時から、引き続き開廷の筈。

陪審員の一人演習地帯で足止

松山署員の非常識に

裁判所側フクレル

松山地方裁判所で開廷されるOM鬼義三三の放火の陪審裁判に、陪審員として出発した、東宇和郡石城村農業宇都宮七郎氏は、榎□榎屋旅館前で折柄演習中の松山第二十二聯隊の見物人取締の、松山署員に通行禁止を命ぜられ、陪審裁判に赴くのと、呼出状まで示したが、聞き入れられず、遂に此の為裁判は三十分以上の遅怠を見たので、地方裁判所では、外の陪審員も同様であつた為、その非常識さを警告すると共に、今後裁判所の權威及び陪審員に対する前例となる事を恐れて、かくの如き場合に於ける処置に関して、県当局に懇談する筈である。

●「海南新聞」昭和八年三月一日

証人は何れも被告に不利益

越智郡□□村の放火事件

きのふの陪審裁判

(夕刊既報) 越智郡□□村大字□□OM鬼義三三にかゝる放火被疑事件の陪審裁判は、十日午後一時から再開され、被告はあくまで犯行を否認したが、午後三時より母タキ、TS生命今治代理店主NN松太郎外七名の証人の訊問に移り、何れも証人は被告に不利なる証言をなし、第一日十日は証人調を以て午後七時閉廷、引続き十一日も続行され、陪審員の答申が行はれる。

●「愛媛新報」昭和八年三月一日

孵卵器からの出火と言張る

当時の状況を詳細訊問

□□放火事件（午後）

夕刊所報、越智郡□□村字□□OM鬼義（三二）に係る放火事件の陪審裁判は、午前中に引き続いて午後一時再開、

被告が、同村信用組合から借用した二百円の督促に困却し、八方これが返済方を運動したことから訊問が始まり、被告の主張する火災の原因、即ち孵卵器に就いて、微に入り細に亘った訊問がある。

裁判長「孵卵器を使用したのは、何時頃か？」

被告「昨年の四月二十一日頃で、石油ランプを入れ温度をつけたが、その時は六畳の間だった。」

裁判長「孵卵器のランプから、出火すると思つて居たか？」

被告「ひよつとしたら、そうではないかと思ふ。」

裁判長「先刻は、ランプは危険でないと言つたが。」と突っこめば、放火を全然否定して居る被告は、その答弁に窮してどきまぎして居たが、結局

被告「それが、火事になったので、ランプからだと思ふ。」と苦しく逃げたが、裁判長すかさず、

裁判長「その際被告は、家内を見廻つてランプも検査したと言ふがどうじゃ。」

被告「ランプは検査しましたが、特別な事はなかつた様でした。」

裁判長「それでは、出火はランプからではないやうじゃないか。」  
被告「其れが解らないのです。」と答へ、

それより、更らに出火当時の詳細な訊問があつたが、十一日は証人訊問にうつる筈である。

●「大阪朝日愛媛版」昭和八年三月一二日

犯行を否認

保険金目的の放火事件公判

越智郡□□村農業OM鬼義（三二）が、四千円の保険金詐取の目的で、昨年五月二日未明自宅に放火し同家を全焼せしめた放火事件陪審公判を、十日午前十時から松山地方裁判所陪審法廷において、宮脇裁判長係で開廷されたが、被告は終始犯行を否認し、午後三時半閉廷、十一日続行開廷。

●「海南新聞」昭和八年三月一二日  
有罪は確定か

不利なる証言にOM窮地へ

放火魔陪審公判（第二日）

越智郡□□村字□□甲□□農業OM鬼義（三二）に係る、放火被疑事件の陪審続行公判

は、引続き十一日も午前十時から、松山地方裁判所陪審廷で、宮脇裁判長係り、永山、松村両判事陪席、松野検事関与、宇和川弁護士立会のもとに開廷、証拠品調べあつて、検事の論告に入り、

被告は、高小卒業後京都で働き、兵営生活もなし、その後タオル工場を経営するなど、普通以上の常識と教養もある人物論よりとき起し、借金に苦しんでゐた家庭の模様、当時僅かに千二、三百円の家屋に、事件前二週間位に進んで二千五百円もの保険に加入した事などから、予審に於ては、全然犯罪を自白してゐるなどに関して痛烈に論じて、有罪であることは明瞭過ぎるものである、と約二時間半にわたりて論じ、これを以て一先づ休憩した。午後は裁判長より説示あつて、いよいよ陪審員の答申あり、検事の求刑、弁護士の弁護論が行はれるのであるが、陪審員の答申も、昨報の証人達の被告に不利なる証言などよりして、有罪なる事は確定的と見られる。

●「愛媛新報」昭和八年三月一二日

被告は失火説を主張、評定に入る陪審員

噛み砕いて説示する松野検事

□□の放火事件

昨報、越智郡□□村字□□農業OM鬼義(三三)の続行陪審裁判は、十日午後六時から再開して、証人Y D音市、高橋司法主任外七名、いづれも被告に不利な証言をなし、

十一日午前九時続行、被告は撒頭撤尾犯行を否認し、証拠調べに入り、焼け砕けた孵卵

器を持ち出し、その中に入れて居たと言ふ石油ランプの芯を持ち出すが、被告は強硬に失火説を主張し、事実審理を終はり、

松野検事より、陪審員への説示に入り、松野検事「此の事件は、要釈して申上げると、被告が、昨年五月二日午前三時、自宅六畳の間孵卵器の傍にあつた、竹製の蚕具に石油をかけて放火したもので、すでに被告は、前後二回に亘つて原因不明の出火をなし、保険金多額をせしめて居たもので、今回も四千円のTS海上保険との契約金を詐取せんとしたものであるが、被告は曾て予審判事の取調べに対しては、此の放火の事実を認めて居るのである。それが、昨日から御承知の如く、放火の事実を否認し、孵卵器のランプから失火したものだと言張して居る。陪審員諸君は、被告に同情せず、昨日からの裁判長の取調べに依り、証拠品を参考にして「然り」か「然らず」を決めて頂かなければならぬ。元来、放火事件程、捜査の困難なものはないとて、五十分に亘り、被告の性格、放火当時の家庭の経済状態、在来二回も保険金をせしめた事、孵卵器の構造等を縷々説示した後、被告の否認して居る事が果して事実か否かを充分噛み分けて貰ひたい。」

それより、宇和川弁護士の弁論に入り、午後二時陪審員一同別室に於いて、果して被告が放火したか否かの、然り然らずを協議した。

●「愛媛新報」昭和八年三月一二日

放火せるや 陪審員に主問

OM鬼義(三三)の放火事件の陪審裁判は、十一日午後四時三十分、宮脇裁判長より左の



如き主問が発せられ、陪審員一同別室に於いて協議した。

主 問

被告は、昨年五月二日放火の意志を以つて、自宅に放火せるものなりや否や。

陪審員一同の答申は、午後五時三十分を過ぎてもなか／＼提出されなかつたが、大体に於て「然り」と見られて居る。

● 「海南新聞」昭和八年三月一四日

□ □ 放火魔七年の判決

けふ言渡し

松山地方裁判所では、陪審裁判に附されてゐた、越智郡□□村字□□OM鬼義にかゝる放火事件は、既報の如く、十一日松野検事から懲役七年を求刑されてゐたが、十三日午前十時半、宮脇裁判長から求刑通り懲役七年（未決百五十日通算）の判決言渡しがあつた。

● 「愛媛新報」昭和八年三月一四日

陪審裁判で最初の実刑

放火犯に懲役七年

越智郡□□村字□□農業OM鬼義(三三)に係る放火事件の続行陪審裁判は、十一日午後七時、陪審員より「然り」の答申あり、松野検事はこれに対して懲役七年を求刑したが、

十三日午後一時、宮脇裁判長より懲役七年の判決言渡しがあつた。尚、本県に於ける陪審裁判中、実刑を科せられたのはこれが最初である（注、すでに②③事件は、実刑である）。

● 「大阪朝日愛媛版」昭和八年三月一五日

求刑通り七年の判決

放火被告へ

越智郡□□村OM鬼義(三三)に係る放火事件陪審続行公判を、十三日松山地方裁判所に開廷、被告は極力犯行を否認したが、陪審員の答申に本づき、宮脇裁判長より検事求刑通り懲役七年の判決言渡しがあつた。

⑥ 放火被告事件昭和八年三月二十二日判決

● 「海南新聞」昭和八年三月二〇日

保険魔の陪審公判

廿日松山地裁で

温泉郡□□町大字古□□荷馬車挽KT千吉(四三)が、七年四月一日自己所有の温泉郡□□町中□□一□□の瓦葺二階建住宅一軒に放火して、有体動産一切をも合してNH簡易保険との間に契約せる、保険金二千二百円を詐取せんとした放火事件は、陪審公判に附せらるゝ事となり、明廿日午前十時から松山地方裁判所陪審廷で、宮脇裁判長係、松野検

事関与、宇和川弁護士立会のもとに開廷される事となった。証人として、KTウラ、THコワキ、UMヨシエ、YN堯雄、HN源一、IU廣、MO熊太郎も喚問される。

●「海南新聞」昭和八年三月二日

□□の放火  
けふ陪審公判

温泉郡□□町大字古□□荷馬車挽きKT千吉(四三)にかゝる放火保険金詐欺被疑事件の陪審公判は、昨報の如く、二十日午前十時より松山地方裁判所陪審廷で、宮脇裁判長係、永山、松村両判事陪席、松野検事関与、宇和川弁護士立会のもとに開廷された。陪審員は、宇摩郡川之江町製紙製品製造業石川新(四十四)氏外十二名、証人としてKTウラ外六名も出廷。午前中は、事実審理の一部に終り、引続き午後も続行された。

●「愛媛新報」昭和八年三月二日

□□の放火事件  
当時の係官、証人に取調

温泉郡□□町大字古□□字中□□荷馬車挽きKT千吉(四三)が、昨年七月五日午前六時五十分頃、保険金詐取の目的で吾家へ放火した事件は、□□警察署又は予審廷に於ても放火と自認したが、公判廷に於ては否認し、終に陪審公判となったが、廿日其当時の司法主任

警部補渡邊龜吉氏を証人として松山地方裁判所へ出頭を命ぜられた。

●「海南新聞」昭和八年三月二日

□□放火犯然りと答申

温泉郡□□町大字古□□荷馬車挽きKT千吉(四三)にかゝる放火保険金詐取被疑事件は、二十日午前十時から松山地方裁判所で陪審公判が開かれ、証人調べがあったが、証人の供述は被告に不利で、陪審員は「放火せりや」に対して「然り」と答申し、検事は懲役六年を求刑、宇和川弁護人の減刑論があつて、深更十二時半閉廷した。判決言渡しは、廿二日である。

●「愛媛新報」昭和八年三月二日

□□の放火事件、六年を求刑  
陪審員「然り」と答申  
判決の言渡しは二十二日

温泉郡□□町大字古□□荷馬車挽きKT千吉(四三)にかゝる放火事件の陪審公判は、廿日午前十時から松山地方裁判所陪審廷に於て、宮脇裁判長係り、松村、永山両判事陪席、陪審員は松山高等学校教諭菊池清治氏外十二名列席、松野検事干与、宇和川弁護士立会の下に開廷された。

被告は、瓦葺二階住宅一棟を、昨年四月一日千五百円でNH簡易火災保険に入れてみたが、同年七月五日午前六時頃、炊事場で朝食の支度に使った七輪の残火を内庭の土間に落とし、床下にあった藁や松葉や鉋屑の中にそれを蹴込み、保険金詐取の目的で火災を起したものである。

宮脇裁判長は、型の如く事実調べを行ったが、審理は案外手間取り、遂に夜に入ったが、その結果陪審員の答申は「しかり」で、松野検事は懲役六年を求刑、判決は二十二日午前十時言渡す事となつて、けふ二十一日午前零時二十分漸く閉廷した。

●「海南新聞」昭和八年三月二三日  
放火に五年

既報の放火保険金詐欺被疑事件で、陪審公判に付されてゐた温泉郡□□町古□□KT千吉(四三)は、二十二日午前十一時、松山地方裁判所宮脇裁判長から、懲役五年(未決百五十日通算)の判決言渡しがあつた。

●「愛媛新報」昭和八年三月二三日  
□□の放火犯  
懲役五年の判決

温泉郡□□町大字古□□荷馬車挽KT千吉(四三)にかゝる放火事件の判決言渡しは、

二十二日午前十一時半から、松山地方裁判所刑事法廷に於て開廷。宮脇裁判長は、懲役五年(未決拘留百五十日通算)の判決を言渡した。

## 五 刑事判決書

松山における陪審公判の第一審刑事判決書は、松山地方検察庁に保存されている。また、  
②殺人及殺人未遂事件に関しては、上告審判決書謄本も同庁に保存されている。しかし、  
①事件放火被告事件の無罪判決は保存されていない。

### ②殺人及殺人未遂被告事件昭和4年12月26日判決

昭和四年十二月二十六日宣告

裁判所書記 島村正賢

昭和四年公第四一号

判 決

本籍並住居 愛媛県喜多郡□□村大字□□町□□番地

僧侶兼土木請負業

UTM覺善

明治二十一年五月□日生

右ニ対スル殺人、及殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事松井善太郎関与陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人覺善ヲ懲役十年ニ処ス  
押収物件中六連発ピストル一挺ハ之ヲ没収ス  
訴訟費用中陪審費用ヲ除キ其余ハ被告人ノ負担トス

理 由

第一、被告人覺善ハ昭和四年九月十三日午後五時過頃肩書居村大字□□所在弁財天移転敷地境内ニ於テ同業者ナル松山市K Z要吉及HD峯一カ共同シテ被告人ヲ突倒シテ殴打シタルヨリ被告人ハ此急迫ナル暴行ヲ防衛スル為メ其程度ヲ超エテ携帯セル自己所有ノ六連発ピストルニテ殺意ナクシテHD峯一ヲ射撃シ因テ同人ノ左側腹部ニ弾丸命中シ同人ヲシテ左下腿ノ麻痺并ニ左足運動障碍ヲ生セシメ  
第二、被告人覺善ハ前掲HD峯一ヲ射撃シテ同人ヲ負傷セシメタルニ依リ右兩名共同ノ急迫不正ノ侵害ナキニ至リタルニ拘ラス即時其場ニ於テ右ピストルニテ殺意ヲ以テK Z要吉ヲ射撃シ其弾丸同人ノ左上腹部ニ命中シ胃脘及腹腔内ノ大動脈ヲ貫通シ多量ノ出血ニ因リ同日午後八時五十分死亡スルニ至ラシメテ同人ヲ殺害シタルモノナリ  
被告人ノ第一ノ行為ハ刑法第二百四条ニ該当スルヲ以テ懲役刑ヲ選択シ第二ノ行為ハ同法第九十九条ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ右ハ同法第四十五条前段所定ノ併合罪ナルヲ以テ同法第四十七条第十條ニ依リ最モ重キ第二ノ罪ニ付キ定メタル刑ニ同法第十四條ノ制限ニ從ヒ加重シタル範圍内ニ於テ処断スヘク主文掲記ノ押収物件ハ被告人ノ所有ニ係ル判示犯行ノ供用物件ナルヲ以テ同法第十九條第一項第二号ニ依リ之ヲ没収スヘク主文掲記ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条ニ則リ被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス

仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和四年十二月二十六日

松山地方裁判所刑事部

裁判長判事 宮脇幸治 (印)

判事 森加重登 (印)

判事 黒田俊一 (印)

②―2 殺人及傷害上告事件昭和5年4月8日判決

昭和五年四月八日宣告

裁判所書記 戸澤五十三

昭和五年<sup>(れ)</sup>第一九一号

判 決 書

本籍並住居愛媛県喜多郡□□村大字□□町□□番地  
僧侶兼土木請負業

UTM覺善

明治二十一年五月□日生

右殺人傷害被告事件ニ付昭和四年十二月二十六日松山地方裁判所ニ於テ陪審ノ答申ヲ採択シ事実ノ判断ヲ為シテ言渡シタル判決ニ対シ被告人ハ上告ヲ為シタリ因テ判決スルコト左ノ如シ

本件上告ハ之ヲ棄却ス

弁護人宇和川濱藏上告趣意書一、当弁護人ハ弁護人佐海直隆ノ上告趣意書中原審裁判長ノ説示並ニ問書ニ関スル陪審法第四百条第五、第七号ノ趣旨ニヨル論点ハ全部是ヲ主張スルモノナリ 一、陪審法第七十九条ニ於テ裁判長ノ問ハ主問ト補問トニ區別シ陪審ニ於テ然リ然ラスト答ヘ得ヘキ文言ヲ以テ之ヲ為スヘシト規定セラレ主問ニ於テハ公判ニ付セラレタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評議セシムル為之ヲ為ス可ク補問ニ於テハ公判ニ付セラレタルモノト異リタル犯罪構成事実ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認メタル場合ニ於テ之ヲ為スヘク犯罪ノ成立ヲ阻却スル理由ト為ルヘキ事実ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムルトキハ所謂別問ヲ設ケテ陪審ノ評議ニ付スヘキモノナルコト疑ヲ容ル可カラス 一、問書ハ陪審員唯一ノ評議基礎ナルカ故ニ是ナクシテ答申ナク答申ナケレハ陪審ナキニ帰スルヲ以テ問ハ裁判所ノ為シタル説示ニ於ケル争点ノ総テヲ包含<sup>イ</sup>注、包含スルモノニアラサレハ陪審ノ骨子タル説示ト問書トノ事理ノ徹底ヲ欠キ陪審ノ意義ヲ没却スルモノト云ハサル可カラス 一、若シ夫レ陪審法第八十条ノ訴訟関係者ノ問、変更ノ申立ノ權利ノ如キハ是等ノモノニ対シテ問變更申立ノ權利アルコトヲ明カニシタルニ過キスシテ本件原審ノ場合ニ於テ弁護人等カ問變更ノ申立ヲ為サレシカ為ニ裁判長ノ問ヲ合法化スルモノニアラサルヤ多クヲ云フヲ須ヒサルナリ 一、而シテ原審ノ場合ニ於テハ佐海直隆上告趣意書ノ如ク説示ニ於テ上告人ノ行為カ正当防衛ナリヤ否ヤトノ説明ハ上告人殺意ノ有無ニ関スル所ナリ被害者HD并ニKZニ対スル上告人ノ行為カ其ノ本質的ニ違法ヲ阻却ス可キヤ否ヤニカ、ルヲ以テ殺人行為ナラハ正当防衛ニアラスト断定シ別問ニ於テ違法阻却ノ場合ヲ単ニ上告人ノ行為カ傷害ナリシ場合ノミヲ前提シタルカ如キハ不法ニシテ破毀ヲ免レサルモノト

思料ス 一、本件記録ノ全体ト犯行ノ動機犯情等ヲ検討シテ原審ノ刑ノ量定ハ特ニ著シキ不当過重ノモノニシテ刑事訴訟法第四百十二条陪審法第三百三条ニヨル上告理由アルモノト信スト云フニ在レトモ陪審法第七十九条第三項ニハ「犯罪ノ成立ヲ阻却スル理由ト為ルヘキ事実ノ有無ヲ評議セシムル必要アリト認ムルトキハ其ノ問ハ他ノ問ト分別シテ之ヲ為スヘシ」ト規定シアルヲ以テ訴訟関係人ヨリ叙上原由ニ属スル事実上ノ主張アリタルトキハ格別然ラサル限り其ノ問ヲ為スト否トハ当該承審官ノ自由ナル裁量ニ一任セラレタルモノニシテ唯其ノ裁量ニ依リ必要アリト認メタル場合ニ於テノミ為サルモノタルヤ明瞭ナリトス而シテ本件ニ於テハ原審裁判長ハ陪審員ニ対シ被告人カ殺意ナクシテHD峯一<sup>イ</sup>等ヲ射撃シタル場合ニ付正当防衛タルヘキヤ否ヲ問ヒ其ノ殺意ニ基キタル場合ヲ不問ニ付シタルモ是レ其ノ必要ヲ認メサリシカ為ニシテ尚被告人及弁護人ヨリモ其ノ場合ニ於ケル正当防衛ノ主張ナカリシコト記録上明ナレハ(後記佐海弁護人ノ論旨ニ対スル説明参照)右ノ説示ニハ何等ノ違法ナキモノト云ハサルヘカラス而シテ記録ニ拠ルニ原審カ被告人ニ科シタル刑其ノ犯情ニ照シ著シク不当ナリトハ思料シ難キヲ以テ論旨ハ其ノ理由ナシ

弁護人佐海直隆上告趣意書弁護人ハ右陪審公判ニ於ケル裁判長ノ説示ハ法律ニ違反シタルカ又ハ裁判長法律上ノ論点ニ関シ不当ノ説示ヲナシタルカニ帰スルモノナリト信スルカ故右判決ニ対シテハ陪審法第四百条ニ依リ上告ノ理由アリトナスモノナリ右公判ニ於テ裁判長ハ説示シテ曰ク「先ツ本件ノ争点ヲ明カニセンニ検事ハ被告人ハ被害者兩名ニ対シ殺意ヲ以テピストルヲ発射シ一名ニ対シテハ殺人一名ニ対シテハ殺人未遂ノ犯行アリト云ヒ被告人ハ被害者HDニ対シテハ全然無意識行為ニシテ無罪ナリト主張シKZニ対シテハ矢張り無責任ナリト主張スルモ此主張ハ見様ニヨリテハ過失ナリトノ主張トモ見ラレ而シテ弁

護人ヨリ傷害ナラスヤ然ラハ正当防衛ナラスヤトノ議論出テ防衛ノ程度ヲ超過シタリヤ否ヤノ点モ争トナル之ヲ要約スレハ 一、過失ナリヤ否ヤ 二、傷害ナリヤ否ヤ 三、正当防衛ナリヤ否ヤ、四、然ラハ防衛ノ程度ヲ超過スルヤ否ヤ 五、殺害ナリヤ否ヤカ争点トナル 一、被害者HDニ対スル争点ハ無意識ナルヤ否ヤナルヲ以テ過失ノ問題ニ該当セス被害者KZニ対スル点ニ付テハ過失ノ問題争トナル其ノ証拠ニ付テハ云々 二、傷害ノ意思トハ如何云々発射ノ認識アリト認メラル、証拠云々 三、正当防衛トハ如何云々反対ノ証拠云々正当防衛ヲ裏書スルカ如キ趣旨ノ証言云々 四、超過行為ナリヤ否ヤ云々 五、殺人ナリヤ否ヤ——無意識状態行為ナリヤ否ヤ云々依テ陪審員ハ以下ノ問ニ対シ答申セラレタシ——ト述ヘ而シテ裁判長ハ問書ニ付大体ノ説明ヲナシテ之ヲ陪審員ニ交付シ退廷セラレタリ以上ハ公判調書ヲ閲覽セサル弁護人カ当時立会シタル際ノ手記ニヨルモノナルカ恐ラク其ノ趣旨ニ於テ異ナル所ナキヲ信ス右説示中裁判長ハ争点ノ説明並問ニ付テノ説明ヲナスニ当リ被告人ノ所為カ殺人行為ナリトスレハ最早正当防衛行為ナリヤ否ヤノ判断ヲ許サス只被告人ノ所為カ殺人行為ニアラスシテ傷害行為ナル場合ニ於テノミ其ノ行為カ正当防衛行為ナリヤ否ヤノ判断ヲ要スルモノノ如キ説明ヲナシ弁護人怪訝ニ堪ヘサリシモカカカル不合理ノコトアルヘキ筈ナケレハ恐ラク弁護人ノ間違ヒナラン問書ハ別段朗読セラレス其ノ實際ノ内容ヲ知ルニ由ナカリシヲ以テ退廷後同僚ニハカリタルニ異口同音其ノ説示前陳ノ如ク不合理ニシテ弁護人ノ聞き違ヒニアラサルヲ知リタルヲ以テ恐ラク問書自体モ右不合理ノ趣旨ナルヘキヲ察シ直チニ立会島村書記ヲ通シテ問書ノ訂正方ヲ申出テタルモ時機ニ遅レタル申出ナリトテ其ノ意ヲ得サリシモノナルカ後ニ至リ其ノ問書ノ内容ヲ見ルニ果シテ弁護人カ怪訝ニ堪ヘス如何ニモ不合理ナリト聞き取りタル説示ニ基ク所ノ其ノ自体

又不合理極マル問書ナリ今公判調書ニ依レハ裁判長ノ説示弁護人弁論ノ要旨如何ニ記載セラレ居ルトスルモ此明確ナル問書自体ヨリシテ其ノ当時ノ説示ノ内容如何ハ十分ニ窺知スルヲ得ヘク裁判長ノ説示ハ到底法律ニ違反シタルカ又ハ法律上ノ論点ニ関シ不当ナルモノタルカヲ免レスト信ス蓋シ当時弁護人ハ被告人ノ所為ハ其ノ被害者HDニ対スルト被害者KZニ対スルトヲ問ハス正当防衛行為ニシテ被害者兩名共同ノ急迫不正ノ侵害ニ対スル防衛行為ナルコトヲ主張シタルモノニシテ其ノ殺害ナリヤ傷害ナリヤニ依テ其ノ主張ニ消長ヲ来スヘキ理由ナク只相弁護人ニ於テ極力被告人ノ殺意ヲ否認シテ或ハ過失傷害及過失傷害致死ナリト論シ或ハ傷害及傷害致死ナリト論シ或ハ全部心神喪失ノ間ノ無責任行為ナリト論シ弁護人ニ於テモ其ノ殺意ナキコトヲ力説シ傷害及傷害致死ナリトスルモノ之正当防衛ニヨルモノナリト結論シタルモ此趣旨タル殺人並殺人未遂ナリトセハソハ正当防衛ニヨルモノニアラストナスモノニアラサルハ事理ノ当然ニシテ苟モ被告人ノ所為カ正当防衛行為ナリト主張セル以上違法阻却ノ原因アリト主張セルモノニシテ其ノ殺人タルト傷害タルトニ論ナキナリ弁護人ハ公判調書閲覽ノ機ヲ失シ其ノ記述必スシモ調書ニ即セサルモノアラシク其ノ趣旨ニ於テ異ナル所アラサルヘク今調書ニヨル上告趣意ト法理上ノ議論並其ノ他ノ点ノ上告理由ハ之ヲ相弁護人ノ記述ニ譲リ右上告趣意申立候也ト云フニ在レトモ原審公判調書ニ依レハ佐海弁護人ハ原審ニ於テ被告人ノ行為カ単ニ傷害行為トシテ正当防衛ナルコトヲ主張シ殺人行為トシテ正当防衛ナルコトハ之ヲ主張セサル旨特ニ表明シタル次第ナレハ原審裁判長カ陪審員ニ対シ其ノ傷害行為タル場合ニ付テノミ正当防衛タルヘキヤ否ヤヲ問フニ止メ其ノ殺人行為トシテノ正当防衛ニ関シ問ハサリシハ違法ニ非ス而シテ後者ニ付テハ其ノ主張ナク又原審自ラ進ンテ其ノ有無ヲ陪審員ニ問フノ必要ナシト認メタルコト

前論旨ニ対シ説明シタル如クナル以上所論ハ要スルニ其ノ主張セサルトコロノモノヲ以テ原審裁判長カ正当ニ為シタル説示ノ違法不当ヲ云為スルニ帰スルモノト云フヘク其ノ理由ナシ

弁護人高野金重、宇和川濱藏上告趣意書第一点原判決ハ理由第二ニ於テ被告ハHD峯一ヲ射撃シテ同人ヲ負傷セシメタルニ依リ右峯一及ヒKZ要吉共同ノ急迫不正ノ侵害ナキニ至リタルニ拘ラスピストルニテ、殺意ヲ以テ要吉ヲ射撃シテ殺害シタル事実ヲ認定シ即チ最初ハ峯一要吉共同ノ急迫不正ノ侵害ナリシモ峯一ハ既ニ負傷シタルカ為（第一）「（事実）」両名共同ノ不正ノ侵害去リタルニ要吉ヲ射撃シタルハ被告ニ殺意アリタルモノナリト認定シタルモノ、如シ然レトモ被告ハ全然殺意ヲ否認シ且自己所持ノピストルカ要旨（注）要吉ニ奪取セラレントスルヲ以テ之ヲ防止スル際偶然発射セラレタリト抗争スルモノニシテ一面ニハ急迫不正ノ侵害未タ去ラサリシ事実ヲ主張シ他面ニ於テハピストルノ発射ハ自己ノ意思ニアラスト主張スルモノナルカ故ニ原判決ハ兩人共同ノ急迫不正ノ侵害ハ去リタルモ要吉ノ被告ニ対スル侵害モ亦去リタルヤ否ヤヲ判断セサルヘカラス詳言スレハ要吉カ被告ノ手ヨリピストルヲ奪取セントシタルハ被告ニ侵害ヲ加フルノ行為ナラサリシ事実ヲ判定セサルヘカラス然ルニ原判決カ二人共同ノ不正ノ侵害ノ去リシ事実ヲノミ認定シ要吉ノ被告ニ対スル侵害ノ去リシ事実ヲ認定スルコトナク全然侵害ノ除去セラレタルモノト認定シタルハ理由不備ノ不法アルモノト信スト云ヒ同第二点被告カ要吉ヲ射撃シタルハ要吉カ被告所持ノピストルヲ奪取セントシ互ニ奪合ヒタル際ナリトノ被告ノ主張ハ急迫不正ノ侵害ノ未タ去ラサリシ際ナリシコト即チ正当防衛ノ事実上ノ主張ヲ為シタルモノトス而シテ被告主張ノ如キ事実ナリトセハ刑法第三十六条第二項ニ依リ刑ノ減免セラレヘキコト勿論トス左レハ

被告ノ此主張ニ対シテハ原判決ハ其ノ事実ノ有無ニ付判断ヲ示サ、ルヘカラス然ルニ原判決カ此点ニ付陪審ノ意見ヲ聴クコトナク且何等ノ判断ヲ示サ、ルハ陪審法第九十七条ニ違背スル不法アルモノト信スト云フニ在レトモ原審公判調書ニ依リ原判示第二事実ニ対スル被告人ノ主張ヲ按スルニ其ノ主張タル結局被告人ハHD峯一ヲ射撃シタル後KZ要吉ト拳銃ノ奪合ヲ為シ居ル際偶然ニモ拳銃ノ装丸カ発射シ要吉ニ命中シタリト云フニ在リテ其ノ発射ハ無意識ノ動作ニ基クモノナルコトヲ主張スルモノニ外ナラサレハ之ヲ以テ要吉ノ急迫不正ノ侵害未タ去ラサリシ事実ヲ主張シ若ハ其ノ不正侵害ニ対スル正当防衛ヲ主張シタルモノト解スルヲ得ス而モ原判決ヲ視レハ第二判示事実ニ於テ被告人カ要吉ヲ射撃シタル際ハ峯一及要吉共同ノ急迫不正ノ侵害去リタルハ勿論要吉一個ノ侵害行為モ亦無カリシコトヲ判示シタル趣旨ナリト解スルニ難カラサルニ於テオヤ然レハ所論ハ被告人ノ主張ヲ正解セサルカ若ハ原判旨ニ副ハサルモノニシテ其ノ理由無シ同第三点原判決ハ理由第二ニ於テ被告人急迫不正ノ侵害ナキニ至リタルニ拘ラスKZ要吉ヲ射撃シタル事実ヲ認定セリ本件ニ於テ被告ノ手ニ依リテHD峯一カ負傷シKZ要吉カ射撃セラレタルコトハ殆ト争ナキ事実ニシテ被告ハ如何ナル場合ニ負傷セシメ射撃シタルヤカ唯一ノ問題ナリ從テ原判決認定ノ如ク被告カ要吉ヲ射撃シタル際ハ既ニ急迫不正ノ侵害ナキニ至リタルヤ若ハ侵害ノ継続セシヤハ犯罪ノ構成ニ関シ最モ問題ト為ル可キ事実ナルカ故ニ裁判長ハ此事実ニ付陪審ニ対シ其ノ事実並証拠ヲ説示シ答申ヲ求メサルヘカラス然ルニ原判決爰ニ出テス兩名共同ノ急迫不正ノ侵害ナキニ至リタルモノト独断シタルハ陪審法第七十七条ヲ看過シタル不法ノ判決ナリト信スト云ヒ同第四点被告カKZ要吉等ノ急迫不正ノ侵害ヲ防衛スルニ殺意ヲ以テ同人ヲ射撃シタルモノトセハ刑法第三十六条第一項ノ適用ヲ受クルコトナキモ同条第

二項ノ適用ニ依リ防衛ノ程度ヲ超エタル行為トシテ情状ニ因リ刑ノ減免ヲ受クルコトアルヘシ從テ被告ノ行為カ要吉ノ侵害ヲ防衛スルニ必要ノ程度ヲ超エタリヤ否ヤハ陪審ノ答申ヲ俟ツヘキ事項ナリトス〔原判決カ侵害去リタルモノト独斷シタルノ不法ナルコト前条ノ如シ〕然ルニ裁判長カ此点ニ関スル説示ヲ為スコトナク問書別問二ノ答申ヲ俟タスシテ判決シタルハ不法ナリト信スト云フニ在レトモ被告カK乙要吉ヲ射撃シタル点ニ付テハ原審ハ陪審員ヨリ殺人行為ナリトノ答申ヲ得之ヲ採択シタルモノナレハ之ニ依リ被告人カ要吉ヲ射撃シタル際ハ既ニ急迫不正ノ侵害ナキニ至リシ事実ヲ確定シ得ヘキモノニシテ其ノ確定ニ付特ニ陪審員ノ答申ヲ徴スルノ要アルコトナシ況ンヤ所論ノ如ク防衛過度ノ点ニ対シテオヤ論旨ハ孰レモ其ノ理由ナシ

右ノ理由ナルヲ以テ刑事訴訟法第四百四十六條ニ則リ主文ノ如ク判決ス

檢事大迫秀作関与

昭和五年四月八日

大審院第一刑事部

裁判長判事 横村米太郎

判事 遠藤 誠

判事 吉田 久

判事 草野豹一郎

判事 沼 義雄

右臆本也

昭和五年五月二十一日

大審院第一刑事部

裁判所書記 戸澤五十三 印

### ③殺人未遂被告事件昭和7年1月25日判決

昭和七年一月二十五日宣告

裁判所書記島村正賢 印

判 決

本籍 松山市□□町百□□番地

住居 愛媛県温泉郡道後□□町大字□□ MO貞市方

牛車挽

A Y 茂

明治四十四年一月□□□生

右ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ檢事松野平一関与陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判断ヲ為シ判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告人ヲ懲役三年ニ処ス

但未決勾留日数中九十日ヲ右本刑ニ算入ス

訴訟費用中陪審費用ヲ除キ其余ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ昭和六年八月二十七日夜道後□□町□ケ□町遊郭ニ赴キ貸座敷Yの家前道路ニ於テ同家ノ娼妓ヲ素見シ居タル際偶「チャンコロ」ト怒鳴リタルトコロ其附近ニ居タルYO



茂力之ヲ聞キ自己ヲ指シテ侮蔑シタルモノナリトテ再三被告人ヲ詰問シ剩ヘ男ナラ勝負セヨト申向ケ挑戦的態度ニ出テタル為メ被告人ハ大ニ憤慨シテ直チニ雇ハレ先ナル同町大字□□MO貞市方ニ立帰り同家座敷箆箆ノ抽斗ニアリタル貞市所有ノ日本刀ヲ持出シ翌二十八日午前零時三十分頃同遊郭内ニ於テ右日本刀ヲ以テYO茂ニ斬付ケ因テ同人ノ左側肩胛關節部左側前膊部右側拇指等ニ全治約百日ヲ要シ左腕ノ運動機能ニ障礙ヲ陥ス切創ヲ負ハシメタルモノナリ

法律ニ照ラスニ被告人ノ所為ハ刑法第二百四條ニ該当スルヲ以テ懲役刑ヲ選択シテ其所定ノ刑期範圍内ニ於テ処断スヘク尚同法第二十一條ニ依リ未決勾留日數中ノ一部ヲ本刑ニ算入シ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條ニ則リ負担ヲ定メ主文ノ如ク判決ス

昭和七年一月二十五日

松山地方裁判所刑事部

裁判長判事 宮脇幸治 印

判事 有地平三 印

判事 高松精二 印

#### ④殺人未遂被告事昭和7年3月19日判決

昭和七年三月十九日宣告

裁判所書記島村正賢 印

判決

本籍 愛媛県新居郡□□村大字□□三□□番地

住居 同県同郡□□町字□町

無職

F T 幸雄

明治四十年十二月□□日生

右ノ者ニ対スル殺人未遂被告事件ニ付当裁判所ハ検事松野平一関与審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

主文

被告人ヲ懲役六月ニ処ス

但裁判確定ノ日ヨリ三年間右刑ノ執行ヲ猶予ス

押収ニ係ル証第一号(出刃庖丁)ハ之ヲ没収ス

訴訟費用中陪審費用ヲ除ク其余ハ被告人ノ負担トス

理由

被告人ハ十七、八歳ノ頃ヨリ大阪市ニ出テ専ラ料理人トシテ自活シ居リシカ昭和四年六月頃実父ナル愛媛県新居郡□□町字□町FT左右方ニ帰来シ爾来同人ノ家業タル雜貨ノ販賣ヲ手伝ヒ居タルトコロ昭和五年六月頃左右ノ切望ニ依リ同人ノ情婦YGマツノノ娘ツル子ト結婚シタルカ素ヨリ被告人ハツル子ヲ嫌ヒ居リシヨリ幾何モナクシテ之ヲ離別シタルタメ其後左右トノ間柄兎角円満ヲ欠キ同年七月下旬頃被告人カ卒倒シ貧血及神經衰弱症ニ罹リ臥床シテ重態ナリシニ拘ラス左右ハ被告人ニ対シ十分ノ療養ヲ為サシメス剩サヘ病氣輕快ノ上ハ直ニ家ヲ出テ自活スヘキ旨申向ケタルヲ以テ被告人ハ一層左右ニ対シ不滿ノ念ヲ加ヘ左右カ斯克被告人ヲ冷遇スルハ畢竟マツノノ愛ニ溺レ同人カ左右ヲ使喚スルニ因ル

モノト邪推シマツノニ対シテモ深ク含ムトコロアリシカ一方被告人ノ病勢ハ遅々トシテ快方ニ向ハサル為メ左右ノ無情ヲ想起スルト共ニ煩悶懊惱ノ余世ヲ僂ミ自殺センコトヲ決意シ昭和六年十一月中旬頃病氣輕快ニ向ヒタル為メ再出稼シタキ旨詐リ近隣ナル丁Ⅰ恒二外二名ノ斡旋ニ依リ左右ヨリ其旅費トシテ金十五円ノ支給ヲ受ケ実家ヲ立出テ自殺ノ期ヲ窺ヒ居リシトコロ同月三十日午後十時三十分頃マツノカ左右方ニ赴キタルヲ確メ左右及マツノノ面前ニテ鬱積セル不満ヲ述ヘタル上自殺ヲ敢行セハ左右カ被告人ノ死ヲ悼ミ其ノ非行ヲ改メ一家ヲ円満ニ治ムルニ至ルヘシト思惟シ多量ノ催眠剤ヲ服用シタル上若シ之ニ因リテ死亡スルヲ得サルトキハ頸動脈ヲ切断シテ自殺センカ為メ自己所有ノ出刃庖丁（証第一号）ヲ携ヘテ左右方ニ立越シタルニ同家店土間ニ於テマツノカ左右ト対談シ居レルヲ目撃スルヤ憤怒ノ情一時ニ激発シテマツノニ対シ父と別レテ呉レヌカト言ヒ乍ラ左手ニテ同人ノ襟首ヲ捕ヘ右出刃庖丁ニテ数回マツノニ斬リ付ケ因テ同人ノ後頭部及左肩胛部ニ治療約二十日間ヲ要スル切傷ヲ負ハシメタルモノナリ

被告人ハ右犯行当時心神耗弱ノ状況ニアリタルモノナリ  
前記犯罪事実ハ陪審ノ評議ニ付シ判断ヲ為シ被告人カ判示犯行ノ当時心神耗弱ノ状況ニアリタルコトハ鑑定人難波江通明作成ノ昭和七年三月十六日附鑑定書ニ其ノ旨ノ記載アルニ依リ之ヲ認定ス

法律ニ照ラスニ被告人ノ判示所為ハ刑法第二百四条ニ該当スルヲ以テ所定刑中有期懲役刑ヲ選択シ其刑期範圍内ニ於テ処断スヘキトコロ被告人ハ本件犯行当時心神耗弱ノ状況ニアリタルヲ以テ同法第三十九条第二項第六十八条第三号ニ依リ法律上ノ減刑ヲ為シタル刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役六月ニ処スヘク尚犯罪ノ情状刑ノ執行ヲ猶予スヘキモノアリト

認め同法第二十五条ニ則リ本裁判確定ノ日ヨリ三年間右刑ノ執行ヲ猶予スヘク押収ニ係ル証第一号ハ本件犯罪ノ供用物件ニシテ犯人以外ノ者ニ属セサルヲ以テ同法第十九条ニ則リ之ヲ没収スヘク主文掲記ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ヲ適用シ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス  
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和七年三月十九日

松山地方裁判所刑事部

裁判長判事 宮脇 幸治 印  
判事 高松 精二 印  
判事 波多野義熊 印

⑤放火被告事件昭和8年3月13日判決

昭和八年三月十三日宣告

裁判所書記島村正賢 印

判決

本籍並住居 愛媛県越智郡□□村大字□□甲□□□□番地

農業

OM 鬼義

明治三十六年九月□□日生

右者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事松野平一関与ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコト

左ノ如シ

主 文

被告ヲ懲役七年ニ処ス

但未決勾留日数中百五十日ヲ右本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除キタル其余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

理 由

被告人ハ肩書地ニ於テ農業ノ傍養鶏業ヲ営ミ居タルトコロ近時家庭ニ不幸重リタル為メ出費嵩ミテ千余円ノ負債ヲ為スニ至リ其弁済方ニ苦慮シ居タル折柄昭和七年四月下旬居村信用購買販売利用組合ニ対スル金二百円ノ債務ニ付同組合理事T I亦市ヨリ嚴重ナル督促ヲ受ケタルカ到底支払ノ成算ナカリシヨリ囊ニ同月十八日父貞治ノ所有ニシテ現ニ貞治夫妻並ニ其家族ノ居住セル肩書地所在木造瓦葺ニ階建住居兼店舗及之ニ接続セル附属ノ納屋其他ノ建物並ニ右建物ニ収容セル有体動産ヲ目的トシテT S海上火災保険株式會社神戸支店ト保險金額ヲ四千円トスル火災保險契約ヲ締結シタル右被保險物ニ放火シテ之ヲ燒燬シ保險金ヲ受取り以テ債務ノ支払ヲ為サンコトヲ企図シ同年五月二日午前三時過頃家人ノ寢靜マルヲ待チテ右住宅ニ接続セル納屋ノ二階ニ上リ同所ニ積ミ重ネ在リタル竹製蚕座ニ石油ヲ振掛ケ燐寸ヲ摺リテ之ニ放火シ因テ右納屋及住宅ニ燃移ラシメテ之ヲ燒燬シタルモノナリ

右ハ陪審ノ評議ニ付シテ事實ノ判断ヲ為シタリ

法律ニ照スニ被告人ノ所為ハ刑法第百八条ニ該当スルヲ以テ有期懲役刑ヲ選択シ其刑期ノ範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役七年ニ処シ同法第二十一条ヲ適用シ未決勾留日数中百五十日ヲ

右本刑ニ算入シ陪審費用ヲ除ク其余ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七条第一項ニ則リ被告人ヲシテ之ヲ負担セシムヘキモノトス  
仍テ主文ノ如ク判決ス

昭和八年三月十三日

松山地方裁判所刑事部

裁判長判事

宮脇

幸治

印

判事

永山

嘉宏

印

判事

松村

禎彦

印

⑥放火被告事件昭和8年3月22日判決

昭和八年三月二十二日宣告

裁判所書記島村正賢

判 決

本籍 広島県佐伯郡□□村大字□□五□□□番地

住居 愛媛県温泉郡□□町大字中□□二□□□□番地

荷馬車挽

K T 千吉

明治二十四年十二月□□日生

右ノ者ニ対スル放火被告事件ニ付当裁判所ハ検事松野平一関与ノ上審理ヲ遂ケ判決スルコト左ノ如シ

## 主 文

被告人ヲ懲役五年ニ処ス

未決勾留日数中百五十日ヲ右本刑ニ算入ス

陪審費用ヲ除ク其余ノ訴訟費用ハ全部被告人ノ負担トス

## 理 由

被告人ハ昭和三年中ニ肩書住居地ニ住宅ヲ新築シテ荷馬車挽ヲ渡世ト為シ居タルモノナルトコロ近時不況ノ為メ収入少クシテ右住宅建築ノ際合名会社NT銀行ヨリ借受ケタル金七百円ノ負債ヲ支払フコト能ハス殊ニ昭和六年九月頃飲食店仲居UMヨシエト私通關係ヲ生シテヨリ同人ニ対シ毎月七八円ノ仕送りヲ為シ来リタル為メ家計愈々逼迫シ昭和七年六月頃ニ於テハ負債総額千百余円ニ達シタルヲ以テ右居宅及其敷地ヲ売払ヒテ整理ヲ為サムトセシモ買手ナク其弁済ニ窮シタル結果予テ同年四月二日被告人所有ニシテ自己及其家族ノ現住セル右居宅木造瓦葺ニ階建家屋一棟及同家屋内ニ収容セル有体動産一式ニ付NH簡易火災保険株式会社トノ間ニ保険金千五百円ノ火災保険契約ヲ締結シ居タルヲ奇貨トシ之ヲ焼燬シテ同会社ヨリ保険金ヲ取得シ負債整理ヲ為サムコトヲ画策シ居タル折柄同年七月五日午前六時過頃右住宅ノ炊事場ニ於テ朝食ノ支度ニ使用シタル七輪ノ残火ヲ十能ニ掬ヒ取リテ六疊ノ座敷ニ在リタル火鉢ニ入レムトシタル際過チテ其炭火一個ヲ右座敷ノ敷居ニ近キ内庭ニ落シタルヨリ其火ヲ使用シテ右住宅ヲ焼燬セムコトヲ決意シ直チニ足ニテ其火ヲ右六疊ノ座敷床下ノ藁枯松葉鉋屑等ノ散乱セル薪置場ニ其出シ入レ口ヨリ蹴リ込ミテ放火シ因テ右藁等ヨリ右住宅ノ一部ナル六疊ノ座敷床根太及座板等ニ燃エ移リ独立シテ燃燒作用ヲ継続シ得ル状態ニ達セシメテ焼燬シタルモノナリ

右ハ陪審ノ評議ニ付シテ事実ノ判断ヲ為シタリ

法律ニ照スニ被告人ノ判示所為ハ刑法第八條ニ該当スルヲ以テ同條所定ノ有期懲役刑ヲ選択シ其所定ノ刑期範圍内ニ於テ被告人ヲ懲役五年ニ処スヘク同法第二十一條ニヨリ未決勾留日数百五十日ヲ右本刑ニ算入スヘク陪審費用ヲ除キタル其余ノ訴訟費用ハ刑事訴訟法第二百三十七條第一項ニヨリ全部被告人ヲシテ負担セシムヘキモノトス  
依テ主文ノ如ク判決ス

昭和八年三月二十二日

松山地方裁判所刑事部

裁判長判事 宮脇 幸治 印

判事 永山 嘉宏 印

判事 松村 禎彦 印

## 六 陪審公判を担当した判検事・弁護士

松山における陪審公判を担当した判検事・弁護士は、前記「松山における陪審公判一覧表」の通りである。ここでは、判検事の履歴を『日本法曹界人物事典』以下、「人物事典」という、

『司法大観』(昭和三年版・昭和四年版)、『日本弁護士大観』(昭和三七年版)、『全国弁護士大観』(昭

和五二年版)などにより、弁護士については、岩泉泰著『海南之新人物』(大東通信社・一九三三年一月)、

安藤晋三郎編『愛媛県紳士録』(愛媛新報・一九三四年五月)、林滿繁著『県下第一線に躍る人々』(松山出版評

論社・一九三五年一月)、『昭和人名辞典』第3巻、愛媛新聞社編『愛媛県大百科事典』上巻・下巻(愛媛新聞社

・一九八五年六月）、愛媛県史編纂委員会編『愛媛県史』人物（愛媛県・一九八九年二月）などにより紹介しよう。

〔注1〕『日本法曹界人物事典』第1巻〜第5巻（ゆまに書房・一九九五年）は、第1巻に『帝国法曹大観』（帝国法曹大観編纂会・一九一五年一月）、第2巻に『帝国法曹大観』改訂増補（帝国法曹大観編纂会・一九二二年一月）、第3巻に『帝国法曹大観』改訂第三版（帝国法曹大観編纂会・一九二九年三月）、第4巻に『大日本法曹大観』（大日本法曹大観編纂会・一九三六年一月）、第5巻に『大日本司法大観』（大日本司法大観編纂所・一九四〇年七月）が、収録されている。

〔注2〕関根小郷編『司法大観』昭和三年版（法曹会・一九五七年七月）、寺田治郎編『司法大観』昭和四年版（法曹会・一九五七年七月）

〔注3〕法曹公論社編『日本弁護士大観』昭和三七年版（国際聯合通信社・一九六二年二月）、佐原泉編『全国弁護士大観』昭和五二年版（法曹公論社・一九七七年五月）

〔注4〕『昭和人名辞典』第3巻「近畿・中国・四国・九州篇」（日本図書センター・一九八七年一〇月）は、谷サカヨ著『第十四版大衆人事録』「近畿・中国・四国・九州」篇（帝国秘密探偵社・一九四三年九月）を底本とした複製本である。

〔注5〕市原成臣編『新日本人物大観』島根県（人事調査通信社・一九五七年三月）

〔注6〕「岡山の弁護士」編集委員会編『岡山の弁護士』弁護士制度百年記念（岡山弁護士会・一九七六年一〇月）

〔注7〕愛媛弁護士会会史編纂委員会『愛媛弁護士会百年史』（愛媛弁護士会・一九九六年三月）

〔注8〕衆議院参議院編『議会制度百年史』衆議院議員名鑑（大蔵省印刷局・一九九〇年一月）

## 1 判事

### ①小林右太郎（岡山判事参照）

●明治一九年四月一八日生、島根県那賀郡浜田町、明治四五年七月東京帝国大学法学部

学卒業、大正元年八月司法官試補・長崎地方裁判所詰、大正三年一〇月東京地方裁判所予備判事、大正三年一二月札幌区裁判所判事、大正五年九月西条区裁判所判事、大正八年六月松山区裁判所判事、大正一〇年四月松山地方裁判所判事、大正一二年一二月岡山地方裁判所判事、昭和三年七月松山地方裁判所部長、昭和四年一月広島控訴院判事、昭和七年四月岡山地方裁判所部長、昭和一二年一二月小樽区裁判所監督判事、昭和一四年五月釧路地方裁判所長（『人物事典』第1巻〜第5巻）、昭和一六年四月鹿児島地方裁判所長（『官報』昭和16・5・3）、昭和一八年三月熊本地方裁判所長（『官報』昭和18・3・27）、昭和二十一年二月大審院部長・退職（『官報』昭和21・2・20）、昭和二十二年六月弁護士登録・広島（『官報』昭和21・6・26）、昭和三八年五月五日登録取消・死亡（『官報』昭和38・7・20）

●広島弁護士会、浜田市瀬戸ヶ島出身、明治一九年四月一八日生、明治四五年東大法学部卒、大正三年東京地方裁判所兼東京区裁判所判事となり、札幌、西条、松山、岡山の各区裁、地裁の判事を歴任、広島控訴院判事、岡山地裁部長、札幌地裁判事兼小樽支部長を経て釧路、鹿児島、熊本各地裁所長を歴任、昭和二十一年大審院部長に補せられて退職、昭和二十一年五月現在地に弁護士を開業、従三位勳三等。「趣味」謡曲「宗教」浄土宗「家族」妻マサ・明治二五年生・京都女専卒「住所」広島市翠町一五七一「電話」広島中五六二七

（『新日本人物大観』島根県・昭和32年）

### ②黒田俊一

●明治三十一年三月一〇日生、徳島県板野郡撫養町、大正一三年四月東京帝国大学法学部法律学科卒業、大正一四年一二月高等試験司法科合格、大正一五年四月司法官試補・大阪地方裁判所詰、昭和二年一二月広島地方裁判所予備判事、昭和三年一〇月松山地方裁判所

判事、昭和五年八月西条区裁判所判事、昭和六年五月鳥取地方裁判所判事、昭和七年一月大津地方裁判所判事、昭和八年一月大阪地方裁判所判事（『人物事典』第3巻、第5巻）、昭和九年一月札幌控訴院判事、昭和十二年五月札幌高等裁判所判事、昭和二十七年一月高松家庭裁判所長、昭和三〇年一月福井地方裁判所長兼福井家庭裁判所長、昭和三五年二月依願退官・公証人（京都）（『司法大観』昭和32年・昭和42年）、昭和四三年三月依願免公証人（『官報』昭和43・3・14）、昭和四三年四月弁護士登録・京都（『官報』昭和43・5・24）、平成二年一月一日登録取消・死亡（『官報』平成2・3・13）

● 京都弁護士会、明治三二年三月一日日生、「本籍」徳島県、「事務所・自宅」京都市右京区鳴海春木町五十二、「電話」（四六二）七五〇七、昭和四三年弁護士登録、（一一一五七七）、大正一三年東京大学法学部卒、大正一四年高等試験司法科合格、福井地家裁所長、公証人。（『全国弁護士大観』昭和52年）

### ③ 荻原竹儀

● 明治三五年三月二八日生、埼玉県大里郡太田村、大正一五年四月日本大学法文学部卒業、大正一五年一月高等試験司法科合格、昭和二年三月司法官試補・東京地方裁判所詰、昭和三年一月広島地方裁判所予備判事、昭和四年六月松山地方裁判所判事、昭和四年一月岡山地方裁判所判事、昭和九年一月広島区裁判所判事、昭和一〇年二月三次区裁判所判事（『人物事典』第3巻、第5巻）、昭和一二年八月岩見沢区裁判所監督判事兼札幌地方裁判所判事、昭和十二応召、昭和一四年一〇月室蘭区裁判所判事、昭和一五年九月函館地方裁判所判事兼函館区裁判所判事、昭和一七年四月釧路区裁判所監督判事兼釧路地方裁判所判事、昭和二一年四月旭川区裁判所監督判事兼旭川地方裁判所判事、昭和二二年四月柏崎区裁判

所判事、昭和二二年五月新潟地方裁判所柏崎支部判事、昭和二二年一月柏崎簡易裁判所判事兼新潟地方裁判所柏崎支部判事（『官報』昭和23・1・24）、昭和二三年一月免本官・判事專任（『官報』昭和23・12・4）、昭和二四年一月兼新潟家庭裁判所柏崎支部判事（『官報』昭和24・2・3）、昭和二四年九月新潟地方裁判所新発田支部長兼新潟家庭裁判所新発田支部判事兼新潟家庭裁判所村上支部判事（『官報』昭和24・10・8）、昭和二六年六月前橋地方裁判所太田支部判事兼前橋家庭裁判所太田支部判事（『司法大観』昭和32年）、昭和三四年三月太田簡易裁判所判事（『官報』昭和34・3・24）、昭和三七年九月前橋地方裁判所高崎支部長兼前橋家庭裁判所高崎支部長兼高崎簡易裁判所判事（『官報』昭和37・9・18）、昭和三七年一月高崎簡易裁判所判事司法行政事務掌理者（『官報』昭和37・10・12）（『司法大観』昭和42年）、昭和四二年二月判事定年退職・簡裁判事退職（『官報』昭和42・3・28）、昭和四二年三月弁護士登録・埼玉（『官報』昭和42・4・20）、昭和五九年九月九日登録取消・死亡（『官報』昭和59・12・11）

● 埼玉弁護士会、明治三五年三月六日生、「出身」埼玉県「事務所」熊谷市本石二一五六、「電話」（二二二）〇二五一、「自宅」埼玉県大里郡妻沼町大字永井太田一一二五、「電話」（八八）一一九一、昭和四二年弁護士登録（一〇二八七）、大正一五年日本大学法学部卒、大正一五年高等試験司法科合格、昭和二年司法官試補、判事（広島・松山・岡山・広島・札幌・釧路・旭川・各地裁歴任）、新潟地家裁新発田支部長、前橋地家裁高崎支部長、副会長（二期）、調停委員、司法委員、参与員、埼玉県建設工事紛争審査委員。（『全国弁護士大観』昭和52年）

### ④ 官脇幸治（広島判事参照）

● 明治二二年六月一五日生、島根県安濃郡佐比壳村、明治三九年七月法政大学卒業、明

治四一年一二月判檢事登用試験及第、明治四一年一二月司法官試補・鳥取地方裁判所詰、明治四四年七月大曲区裁判所予備判事、明治四五年三月酒田区裁判所判事、大正二年五月弘前区裁判所判事、大正四年八月青森地方裁判所判事、大正六年九月五所河原区裁判所判事、大正七年七月仙台地方裁判所判事、大正九年一〇月岡山地方裁判所判事、大正一一年九月広島控訴院判事、大正一四年一二月広島地方裁判所部長（『人物事典』第1巻第3巻）、昭和四年一二月松山地方裁判所部長（『官報』昭和4・11・6）、昭和九年五月広島控訴院部長・退職（『官報』昭和9・5・30、31）、昭和九年五月公証人・広島（『官報』昭和9・5・31）、昭和二〇年八月六日死亡（『日本公証制度沿革史』昭和43年）

### ⑤森加重登

●明治三一年五月二九日生、呉市和庄町、大正一一年三月京都帝国大学法学部卒業、大正一一年五月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一二年四月東京地方裁判所詰、大正一二年一二月東京地方裁判所予備判事、大正一三年一月岡山地方裁判所予備判事、大正一四年六月岡山地方裁判所判事、昭和二年八月広島区裁判所判事、昭和四年六月松山区裁判所判事、昭和六年一二月尾道区裁判所判事、昭和七年一〇月広島区裁判所判事、昭和九年一二月下関区裁判所判事、昭和一二年一二月山口地方裁判所判事、昭和一四年三月広島控訴院判事（『人物事典』第2巻第5巻）、昭和一六年九月岡山地方裁判所部長、昭和一八年一二月広島控訴院判事、昭和二二年一月広島高等裁判所判事、昭和二三年一〇月広島高等裁判所松江支部長、昭和二四年四月広島家庭裁判所長（『司法大観』昭和32年）、昭和三二年四月長崎地方裁判所長兼長崎家庭裁判所長（『官報』昭和32・4・30）、昭和三六年五月広島地方裁判所長（『官報』昭和36・5・20）、昭和三八年五月定年退官（『官報』昭和38・5・31）、昭和三八年一二月弁護士登

録・広島（『官報』昭和39・1・18）、昭和五七年八月一九日登録取消・死亡（『官報』昭和57・10・16）

●広島弁護士会、明治三一年五月二九日生、「本籍」呉市、「事務所・自宅」広島市己斐西町四〇一〇、「電話」（七二）〇三五六、昭和三九年弁護士登録（八九二二）、大正一一年京都帝国大学法学部卒、同年司法官試補、判事（広島家裁所長、長崎家裁所長、広島地裁所長等歴任）。（『全国弁護士大観』昭和52年）

### ⑥有地平三

●明治三一年九月六日生、広島県蘆品郡有磨村、大正一二年一二月高等試験司法科合格、大正一三年三月東京帝国大学法学部法律学科卒業、大正一三年五月司法官試補・大阪地方裁判所詰、大正一五年三月福岡地方裁判所小倉支部予備判事、昭和三年二月鳥取地方裁判所判事、昭和五年八月松山地方裁判所判事、昭和七年二月西条区裁判所判事、昭和八年七月津山区裁判所判事（『人物事典』第3巻第5巻）、昭和一五年五月岡山区裁判所判事、昭和一八年一月鳥取地方裁判所部長、昭和二〇年三月岡山地方裁判所判事、昭和二年三月広島地方裁判所尾道支部長兼尾道区裁判所監督判事、昭和二二年一月岡山地方裁判所判事、昭和二四年三月岡山地方裁判所判事事務総括者（『官報』昭和24・4・15）、昭和二四年四月広島高等裁判所岡山支部判事、昭和二七年三月広島高等裁判所岡山支部長（『司法大観』昭和32年）、昭和三四年九月徳島地方裁判所長、昭和三七年一月依願免本官（『官報』昭和37・1・5）、昭和三七年一月公証人・岡山（『司法大観』昭和42年）、昭和四三年九月依願免公証人（『官報』昭和43・9・11）、昭和四三年一〇月弁護士登録・岡山（『官報』昭和43・10・23）、昭和五九年六月一二日登録取消・死亡（『官報』昭和59・7・10）

●岡山弁護士会、「生年月日」明治三一年九月六日生、「入会」昭和四三年九月三〇日、

「住所」岡山市箕島一七九、「家族構成」妻ミサヨ

約四〇年の永い裁判官生活の後に、弁護士になって法廷に入ってまず感じたことは、検察官・弁護士が法服を着けないのが何か異様に感じました。旧憲法の下では、裁判所構成法で判事・検事・裁判所書記は公開の法廷では一定の制服を着用し、その審問に参与する弁護士も職服を着用しなければならなくなっていたことは周知のとおりであります。裁判官の法服は紫の唐草模様の刺繍をし、検事は赤、弁護士は白、裁判所書記は襟に緑の模様のある法服で、裁判官のは唐草に桐の紋の刺繍でその数が区・地方裁判所・控訴院・大審院で異なっており、それに法冠を冠って居り、これ等の服装は聖徳太子のそれに倣ったものと聞いております。ところが終戦後は制服等の着用に関する規定がなく、一時は法服を着用したり、しなかったりまちまちでありましたが、昭和二四年に最高裁判所規則が制定せられて裁判官だけが米国に倣ったとかで着用することになりましたが、当時最高裁では、法服の着用の可否について、慎重に議論を重ねた結果着用することにし、裁判の画一性・客観性を表象する点にあるようですが、法服の着用は裁判官だけで考えるべきでなく、広く社会一般にその実情を認識して貰ってその可否を決めるべきで、何れにせよ着用するなら検察官も弁護士も着用すべきではないかと思えます。(岡山の弁護士 昭和51年)

●「有地平三」『全国弁護士大観』、法曹公論社・一九七七年六月)

#### ⑦高松精二(戦後、改姓・福田)

●明治三五年九月一二日生、福岡県三井郡山川村、大正一五年三月東京帝国大学法律科卒業、昭和二年一二月高等試験司法科合格、昭和三年四月司法官試補・福岡地方裁判所詰、昭和四年一月山口地方裁判所下関支部予備判事、昭和六年九月松山地方裁判所判事、昭

和七年一〇月呉区裁判所判事、昭和九年一月広島地方裁判所判事、昭和一二二年二月尾道区裁判所判事(『人物事典』第3巻、第5巻)、昭和一五年七月岡山地方裁判所判事、昭和二〇年一月広島控訴院判事、昭和二二年三月津山区裁判所判事、昭和二二年五月岡山地方裁判所津山支部兼岡山家庭裁判所津山支部判事、昭和二五年一月津山簡易裁判所兼岡山地方裁判所津山支部判事(『司法大観』昭和32年)、昭和二八年一二月津山簡易裁判所判事司法行政事務掌理者、昭和三二年退官、昭和三四年四月弁護士登録・岡山(『官報』昭和34・5・20)、昭和三七年五月登録取消(『官報』昭和37・6・11)、昭和三八年八月二六日死亡(『岡山の弁護士』昭和51年)

●岡山弁護士会、「生年月日」明治三五年九月一二日、「死亡年月日」昭和三八年八月二六日、「出身地」英田郡美作町、「事務所開設地」早島町、大正三年三月月東京帝大英法科卒業、昭和三年四月司法官試補、昭和四年一月判事、昭和三二年退官、昭和三四年四月岡山弁護士会入会、昭和三七年四月登録取消、二男恒二氏は東京弁護士会所属弁護士(『岡山の弁護士』昭和51年)

#### ⑧波多野義熊

●明治三八年二月一〇日生、山口県阿武郡生雲村、大正一五年一二月高等試験司法科合格、昭和二年五月弁護士登録、昭和四年三月陸軍三等主計、昭和五年三月東京商科大学卒業、昭和五年六月司法官試補・岡山地方裁判所詰、昭和六年一二月岡山地方裁判所予備判事、昭和七年二月松山地方裁判所予備判事、昭和七年一二月松山地方裁判所西条支部予備判事、昭和八年二月松山地方裁判所西条支部判事、昭和九年六月山口区裁判所判事、昭和一〇年一二月松本区裁判所判事(『人物事典』第4巻)、昭和一二二年九月東京区裁判所兼東京民事地方裁判所東京刑事地方裁判所判事(『官報』12・9・15)、昭和一三年一二月退職(『官報』昭和13・12・16)、



…商工事務官…、昭和二四年六月弁護士登録（官報）昭和24・11・5）、平成二年二月一日登録取消・死亡（官報）平成2・3・313）

●第二東京弁護士会、明治三八年二月一日生、「出身地」山口県、「事務所」東京都港区芝三田通新町一六田中ビル、「電話」（四五二）三三一五、「自宅」杉並区本天沼一三二六、「電話」（三九〇）四四五七、昭和二四年弁護士登録（五二三五）、昭和五年東京商科大学卒、大正一五年司法試験合格、昭和五年司法官試験補、昭和六〇一三年判事（岡山・松山・山口・松本・東京各地裁）、物価局事務官・鉱山監督局書記官・石炭庁長官官房庶務課長。渉外部委員、税務委員会委員、法律扶助委員会委員、非弁護士取締委員会委員歴任。（日本弁護士大観）昭和37年、「全国弁護士大観」昭和52年）

#### ⑨永山嘉宏

明治三一年三月二五日生、長崎県北松浦郡平戸村、大正一二年三月東京帝国大学法学部卒業、大正一二年五月司法官試験補・東京地方裁判所詰、大正一四年三月東京地方裁判所予備判事、大正一四年八月大分地方裁判所判事、昭和二年九月宇和島区裁判所検事、昭和四年一二月尾道区裁判所検事、昭和七年一〇月松山地方裁判所判事、昭和八年七月岩村田区裁判所判事、昭和一〇年一二月甲府地方裁判所判事、昭和一三年五月木更津区裁判所判事（人物事典）第3巻（第5巻）、昭和一七年六月八日市場区裁判所兼千葉地方裁判所八日市場支部判事、昭和二二年九月東京控訴院部長・退職、昭和二二年三月弁護士登録・長崎（官報）昭和22・5・1）、昭和三二年一月弁護士登録取消（官報）昭和32・3・9）、昭和三二年二月伊万里簡易裁判所兼佐賀地方裁判所伊万里支部兼佐賀家庭裁判所伊万里支部判事、昭和三五年四月神奈川簡易裁判所判事（司法大観）昭和42年）、昭和四三年三月簡易裁判所定年退官（官報）昭和43・3・27）、

昭和四三年四月弁護士登録・横浜（官報）昭和43・5・24）、昭和五二年五月三月一七日登録取消・死亡（官報）昭和52・5・17）

●横浜弁護士会、明治三二年三月二五日生、「本籍」長崎県、「事務所」自宅「横浜市緑区鴨居町一二〇八、「電話」（九三二）二〇三八、昭和四三年弁護士登録（一一一六六）、大正一二年東京大学法学部卒、元判事（全国弁護士大観）昭和52年）

#### ⑩松村禎彦

●明治三七年九月一五日生、東京市牛込区弁天町、昭和二年一二月高等試験司法科合格、昭和三年三月東京帝国大学法学部卒業、昭和三年四月司法官試験補・東京地方裁判所詰、昭和五年八月東京地方裁判所予備判事、昭和五年九月仙台地方裁判所予備判事、昭和六年五月青森地方裁判所予備判事、昭和七年二月宇島区裁判所判事、昭和七年一〇月松山地方裁判所判事、昭和九年一二月岡山区裁判所判事、昭和一二年三月広島区裁判所判事（人物事典）第3巻（第5巻）、昭和一五年八月浦和区裁判所検事、昭和一六年六月東京区検察庁検事、昭和一六年七月臨時招集、昭和二四年一二月ソ連より帰還・召集解除、昭和二四年一二月東京地方検察庁検事、昭和二六年一二月東京高等検察庁検事、昭和二九年一月最高検察庁検事（司法大観）昭和32年）、昭和三四年九月松江地方検察庁検事正、昭和三五年一二月奈良地方検察庁検事正、昭和三六年三月長野地方検察庁検事正、昭和三七年三月公証人・東京（司法大観）昭和42年）、昭和四九年八月依願免公証人（官報）昭和49・9・3）、昭和四九年九月弁護士登録・第一東京（官報）昭和49・10・28）、昭和五二年一〇月二二日登録取消・死亡（官報）昭和52・11・10）

●第一東京弁護士会、明治三七年九月一五日生、「本籍」東京都、「事務所」中央区日本橋三―四―一三新第一ビル六階、「電話」（二七八）八二二二―二一、「自宅」渋谷区本町

一―二七―二、「電話」(三七七) 五八九六、昭和四九年弁護士登録(一四四六)、昭和三年東京大学卒、昭和二年高等試験司法科合格、判事・検事(松江・奈良・長野各地検検事正)、昭和三七年公証人。(「全国弁護士大観」昭和52年)

## 2 検事

### ⑩ 帯刀吉五郎 (山口検事参照)

● 明治一三年一月一日日生、島根県簸川郡田義村、明治三四年七月日本法律学校卒業、明治四二年一二月弁護士試験及第、明治四三年一月弁護士登録・広島(官報)明治43・1・22)、明治四三年九月登録換・福井(官報)明治43・10・1)、大正六年九月(官報)大正6・9・18)、大正六年九月金沢地方裁判所兼金沢区裁判所検事(官報)大正6・9・12)、大正一〇年七月四日市区裁判所検事、大正一二年八月三次区裁判所検事、大正一三年一二月浜田区裁判所検事、大正一五年一二月松山地方裁判所検事、昭和四年一二月山口地方裁判所検事、昭和八年一二月米子区裁判所検事、昭和一一年五月岩国区裁判所検事(「人物事典」第2・5巻)、昭和一六年一月広島控訴院検事・退職(官報)昭和16・11・13)、昭和一六年一二月公証人・鳥取(官報)昭和16・12・11)、昭和二〇年一依願免公証人(官報)昭和20・11・6)

● 正四位勳五等、公証人(鳥取地方裁判所所屬)、鳥取市東町鳥取地方裁判所気付、「閱歴」島根県高田與四郎長男、明治一三年一月生れ、明治二三年帯刀乙吉の養子となる、明治三四年日本法律学校卒業、大正六年任検事、金沢地方裁判所兼同区、四日市区、三次区兼同支部、浜田区兼同支部、松山地方兼同区、山口地方兼同区、米子区兼同支部、岩国区兼山口地方岩国支部、各裁判所検事歴補、昭和一六年一月補広島控訴院検事と共に退職、

同月現職に就く、「家族」妻松子(明治二五年生)石川県渡邊二郎姉、長男正雄(大正元)、二女悦子(大正八)東京洋裁専門卒、三女美津子(大正一一)東京家政専門卒、長女美代子(大正五)は山口県桂質に嫁す(「昭和人名辞典」第3巻)

### ⑪ 松井善太郎

● 明治二六年一二月一五日生、福山市今町、大正九年七月日本大学専門部法律科卒業、大正一〇年九月判事検事登用試験及第、大正一〇年一〇月司法官試補・岡山地方裁判所詰、大正一一年七月東京地方裁判所詰、大正一二年六月東京地方裁判所予備判事、大正一三年一月松江地方裁判所判事、大正一三年八月松江区裁判所検事、大正一四年七月鳥取地方裁判所検事、大正一五年一二月松山区裁判所検事、昭和六年七月岡山区裁判所検事、昭和七年一二月玉島区裁判所検事、昭和八年八月相川区裁判所検事、昭和九年七月浜松区裁判所検事、昭和一一年九月水戸区裁判所検事、昭和一三年七月福岡区裁判所検事、昭和一四年一〇月長崎控訴院検事、爾後、長崎地裁・長崎控訴院・宮崎地裁・福岡地裁久留米支部・福岡地裁・福岡控訴院各検事(「人物事典」第2巻・第5巻)、昭和二一年一二月宮崎地方裁判所検事正、昭和二三年八月高知地方検察庁検事正、昭和二四年九月鹿児島地方検察庁検事正、昭和二七年三月退官、昭和二七年四月公証人・福岡(「司法大観」昭和32年)、昭和三八年一二月依願免公証人(「官報」昭和38・12・19)

### ⑫ 松野平一

● 明治二六年二月一八日生、岡山県苫田郡津山町、大正七年三月日本大学専門部法律科卒業、大正七年一二月判事検事登用試験及第、大正七年一二月司法官試補・東京地方裁判所詰、大正九年八月東京地方裁判所予備判事、大正九年一〇月秋田地方裁判所判事、大正

一一年九月郡山区裁判所判事、大正一二年八月広島地方裁判所検事、大正一三年一二月福山区裁判所検事、昭和三年七月鳥取地方裁判所検事、昭和四年一二月松山地方裁判所検事、昭和八年一二月山口地方裁判所検事、昭和一一年五月尾道区裁判所検事、昭和一二年二月広島控訴院検事、昭和一三年五月下関区裁判所検事（『人物事典』第2巻、第5巻）、昭和一八年三月大審院検事・退職（『官報』昭和18・3・31、昭和18・4・2）、昭和一八年六月弁護士登録・岡山（『官報』昭和18・7・16）、昭和二〇年八月二六日死亡

●岡山弁護士会、明治一六年二月二八日生、昭和二〇年八月二六日死亡、「出身」津山市、「事務所」津山市、大正七年日本大学専門部法律科卒業、大正七年一二月判検事登用試験及第・司法官試補（東京地裁詰）、大正九年一〇月秋田地裁判事から、大正一二年八月検事に転官（広島地裁）、郡山、広島、福山、鳥取、松山、山口、尾道各区裁検事を経て、昭和一八年四月大審院検事・退職、昭和一八年六月岡山弁護士会入会（『岡山の弁護士』昭和五年）

### 3 弁護士

#### ⑭清家俊三

●明治一三年一月一日生、「出身地」愛媛、「事務所」松山市一番町、「電話」松山六三二（『日本弁護士名簿』昭和4年）、明治三七年七月日本大学卒業、明治三八年一二月判事検事登用試験及第（『官報』明治38・11・25）、明治三八年一二月司法官試補・大分地方裁判所詰（『官報』明治38・12・28）、明治三九年二月依願免司法官試補（『官報』明治39・2・19）、明治三九年三月弁護士登録・松山（『官報』明治39・3・16）、昭和六年三月松山弁護士会長（『日本弁護士名簿』昭和6年）、昭和一一

年五月二二日死亡（『愛媛弁護士会百年史』平成8年）、昭和一一年五月二八日登録取消・死亡（『官報』昭和11・6・5）

●『海南之新人物』大正12年 愛媛政友会支部の幹部中最年少者であつて、然も比較的頭の穏健な、調和的要素にも富んだ、前途好望な論客は、此の人であらふと思ふ。西宇和郡の産みたる俊才の一人で、山村豊次郎氏の書生から身を起し、日本大学を卒業後、判検事試験に及第して司法官の列に入り、官海生活に泳いで見たが、感ずる処ありて弁護士となり、初め宇和島に開業し、後松山に転じたるもので、格別ハデな行方ではないが、商売の方も相応に繁昌し、社会方面にも人気を博して居るやうで、特に其の政治生活に入つてからは、他の齊々たる先輩を乗り越して、早く既に支部幹部格になり、県会議員となり、副議長となり、トン々拍子に持てて行き、大正十一年の選挙には市会議員に挙げられて、隠然一方に雄を為し居る。

人となり、能弁、敏慧、口八丁手八丁の闘士にして、稍や又将才をも兼ねて居るやうであるが、其の今日あるを致せる所以は、論客としてども、闘士としてども、策の人としてども、腕の人としてどもなく、何事にも自ら出娑婆つて、やり過ぎると云ふことのない、山村流の仕込が素を為して、其処に人気も集り、幸運も運り会はせたと云ふものであらう、と断するは非歟。

●『県下第一線に躍る人々』昭和10年 烈々火を吐く 政友会唯一の闘士 鎧袖一触敵を蹴散らす 元県会議長清家俊三氏

政友会本県支部には、曾ての支部長岩崎一高氏が、飛ぶ鳥も落とす副知事のソク称あつた当時は多士濟々だった。その統帥するところ、智謀帷幄の将久松完夫氏が、愛媛の安達

と人も我も許す、水際だった選挙の采配振り、今こそ老衰して起たぬが、野本半三氏の傲岸不屈の睨みや、東拓総裁で今を時めく高山長幸氏の人を食った剛軟折衷の表裏駆引、銀行家に納まった佐々木長治氏が政界華やかなりし頃は、正に支部の黄金時代であったと云へやう。清家俊三氏は、この黄金時代に烈々火を吐く、唯一の闘士として羽振りを利かせたものだ。兎角野次の半畳論旨が滅茶苦茶になり勝ちな政談演説で、清家一度登壇すれば敵を呑むの慨場を圧して、あのニガミばしった白哲顔面神経躍るよと見るまに、莊重懸河の熱弁に滔々聴衆を魅了し去るのだ。清家の論調は、いつの演説に於ても徹頭徹尾敵を仆し尽くす敵愾心裡が閃き、満身にみなぎる闘志は火に燃ゆる彼が眼ざし政敵は民政党だ。民政党の政策をコギ下し、民政党候補者をボロクソに攻撃して、凱歌を上げるところに彼の身上がある。

清家氏は、西宇和郡喜須来村の出身、本職は先刻御承知だが、飯より好きな政治を離れて清家なく、又清家と悪因縁を結ぶ政治ではある、県会に市会に出馬して頭角を抜んで、県会議長の要職にあった頃は、正に彼の政治家としての最上のコンディションにあった時代だ。彼は、大本現支部長よりも政治的閱歴から云へば先輩の部類に属するが、党結束のために代議士出馬を断念して、後進に道を拓き謙讓の美德を発揮してゐる所、貫禄の重味を示して人間清家の面目を反影するのだ。俊三朝臣は、頗る肌触りが悪い寄りつきにくいと初対面の人に印象を残すほど、彼はブツキリ棒だ、用事がなければ百年でも開口せぬ。ことそれほど必要以外のことにはシャベらないほどの謹厳を、持してゐるので彼の第一印象は頗る損な立場に立つ訳だ。清家さんは、現在政友会松山部会長、政治家としての第一線に躍ってゐるが、県会も市会にも席を置いてゐないで、手持無沙汰で髀肉の嘆を啣つてゐる。

所謂この儘、政治的生命を終へて了ふ訳でもあるまい。清家さんは、惑星の存在だ、一度蹶起すれば千里の野を衝き、騎虎の勢ひで華々しい政壇へ登場するであらう。

清家氏は、スポーツ趣味豊かな人、県体育協会副会長に納まって本県運動会をリードしてゆく若さ、松山人の老ひ込み引込思案の老人連が多い中に、道後グラウンド等に姿を見せる清家さんは、朝露にぬれたトマトのやうな新鮮澁澀さがある。本県政界のために、熱血、多感の好漢清家さんの益々自重試自愛を祈って止まない。

●『愛媛百科大事典』下・昭和60年 明治一三年一月一日〜昭和一一年五月二二日（一八八〇〜一九三六）政治家、西宇和郡喜須来村（現保内町）生まれ、明治三七年日本大学卒業、翌三八年判検事試験に合格後、大分地方裁判所にしばらく勤務し、明治三九年宇和島で弁護士開業、大正二年（一九一三）松山に転居して、松山弁護士会会長などに選ばれた。大正六年一月補欠選挙で県会議員に当選、以後連続して議席を保持、昭和三年一月〜昭和六年九月と昭和一〇年一月〜一二月の二度政友会から推され議長に就任、不偏不党の県会運営には定評があった。（高須賀康生）

●『愛媛県史』人物・平成元年 明治一三年〜昭和一一年（一八八〇〜一九三六）弁護士、県会議員・議長、明治一三年一月一日西宇和郡喜須来村（現保内町）で生まれた、大分中学校を経て、明治三七年日本大学を卒業した、明治三八年判検事試験に合格、司法官試験として大分地方裁判所で勤務の後、明治三九年宇和島で弁護士を開業、大正二年松山に転居、大正六年には松山弁護士会長に推された、大正六年一月県会議員補欠選挙で当選、以後昭和一一年五月死去するまで連続して県会に在り、昭和三年一月〜六年九月と昭和一〇年一月〜一二月の二度議長に選ばれた、政友会県支部の幹部であったが、不偏不党

の議会運営に徹した、松山電気軌道・伊予鉄道・海南新聞・久万索道などの取締役も歴任した。昭和十一年五月二二日五五歳で没した。

#### ⑮ 山本芳三郎

● 「出身地」愛媛、「事務所」西宇和郡八幡浜町、「電話」八幡浜一七八（日本弁護士名簿「昭和4年」、大正二十二年二月弁護士試験及第（官報）大正12・2・27）、大正二十二年一月弁護士登録・松山（官報）大正12・10・26）、昭和三十三年一月登録取消（官報）昭和34・1・17）、昭和三十三年一月今治簡易裁判所判事（官報）昭和33・12・25（26）、昭和三十六年八月五日死亡（官報）昭和36・8・12）

#### ⑯ 高橋英吉

● 明治三十一年一月一日生、「出身地」愛媛、「事務所」西宇和郡八幡浜町、「電話」——（日本弁護士名簿「昭和6年」、大正七年七月日本大学法科卒業（全国弁護士大観）昭和52年、大九年一月弁護士試験及第（官報）大正9・12・14）、大正一〇年二月弁護士登録・東京（官報）大正10・2・15）、大正十一年登録換・松山……、大正一五年一〇月登録取消（官報）大正15・10・29）、……昭和六年弁護士登録……、昭和二十一年四月衆議院議員当選9回・自由民主党（衆議院議員名鑑）平成2年）、昭和二十二年四月登録取消（官報）昭和22・5・30）、昭和二十二年七月弁護士登録・松山（官報）昭和22・8・30）、昭和三十一年七月登録換・東京（官報）昭和31・8・11）、昭和三十九年三月登録換・愛媛（官報）昭和39・4・28）、昭和三十九年六月登録換・東京（官報）昭和39・7・15）、昭和五十六年五月一日登録取消・死亡（官報）昭和56・6・27）

● 『愛媛県紳士録』昭和9年 明治三十一年一月十五日生、（原籍）西宇和郡八幡浜町白浜通、（現住所）同上、（職業）弁護士、（家族）父幸助、妻操、長男一、二男英兒、三男英三郎、長女英子、二女眞里子、（経歴）幼にして笈を負ひ東都に上り苦学日本大学に法

律学を修め、大正八年二十二歳にして弁護士試験に合格、大正十一年帰郷八幡浜町に弁護士を開業、大正十五年町会議員に当選、昭和五年町会議員に当選、昭和八年十二月県会議員に当選、昭和九年一月町会議員に三選、民政党西宇和部会総務。

● 『県下第一線に躍る人々』昭和10年 まゝよ捨身の戦法 白刃を潜った運命兒 八幡浜町政の実権を握る 男一匹高橋英吉氏

運命の魔が避け難い人生の苦杯を突きつけて「飲め」と迫った時、大声を上げてすゝり泣く男もある、大口をあげて最後の残滓まで一滴も余さず飲み干す男もある、県会議員、八幡浜町会議員高橋英吉氏は、即ち大口開けて敢然と飲み干す曲者（？）男一匹である。

高橋さんを八幡浜の町民は英先生と呼ぶ、勿論、先生と云はれるほどの莫迦ではない。八幡浜町政の実権を握る、オクタヴァスに対する、町民の間近い親しみと媚と尊敬の錯雑した意味が含まれてゐる。英先生ほどの過去に於て闘争の歴史を持った男も少い。二十有四歳にして高文司法科の難関を突破し、弁護士となったが、若い故に、鋭いが故に、世間に容れられず、狷介、世と比較する能はずして、幾度か白刃の下をくゞったことか、まゝよ捨身の戦法で運命の魔と戦ったことか——。英先生の性格は、古いセリフだが、青竹を割るやうなものだ、何事にもパリ／＼と大きな音を立てる。だから、かくれて秘かに仕事をやるのが出来ない。本人はコソリとやってゐるつもりだが、世間は英先生が何をやってゐるかちゃんと知ってゐる。そして、物のけじめが截然としてゐるだけに、纏まりやうが早い。この点は、そんじょそこいらにうよく／＼してゐる、政党屋さんとは自ら趣を異にしてゐる。最近の例で云へば、八幡浜港の内務省港湾指定問題など全く鮮かなもので、党長老山本達雄男を口説き落とすの巻は、蓋し白眉中の白眉で、あの調子で女を口説

くのため百九十九中だとは、一緒に行って振られて帰った精進男の泣き音である。

英先生の政治生活は、遙かの洋々たる大海原に船出したばかりだ。彼岸に光明はあるが、若しかしたら顛覆するかも知れない。漂流するかも知れない。然し、確固たる羅針盤は持つてゐるから、ノアの洪水がない限り今の所は大丈夫だ。

グレート八幡浜市建設を前提としての、最近の八幡町政は多事多忙である。その複雑なる町政に、英先生の務める役割は、内部から事務的に浦中町長を補佐する上甲助役とコントラストして、専ら上部から町会議員を押さへる鎮台である。然しながら、八幡浜町の上層建築が英先生を真髄とする鉄筋コンクリートであっても、町理事者は木造建築である、そこに白蟻の喰ひ込む間隙があり、八幡浜町の中島知久平等の暗躍の余地があるわけである。権力にたてつくもの、組織に反旗を翻すものは何日の世にも尽きない、この危機も町理事者の弱腰に鞭打って、どう云ふ風にさばるか、町民の眼はこの焦点に集中されてゐる、英先生度胸の男である。長曾根虎徹である。

それでゐて、思ひやりが深い伊予の吉田磯吉はどこまで伸びるか、筆者は愛媛県会に高橋英吉時代が来るものと信じて疑はない一人であるが、歴史の夜は深い。期して英先生の大成を待つ。

●『昭和人名辞典』第3巻・昭和62年 弁護士、八幡浜市白浜通、「電話」六二九一、「閲歴」本県幸助長男、明治卅一年一月生まる、日大卒業、大正八年弁護士試験合格、大正一〇年現地に開業、曩に県会議員に挙げられ、愛媛新報社長たり、「宗教」日蓮宗、「趣味」将棋、「家族」妻操大正元年生・高橋文太郎長女・八幡浜高女卒、長男一・昭和三年生、長女美子・昭和三年生、二男英兒・昭和五年生、二女眞里子・昭和六年生、三男英三・昭和

九年生

●『日本弁護士大観』昭和37年・『全国弁護士大観』昭和52年 東京弁護士会、明治三十一年一月一六日生、「本籍」愛媛県、「事務所」千代田区永田町一―一―二八平河町ビル七階、「電話」(五八二)七六〇一、(五八〇)三一六六、「自宅」小金井市貫井北三―三五―一、「電話」(八一)四八〇七・六九五三、大正一〇年弁護士登録(四五九六)、大正七年日本大学法科卒、大正九年弁護士試験合格、衆議院議員(一〇回)、同法務委員長(五回)、両院法規委員長、衆議院弾劾裁判所裁判長、同裁判官訴追委員長、同公職選挙法改正調査特別委員長(四回)、自民党愛媛県連会長、日本大学本部顧問、同大学理事(現在)

●『愛媛百科大事典』下・昭和60年 明治三十一年一月一五日〜昭和五十六年五月一日(一八九一〜一九八一)政治家、八幡浜大黒町の生まれ、一三歳で大阪の呉服店に奉公したが、一年後に上京、弁護士を志して法律事務所で書生をしながら日本大学法科入学、大正九年(一九二〇)二一歳で弁護士試験に合格、大正一四年八幡浜町議に当選して政界入り、昭和二一年四月衆議院議員に初当選、昭和四七年総選挙で敗れるまで九回当選した、国会では法務委員長など法務畑で活躍、また自民党県連会長を四期務めた。(高須賀康生)

●『愛媛県史』人物・平成元年 明治三十一年〜昭和五十六年(一八九一〜一九八一)弁護士、県会議員・衆議院議員、明治三十一年一月一五日西宇和郡八幡浜大黒町(現八幡浜市)に生まれた。経済的に恵まれず、明治四四年一三歳で大阪の平井呉服店に丁稚奉公したが、一年後に上京、弁護士を志して大洲出身の尾中勝也法律事務所で書生をしながら日本大学法科に入り苦学した、大正九年二三歳で弁護士試験に合格、大正一一年帰郷して八幡浜で法律事務所を開業した、大正一四年町会議員となり、以来市会議員・議長と任を重ね、憲政

会—民政党に所属して選挙運動や町政に関与した、昭和八年一二月補欠選挙で県会議員になったが、八幡浜町長浦中友治郎の疑獄事件に連座して昭和一〇年九月の任期満了と共に県政界から退いた。以後、弁護士を専業とするかたわら、鉱山事業を手伝い、武知勇記の要請で愛媛新報社長に就任したりした。政界の野望絶ち難く、昭和一七年四月の第二一回衆議院議員選挙に立ったが落選した。戦後、昭和二年四月の第二二回衆議院議員選挙に自由党公認で再出馬して初当選、念願の代議士になった。昭和二年佐々木長治らを誘って八幡浜で愛媛民主党を結成、これが発展して県政界保守派の統一団体となった。昭和二年四月第二三回衆議院議員選挙でも第三区で再選され、以後、昭和四七年一二月の第三三回衆議院議員選挙で落選引退するまで、九回当選を果たした。国会では法務委員長など法務畑で活躍、自由党支部長・自民党県連合会長を歴任して、県政界に寄与した。勲一等瑞宝章を受賞し、昭和四八年には県功労賞に選ばれた、昭和五六年五月一四日八三歳で没した。

●『議会制度百年史』衆議院議員名鑑・平成2年 愛媛県第三区選出、自由民主党、明治三一年一月生・愛媛県出身、日本大学法科に学ぶ、弁護士となる。八幡浜市会議員、同議長、愛媛県会議員となり、第一次吉田内閣の大蔵参与官、両院法規委員長、裁判官訴追委員長、選挙制度審議会特別委員、衆議院法務委員長、同公職選挙法改正に関する調査特別委員長、日本大学本部顧問、同大学理事となる。また愛媛新報社社長となる。日本自由党幹事、民主自由党総務、自由党総務、国会対策副委員長、自由民主党党紀副委員長、政調会文教部長となる。功労議員表彰、当選九回（22、26、28、29、31、32）、昭和五六年五月一四日死去。

#### ⑰佐藤義道

●慶応元年四月一九日生、「出身地」岡山、「事務所」喜多郡大洲町大字大洲、「電話」大洲四三（日本弁護士名簿「昭和4年」）、昭和二六年九月関西法律学校卒業、明治三三年一月判事検事登用試験及第、明治三三年一月司法官試験・丸亀区裁判所詰、明治三五年七月鳥取区裁判所判事、明治三九年一〇月米子区裁判所判事、明治四二年八月浜田区裁判所判事、大正二年五月西郷区裁判所判事、大正五年七月岩国区裁判所判事、大正八年六月大洲区裁判所監督判事（人物事典「第1巻・第2巻」）、大正一三年一二月退職（官報「大正13・12・18」）、大正一四年二月弁護士登録・松山（官報「大正14・2・28」）、昭和一一年五月登録換・岡山（官報「昭和11・6・5」）、昭和二一年三月二九日登録取消・死亡（官報「昭和21・5・24」）

●『岡山の弁護士』昭和51年 「生年月日」慶応元年四月一九日、「死亡年月日」昭和二一年三月二九日、「出身地」後月郡明治村、明治二六年九月関西法律学校卒業、明治三三年一月判事検事登用試験合格、司法官試験（丸亀区裁詰）、明治三五年七月鳥取区裁判所判事、その後、米子、浜田、西郷、大洲等の地方、区裁判事を歴任、昭和一〇年岡山弁護士会客員となる、昭和一二年岡山弁護士会入会

#### ⑱大隅吉廣

●「出身地」愛媛、「事務所」喜多郡大洲町大字中村、「電話」——（日本弁護士名簿「昭和4年」）、大正一一年三月弁護士試験及第（官報「大正11・3・27」）、大正一二年四月弁護士登録・東京（官報「大正11・4・22」）、大正一二年七月登録換・松山（官報「大正11・7・27」）、昭和一八年九月六日死亡（愛媛弁護士会百年史「平成8年」）、昭和一八年九月二一日登録取消・死亡（官報「昭和18・10・9」）

#### ⑲佐海直隆

●明治二〇年三月一五日生、「出身地」愛媛、「事務所」喜多郡大洲町大字大洲、「電話」大洲八三（日本弁護士名簿）昭和4年、大正四年五月東京帝国大学法科大学卒業（官報大正4・7・12）、大正四年六月弁護士登録・東京（官報大正4・6・15）、大正五年六月登録換・松山（官報大正5・6・21）、昭和一三年四月・昭和二一年四月松山弁護士会長（日本弁護士会沿革史）昭和34年、昭和二二年七月一三日死亡（愛媛弁護士会百年史）平成8年、昭和二二年八月九日登録取消・死亡（官報昭和22・10・13）

●『海南之新人物』大正12年 西宇和郡三瓶村の富豪佐海家に生れ、現に喜多郡大洲町に於て弁護士をして居るが、曾て宇和島中学校在学中に校長排斥運動をなし、君は其の張本人と目されたので退学し、直ちに八幡浜商業学校に入り同校卒業後、神戸高等商業学校に入学したが、同校就学中に日本の国状に発憤した。

乃ち政治若くば法律を以て世に立たねはならぬと感じ、半途にして慶應義塾の普通部に転じ、亜いで一高に再転し、大正四年東京帝国大学法科大学を卒業して法学士の学位を受けた。一時東京市に於て弁護士を開業してゐたが、大正五年帰郷して大洲町に開業したものである。現に帝大出の少壮法曹家として、南予法曹界の重鎮である。性情は磊々落落々として淡泊、酒豪家として聞へ、酔態聊か乱るの嫌ひがあつたが、大正十一年四月より感ずる処ありて自今禁酒を宣言したが、今尚之を断行してゐる人である。

●『愛媛県紳士録』昭和9年 明治二十年三月十五日生、（原籍）西宇和郡真穴村大字穴井三番耕地七百八十二番地、（現住所）松山市一番町二十一番地、（職業）弁護士、（家族）妻松代・明治三十一年二月二十五日生、長男直基・大正四年八月二十六日生、（近親者）元秋田県知事東京市助役菊池慎三、愛媛県書記官菊池璋三は従弟なり、（経歴）明治三十

二年宇和島中学に入り三年修業、八幡浜商業学校に入り三十八年卒業、同年神戸高等商業学校予科第二部に入り在校一年にして退学、上京慶応義塾普通部五年に入りて卒業、第一高等学校を経て東京帝国大学法科大学に入り大正四年卒業、東京に於て弁護士開業一ヶ年半後大洲町に移転、町会議員たる事二期、昭和六年六月松山市に移転弁護士従業、立憲政友会愛媛支部常任幹事たり。

●『県下第一線に躍る人々』昭和10年 沈滞せる地方法曹界に 万丈の気を吐く男 闘志と義侠心に燃える 弁護士佐海直隆氏

燃へるような闘争心を寸余の舌先に、法に肉迫する佐海直隆氏は、県下法曹界に於て宇和川濱藏氏と並び称られ、双壁と云はれてゐる程に、すべての点に秀抜たる男、——弁護士が法律をよく噛み砕き、その罪を、またはその正しさを、より強く頭と舌を以て護る職業であることは論を俟たない。だが真にこれを実践し得てゐる者は、現存の県下を全面的に見て驚くほど尠い——このことは誰しも認めるところであらう。徒らに私腹を肥やすことのみに腐心し、事務的なそして姑息な態度を技してゐる者が、随分ザラにある。

ところが佐海さんの場合であるが、これらの事実の前に氏は決して恥じない存在であらう。一度そのすべてを引き請けたが最後、大きな自信の下に正しく我無沙羅に突撃し、大衆擁護のためには全身これ捨身と云つた気概をもつてゐる。

西宇和郡真穴村の豪家に生れた彼は、誰からもお坊ちゃん扱ひにされてゐた。だがこの「お坊ちゃん」と云ふ世間の観念が覆へされた面白いエピソードがある。たしか佐海さんが宇和島中学在校当時であつた。当時の校長は誰だつたか生徒に嫌はれ、その校長も横暴な態度に出たので遂に火花は爆発し、生徒間に猛烈な校長排撃運動が捲き起こされた。だ



が時代は未だ封建的色彩を帯びてゐた、三尺下って師の影を踏まずの時代である。結局生徒側の敗北となり間もなく「学生に聞らず不穩な行動に出た」と云ふ理由がよくある筋書通り、犠牲者を出さねばならなくなった。この時「全部僕が引き請けた」と云つて、その責めの全部を一人で背負ひ、学校を飛び出した一人の生徒があつた。この生徒こそ今その強い義侠心と闘争心で県下第一線にある彼、佐海氏に外ならない。

宇和島中学を飛び出した彼は、八幡浜商業を出て、神戸高商に入り、当時の目標としてゐた実業界乗出しから一転、政治と経済究明に転向した。慶應義塾普通部に転じ、更に東京帝大法科に再転し、大正四年卒業と同時に弁護士試験を受け、多数の競走者を尻目に悠悠パス、先づ東京で開業した。

これまでの彼は、すべてに於て全くの過渡期だった。彼が本格的に社会に乗出したのは、大正五年帰郷してからである。現在は、喜多郡大洲町に事務所を置いてゐるが、松山が事実上の活動舞台となつてゐる。彼は、単に弁護士として手腕家であるのみではない。最近には、政治的にも驚くほど躍進し、その先天的な雄弁と手腕は、特に地方の青年層から大きな支持を投げかけられてゐる。宇和川濱藏氏が、極端な民政色を現はしてゐるに對し、彼は政友会にあつて愛媛支部の常任幹事、松山部会幹事長として重要な地位にある。

ともあれ、佐海さんはまだくこれからの人であり、眠つてゐるやうな現在の地方法曹界は勿論、政界に於て無くてはならない、絶対的な存在である。

●『昭和人名辞典』第3巻・昭和62年 県会議員、市会副議長、弁護士、松山市一番町、「電話」四二一、「閲歴」本県貴廓三男、明治廿年三月一日西宇和郡に生まる、大正四年東大法科卒業、東京に弁護士開業、大正五年郷里大洲町に転じ、町議二回、昭和六年現地に

転ず、昭和一四年県議に当選、昭和一五年県参事会員に推さる、「宗教」禅宗、「趣味」碁、「家族」妻マツヨ・明治三一年生・広島高女卒、長男直基・大正四年生・日大卒、長女菊子・大正元年生は広島県白石實に嫁す。

●『愛媛県史』人物・平成元年 明治二〇年〜昭和二二年（一八八七〜一九四七）、弁護士、県会議員、明治二〇年三月一日西宇和郡真穴村穴井（現八幡浜市）で豪農の家に生まれた、明治三二年宇和島中学校に入ったが、三年のとき校長排斥同盟休校の主犯者として退学処分を受け、八幡浜商業学校に転入した、神戸高等商業学校・慶應義塾・第一高等学校を経て、大正四年東京帝国大学法科を卒業した。大正五年帰郷して大洲で弁護士を開業、昭和六年松山に移り、昭和九年市会議員を経て、昭和一四年九月〜二二年四月県会議員に在職した、昭和二二年七月一三日六〇歳で没した。

## ②0 檜垣喜太郎

●「出身地」愛媛、「事務所」松山市一番町、「電話」松山四二一（日本弁護士名簿 昭和7年）、明治四四年一二月京都帝国大学法科大学（官報 明治45・7・16）、明治四五年二月弁護士登録・松山（官報 明治45・2・21）、大正七年四月・昭和四年四月・昭和九年四月松山弁護士会長（日本弁護士名簿 大正7年・昭和4年・昭和9年）、昭和一三年五月四日午前五時脳溢血にて急逝（法律新聞 昭和13・5・10）、昭和一三年五月三日登録取消・死亡（官報 昭和13・6・9）

●『海南之新人物』大正12年 硬直苟も枉げず、磊落細故に拘泥せず、亭々として、孤松の巖頭に聳ゆるが如き慨ある者、我法曹界に於ける檜垣喜太郎君其の人と為す。明治十四年越智郡朝倉村の産みたる一異材にして、早稲田中学、第一高等学校を経て、明治四十四年京都帝国大学法科を卒業し、翌明治四十五年帰郷して弁護士の登録を受け、爾来訟廷の人

となつて居るのであるが。趣味を政治に有し、曾て松山市より推されて市會議員となり市参事會員に挙げられ、一面市政に貢献する処少からざると同時に、一面又政友会愛媛支部幹事に挙げられて、党の枢機に参画すること多年、為めに幹部に一異彩を添ゆるの觀ありしが、大正九年衆議院議員総選挙の事あるに際し、支部長岩崎一高氏の為す処に慊焉たらざるものあり、慨憤の極幹部会席上に同氏を面責し、且つ幹部の腑甲斐なきを罵倒して、袂を払つて同党を去り、今は即ち普選派の重鎮として隱然一敵國の觀を為して居るのである。

人となり寡慾、恬淡、能く飲み、能く談じ、能く笑ひ、能く泣き、天真爛漫、些の粉飾なく、虚偽なく、邪無く、其の人の善を揚げ美を称し、徳を謳歌するを歡ぶこと音楽を聴くが如く嬉々たるに反して、苟くも其の意に充たざるものあるに際しては、敢然として立つて之を摧き、寸隙でも仮籍するを喜ばず、此の点に於ける彼の性格は、検事として好適の材にあらずやと評するものもあるが、然も一たび諒解するに及んでは、乃ち光風霽月、復旧悪を思はざるの襟度を持った丈夫児でる。

●『法律新聞』昭和13年5月10日 弁護士檜垣喜太郎氏（松山）は、昭和一三年五月四日午前五時脳溢血にて急逝した。氏は、明治四十四年京都帝大法科卒業、弁護士たること実に二十一年、其間市會議員、県會議員に選ばれた、行年五十九歳、葬儀は六日午後四時市内末広町法隆寺に於て嚴肅に執行された。

#### ②井上源一

●「出身地」愛媛、「事務所」宇和島市広小路、「電話」宇和島八（日本弁護士名簿 昭和7年、明治三六年七月明治大学法科卒業、明治四〇年十一月弁護士試験及第（官報）明治40・11・28、

明治四〇年十一月弁護士登録・東京（官報）明治41・1・10）、明治四三年三月登録換・松山（官報 明治43・3・12）、昭和二八年一月一六日登録取消・死亡（官報）昭和28・2・14）

●『海南之新人物』大正12年 北宇和郡出身の一秀才、少年苦学して其の成績夙に見るべきものあり、後上京して明治大学に学び、明治三十六年同校法科を卒業し、明治四十年弁護士試験に合格して、歸りて二十九銀行に入り、宇和島支店支配人として行務を扱つて居たのであつたが、大正五年辞して弁護士を開業することゝなつた。

人となり、快活、雄弁、趣味を政治に有し、大正三年町會議員に挙げられ、大正十年市會議員に當選して、市政に対する努力を払つて居るのであるが、其の理想とも見るべき平素の主張は、非常に進歩したる自由平等主義の実現にして、現代政党の腐敗を慨し、之れが改造に向つて全力を尽すの決心を以て奮闘しつゝ在り、宇和島市青年界の中堅的人物として認められて居る一名器である。

#### ②宇和川濱藏

●明治一七年二月一日生、「出身地」愛媛、「事務所」松山市一番町、「電話」松山二一〇（日本弁護士名簿 昭和8年）、明治三七年十一月弁護士試験及第（官報）明治37・11・26）、明治三八年三月弁護士登録・東京（官報）明治38・3・29）、明治三八年七月中央大学法科卒業、明治四一年一二月登録換・松山（官報）明治42・1・14）、大正五年・大正六年・昭和三年・昭和一六年、昭和二〇年・昭和二五年・昭和二六年・昭和二八年・昭和二九年各四月松山弁護士会長、昭和三〇年五月八日登録取消・死亡（官報）昭和30・6・10）

●『海南之新人物』大正12年 舌を以て世渡りの武器とする弁護士には珍しき寡言の人、嘘を以て商売の秘訣とする訟庭稼業者には不似合なる真面目な士であつて、然も機知瀟灑、

計画周到、識量亦相応に豊富にして、愛媛県憲政会内に於ける張子房を以て目せらるゝ処の者は此の人であらふ。温泉郡山内村の出身で、明治三十七年中央大学を卒業し、三十八年弁護士試験に合格、三十九年松山市に開業して、今日に至れるものであるが。深く趣味を政治上に有し、大正三年松山市会議員に再選する共に副議長に推され、復又幾干ならずして議長となり、現に憲政会支部幹事として地方政界の機務に参画して居るのであるが、年齢かに三十八歳、之れを政界に求むるも将又法曹界に求むるも、多く其の儔を見ざる新進有望の俊材として推重すべきである。

●『愛媛県紳士録』昭和9年 明治十七年二月一日生、(原籍)松山市一番町二十一番地、(現住所)同上、電話二一〇、(職業)弁護士、(家族)妻文野・明治十九年十月二十日生、長女久江・明治四十一年四月一日生、長男一正・大正元年二月九日生、三男泰藏・大正八年十月六日生、四男文太・昭和二年二月十八日生、五男武雄、(経歴)君は温泉郡山内村の人、曾て松山中学に学びしが感ずる処ありて上京し、東京正則英語学校並に国民英学校に入り、明治三十五年中央大学の前身法学院に入り、明治三十八年優等の成績を以て同校を卒業せり、尚君は同大学二年にして弁護士試験に応じ、多数受験者中六番の成績を以て合格、時に君年齢僅かに廿一、後岡村法学博士の法律事務所に入りて実地研究、明治三十九年末松山に帰りて開業す。明治四十三年松山市会議員に当選し、市参事会員に挙げられ、次いで大正三年の改選並に大正七年及び昭和五年の改選に第四回目市会議員に当選、此間市参事会員・副議長並に議長たりし事二回、大正五年及び昭和四年弁護士会長に推さる、尚君は憲政会愛媛県支部幹事以来支部幹事、松山部会長に任して政党のために尽瘁し、現に民政党支部顧問たり、大正十二年及び昭和六年改選に当り県会議員に当選、参事会員

たりしことあり、現に県会議長たるは人の到る処なり。

●『県下第一線に躍る人々』昭和10年 雄弁で莊重 名議長の腕の冴へ 酒豪も命のため  
に盃と絶縁 県会議長宇和川濱藏氏

話は一寸旧聞に属するが――、昭和九年一月四日、松山市会議員の総改選が行はれた、市長井上久吉、助役清水勇三郎氏の両氏をバッテリーとする政民の合同劇に対して、佐伯保、檜垣喜太郎氏等の革新会は、これを野合なりと称して暴露戦術に出た、政民両派を一丸とする市長派は遊喜座に国技座に政見発表の大演説会を開いて、松山市政の円滑な発展の為に、政民は従来の私情を根底から放棄し去って、井上、清水の結合による協調が、九万市民の声だと強調した。我が県会議長宇和川濱藏氏は民政党を代表して演壇に立ったが、ナダレかゝった群集は宇和川さん目掛けて殺到したが、宇和川さんはビクともしない、諄々として、自治行政がこれまで政争の具に供せられたが為に仕事が出来なかつたが、協国一致内閣の下に協市一致、九万の幸福を即ち最大多数の人々の最大幸福を力説し、今更ながら宇和川さんの度胸と意気と熱と識見と、而してその流れるが如き論詞の莊重ぶりに市民は驚嘆したものだ。

宇和川さんは、弁護士で県会議長である。出来るとは知つてゐても、あゝまで頭が冴え、クソ度胸で落ちついてゐやうとは誰も思つてゐない、唯の弁護士じゃない、曲物(?)だとの概念が一層深く市民に植え多つけられ、頼もしがられたのも無理はない、宇和川さんほどの「飲みすけ」は一寸類がない。その宇和川さんが酒をやめた、といふのだからこれ又驚く。宇和川さんの飲みぶりと云つたら、花柳界を泳ぎ廻って飽きると、次はカフェー街に乗り出して「ウー先生」でもてはやされ、地廻り?連中にたかられ時には立ち廻りさ

え演じた当時の宇和川さん。酒のために水膨れにふくれて、もう何年もは生きられまいと思はれてゐたのに、心臓病が契機となつて一昨年の七月一日ブツツリ酒と手を切つて人々をあとと言はせたもので、それ以来決してサカズキを取らない。これだけでも如何に宇和川さんが強い意志の所有者か十分窺はれる。ヨモダの宇和川、短命の宇和川と云はれた氏が、禁酒を断行して一躍「仕事に熱心な宇和川」となつたわけで、氏がサカズキと縁を切つたことは明かに命と金とを完全に獲得したものと云へる。

春秋の筆法を以てすれば「宇和川氏の心臓病宇和川氏を救ふ」といふことになる。二一歳にして弁護士試験に合格し、二七歳で松山市会議員に当選した。これだけで宇和川さんが如何に非凡な人物か知られる。昭和五年普選第一回の市議選挙に最高点で当選し議長で納まつたが、其の議長ぶりは実に鮮やかなもので、当時今治市の名市会議長と云はれた坂田庄三郎氏が松山市会を見て「宇和川氏の議長ぶりは正に日本一」と感心したのは有名な話である。

大正十二年に県会座に登場しては、松本經愛議長を補佐した西村副議長の参謀総長として活躍し、故清家吉次郎氏を議席から追出す策を講じた時の如き、現松山商工会議所の山本理事（当時県庶務課勤務）を海南新聞社の階上へ呼出して速記録を調べ上げ、材料を蒐集して遂に清家追出しに成功したといふ逸話もある。

昭和六年の選挙で県会に返り咲いた氏は、西村兵太郎氏の後を受けて昨年県会議長に椅子に就いたが、議長としての腕の冴えは実に素張らしいもので、敵も味方も舌をまいて驚いた、雄弁で重みのある点では県下にならぶ者なく、頭がよくて雄弁で法に明るい以上、弁護士として悪からう筈はなく、氏は実に其の方でも第一人者として知られてゐる。既に

市会議長、民政党松山部会長までもやてゐる。それでゐて年やつと今年五十一、まさにこれからといふ処である。

●『昭和人名辞典』第3巻・昭和62年 県会議員、市会議長、大政翼賛会県支部参与、松山製氷(株)取締役、弁護士、(綜合所得税)年額二三九円、「閲歴」明治十七年二月一日生る、明治卅八年中央大学卒業、岡村法律事務所に入り、明治卅九年独立開業、明治四三年以来市会議員当選六回、市会議長二回、県会議員当選四回、昭和十六年十一月県参事会員に推さる、曩に愛媛新報取締役たり、「宗教」真言宗、「趣味」盆栽、「家庭」妻文野・明治十九年生・本県菅井重良二女、長男一正・大正六年生・東大法学部卒、正七位陸軍主計大尉・陸軍經理学校教官、三男泰藏・大正八年生・京大卒、四男文太・昭和二年生・松山中在学、五男武男・昭和二年生・同校在学、長女久江・明治四十一年生は本県松本宗に嫁す。

●『愛媛百科大事典』上・昭和60年 明治一七年二月一日〜昭和三〇年五月八日(一八八四〜一九五五)政治家、温泉郡川内町の生まれ、松山中学(元松山東校高)を中退して上京、明治三五年東京法学院(現中央大学)に入り、二年生二二歳の時、弁護士試験に合格した。帰郷して松山で弁護士を開業、明治四四年松山市会議員になり、以来昭和一七年まで昭和初期の一時を除いて市会に列し、議長に四度選ばれた。また大正一二年(一九二三)より一期と、昭和六年以後二二年まで県会議員を兼ね、民政党から推されて、昭和八、九年と同一三、一四年に県会議長をつとめた。(高須賀康生)

●『愛媛県史』人物・平成元年 明治一七年〜昭和三〇年(一八八四〜一九五五)、弁護士、松山市議会議長、県会議員・議長、明治一七年二月一日下浮穴郡河之内村(現温泉郡川内村)で生まれた、松山中学校を中退して上京し、正則英語学校・国民英学舎を経て、明治

三五年東京法学院（現中央大学）に入学、同院二年生二二歳のとき弁護士試験に合格した、明治三八年岡村法律事務所で実地研修後、明治三九年松山で弁護士を開業した、明治四四年松山市会議員となり、以来昭和一七年まで昭和初期の一時期を除いて在職、大正九年一一年、昭和五年一九月、一〇年一七年と三度議長を務めた、大正一二年九月一昭和二年九月、六年九月一二年九月四期県会議員になり、昭和八年一月一九月一二月、一三年一二月一四年九月県会議長に選ばれた、党派は憲政会一民政党に所属、同県支部幹部の一人であった、松山弁護士会会長などにも推された、昭和三〇年五月八日七一歳で没した。

## 七 おわりに

本稿を以て、広島控訴院管内における陪審裁判に関する資料集の編集は完結した。そこで、これらの資料集の解題を、緑大輔北海道大学大学院法学研究科准教授が執筆し、次号で発表する予定である。

我々の調査は、一地方の控訴院管内の陪審公判に関する資料を調査収集したに過ぎない。この資料集が契機となつて、全国の近代日本法制史、刑事訴訟法の研究者によつて、各控訴院管内の陪審裁判の実際について、同様な資料集が編集されて、調査研究が行われることを期待するものである。

なお、『広島修道大学「明治期の法と裁判」研究会』は、「大阪における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」と題する調査研究を企画し、平成二三（二〇一一）年六月公益法人日弁連法務研究財団の研究課題（No・94、研究主任増田修）として採用され、翌年からは「大阪控訴院

管内における陪審裁判」に範囲を拡張して、引続き我国において行われた陪審裁判の調査研究を継続している。

（注1）本稿は、増田が編集した。資料の調査・収集、電子ファイルの作成は、次の通り、居石、紺谷、増田、矢野が協同して行った。

「一 はじめに」、「二 松山における陪審公判一覧表」、「三 刑事統計年表」から見た陪審裁判、「六 陪審公判担当の判検事・弁護士の履歴」、「七 おわりに」は、増田が調査編集して電子ファイルを作成した。なお、弁護士の履歴のうち、愛媛県立図書館で取り洩らした部分は矢野の協力により収集した。

「五 刑事判決書」は、増田が鳥取地方検察庁に閲覧謄写申請を行い、居石、紺谷、増田、矢野が閲覧謄写に当たった。紺谷が③事件一⑥事件、居石が②事件の陪審判決・上告審判決の電子ファイルを作成した。

「四 新聞報道に見る陪審公判」は、まず矢野が愛媛県立図書館でマイクロフィルムを閲覧して収集した。そして、収集した海南新聞・伊予新報・愛媛新聞・大阪朝日新聞（香川愛媛版・愛媛版）の記事を、矢野と増田がパソコンに打ち込んだ。しかし、大量の読めない部分があり、居石・紺谷・増田・矢野が協力して、愛媛県立図書館で原紙を閲覧して、マイクロフィルムでは読めない部分を書き取り、矢野がそれらを電子ファイルに打ち込んだ。

（注2）平成二二（二〇一〇）年八月二四日、松山地方検察庁では、新任検事正の着任当日の忙しいさ中に、私達の刑事判決書調査の対応に当たられた担当の方々に、深甚の感謝の意を表する次第である。なお、矢野が、松山地方裁判に対して予審終結決定書、陪審公判始末簿などの閲覧・謄写申請を行ったが、現在は保存されていないことが判明した。

（注3）本稿の資料に基づいて執筆された論文に、矢野達雄「愛媛における陪審裁判」、『えひめ近代史研究』第六六号・近代史文庫・二〇一一年四月）がある。

（注4）陪審裁判に関する、どのような資料をどのようにしてし収集したか、そして、どのような問題点について注目しているかは、増田修「広島控訴院管内における陪審裁判―実証的研究のための資料探究―」、『修道法学』第三三卷第一号、二〇一一年二月）

を参照されたい。

『修道法学』に発表した広島控訴院管内の広島、山口、岡山、鳥取、松江、松山における陪審裁判に関する資料紹介は、増田が編集したものである。ただし、「広島における陪審裁判」中の「解題——広島における陪審裁判——」は緑大輔の著作であり、また、「平成17・18年調査活動記録——広島修道大学「明治期の法と裁判研究会——」は加藤高が執筆した。

(注5) 大阪控訴院管内における陪審裁判に関しては、増田修「究めたい！研究の現場から 大阪における陪審裁判——実証的研究のための資料探究——」(『JLF NEWS』50号、(公財)日弁連法務研究財団ニューズレター・二〇二二年二月)を参照されたい。

(追補) 平成三〇年七月二一日 増田修記

本稿は、「松山における陪審裁判」(『修道法学』第三六巻第一号・二〇一三年九月三〇日発行)のうち、「六 陪審公判を担当した判検事・弁護士の関歴」を増補したものである。そして、副題を改め、「広島控訴院間内で行われた陪審裁判に関する資料集・第六編」とした。